

平成 27 年度

仕事と家庭の両立支援に関する調査結果報告書
(育児・介護休業制度、女性の活躍の推進等実態調査)

岡山県産業労働部 労働雇用政策課

はじめに

仕事と家庭の両立支援に関する調査は、岡山県内の民間事業所における仕事と家庭の両立支援等の推進に関する実態を把握し、男女がともに職業生活と出産・育児や介護などの家庭生活を両立させることができ、働き続けやすい環境を整備していく上での基礎資料とすることを目的に、継続的に実施しているものです。

このたび、平成27年10月1日現在で調査を実施し、その結果を報告書としてまとめました。

今回の調査では、前回、平成24年に実施した仕事と家庭の両立に関する事項に『ゆう活』の実施状況の項目を加えた調査項目としています。

この報告書が、雇用環境の改善や、仕事と家庭がともに充実したワーク・ライフ・バランスを享受できる社会を実現するために、事業所やそこで働く人、県民皆さまの参考となれば幸いに存じます。

最後に、この調査の実施に当たり、多大な御協力をいただきました事業所並びに関係者の方々に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

平成28年5月

岡山県産業労働部 労働雇用政策課

目次

I 調査の概要	1
II 回答事業所の概要	2
III 調査結果の概要	4
第1章 仕事と家庭の両立に関する事項	5
1 仕事と家庭の両立支援の取組状況	5
2 『ゆう活』の実施状況	6
第2章 育児休業制度等に関する事項	7
1 育児休業制度の規定状況	7
2 育児のための勤務時間短縮等の制度	10
3 子の看護休暇に関する事項	11
第3章 介護休業制度等に関する事項	12
1 介護休業制度の規定状況	14
2 介護休業制度の内容	14
3 介護休業の取得状況	15
4 介護のための勤務時間短縮等の制度	16
5 介護休暇に関する事項	16
第4章 育児休業・介護休業終了後の職場復帰に関する事項	18
1 職場復帰プログラムの有無	18
2 復職後の職場・職種	18

第5章 再雇用制度に関する事項	19
1 育児・介護に係る再雇用制度の導入状況	18
2 育児・介護に係る再雇用制度の利用状況	20
第6章 パートタイム労働者の雇用管理に関する事項	21
1 パートタイム労働者の雇用状況	21
第7章 女性の活躍の推進状況に関する事項	24
1 女性労働者の配置・昇進	24
2 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策	25
3 ポジティブアクションの取組状況	25
第8章 職場における心の健康対策（メンタルヘルスケア）に関する事項	26
1 心の健康対策（メンタルヘルスケア）の取組状況	26
IV 付属統計表	27
（参考）平成27年度仕事と家庭の両立支援に関する調査票	87

I 調査の概要

1 調査の目的

県内の民間事業所における仕事と家庭の両立支援等の推進に関する実態を把握し、今後の労働行政施策の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査対象

日本標準産業分類に基づく大分類「鉱業，採石業，砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業，郵便業」「卸売業，小売業」「金融業，保険業」「不動産業，物品賃貸業」「宿泊業，飲食サービス業」「教育，学習支援業」「医療，福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、従業者数が30人以上の民間事業所のうち、無作為に抽出した2,000社（調査対象日に30人未満となっていた事業所についても集計に含めた）

3 調査対象日

平成27年10月1日現在で調査。ただし、育児・介護休業制度等の利用状況については、過去の一定期間の状況を調査。

4 調査期間

平成28年1月～2月

5 調査方法

郵送配布・郵送回収調査

6 回収状況

1,045事業所（回収率52.3%）

7 調査項目

仕事と家庭の両立、育児休業制度等、介護休業制度等、育児休業・介護休業終了後の職場復帰、再雇用制度、パートタイム労働者の雇用管理、女性の活躍の推進状況及び心の健康対策（メンタルヘルス）

8 注意事項

図表中の構成比は、小数点第2位以下を四捨五入して表示している。小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならないこと（99.9%、100.1%など）がある。

II 回答事業所の概要

1 規模別、産業別事業所の構成

有効回答のあった事業所は1,045事業所である。

産業別、規模別（本社、支社等を含む全常用労働者数による企業規模別をいう。以下同じ。）の構成は表1-1図、表1-2図の通りである。

表1-1図 産業別事業所の構成

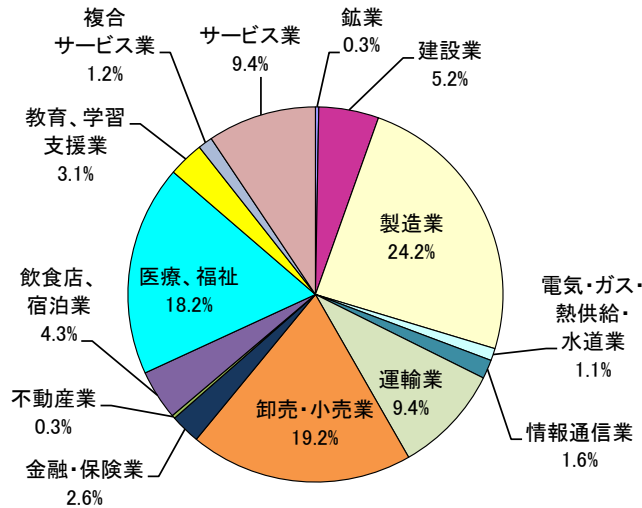
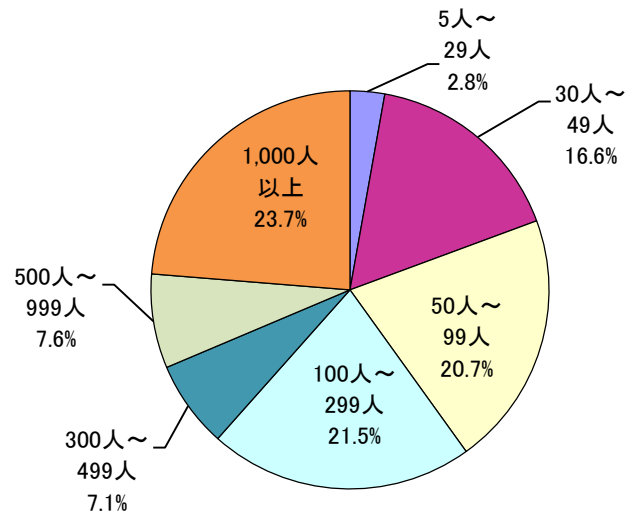


表1-2図 規模別事業所の構成

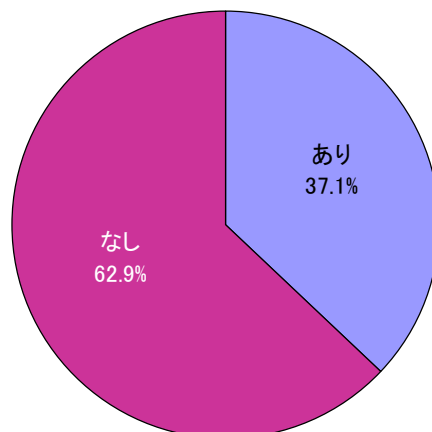


2 労働組合の有無

労働組合がある事業所は全体の37.1%となっている。産業別では「複合サービス業」が83.3%、「電気・ガス・熱供給・水道業」が72.7%と高くなっている。

規模別では規模が大きくなるほど労働組合「あり」の割合が高い傾向にあり、1,000人以上の事業所では79.0%となっている。（表1-3）

表1-3図 労働組合の有無



3 事業所の従業員の構成

常用労働者に占める男女の比率は、男性 55.7%、女性 44.3%である。

女性の占める割合の高い産業をみると、「医療、福祉」73.7%、「卸売・小売業」61.8%、「飲食店、宿泊業」60.3%、「教育、学習支援業」45.9%などとなっている。

また、常用労働者に占めるパートタイム労働者は 26.9%となっており、男女別にみると、男性労働者に占めるパートタイム労働者は 13.2%であるのに対し、女性労働者に占める割合は 44.1%となっており、産業別で最も高いのは「飲食店、宿泊業」の 96.0%となっている。(表 1-4)

表 1-4 図 全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合

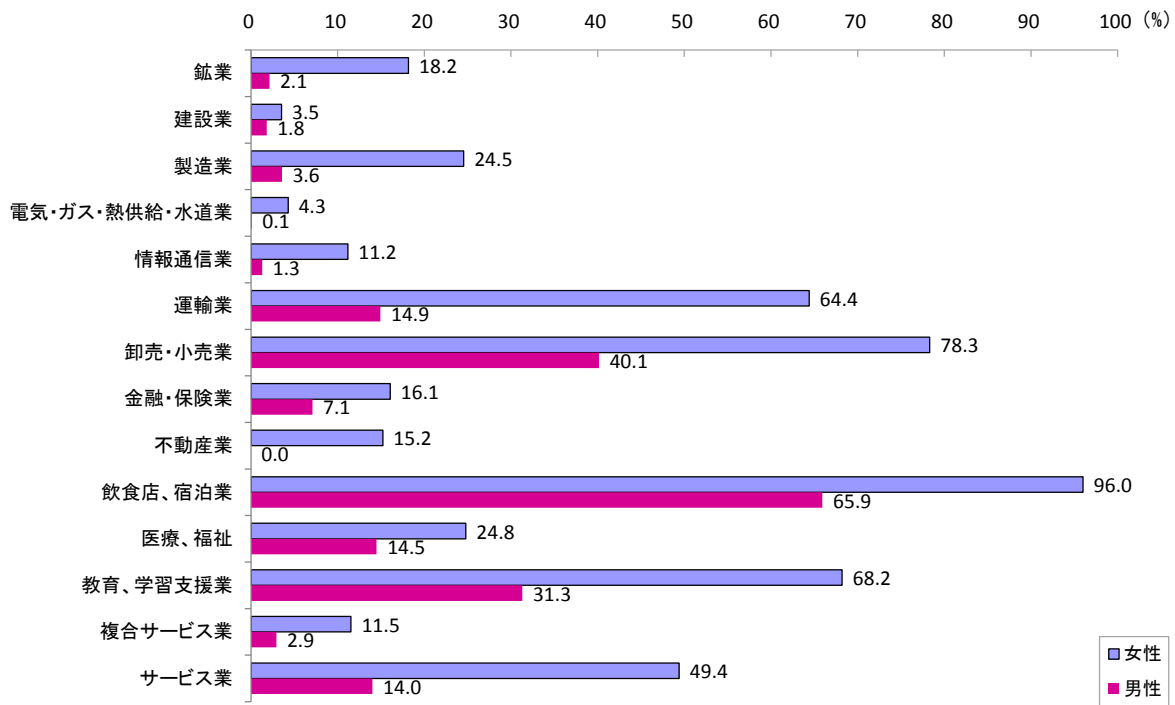
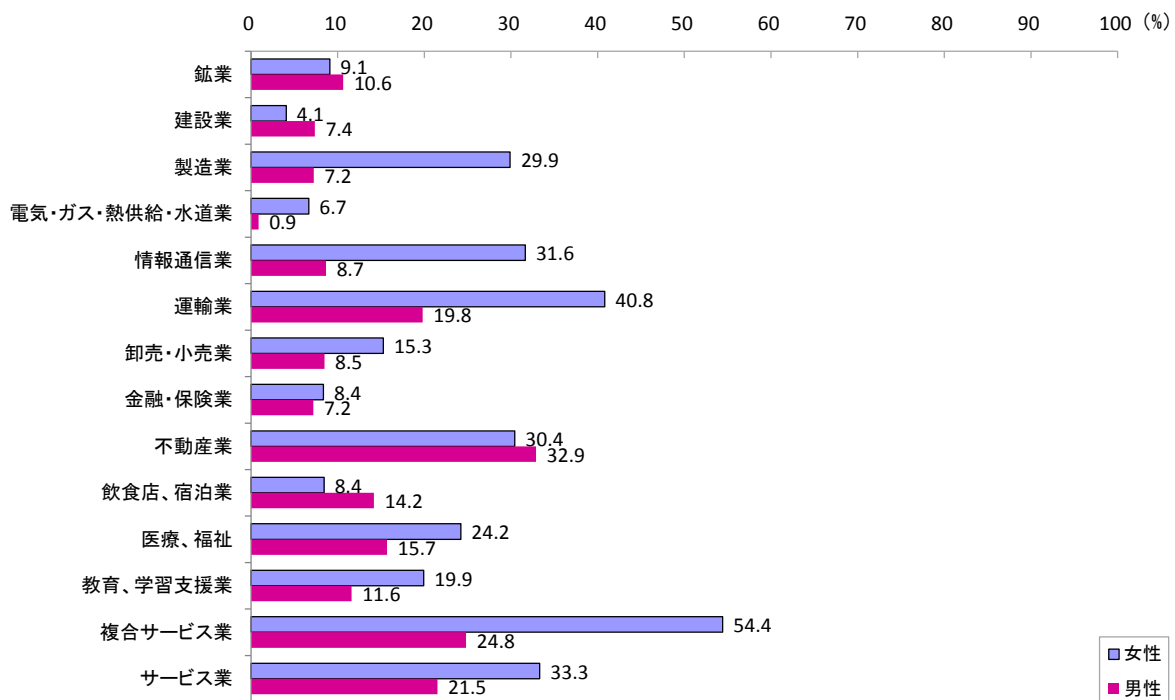


表 1-4 図 全常用労働者に占める有期労働者の割合



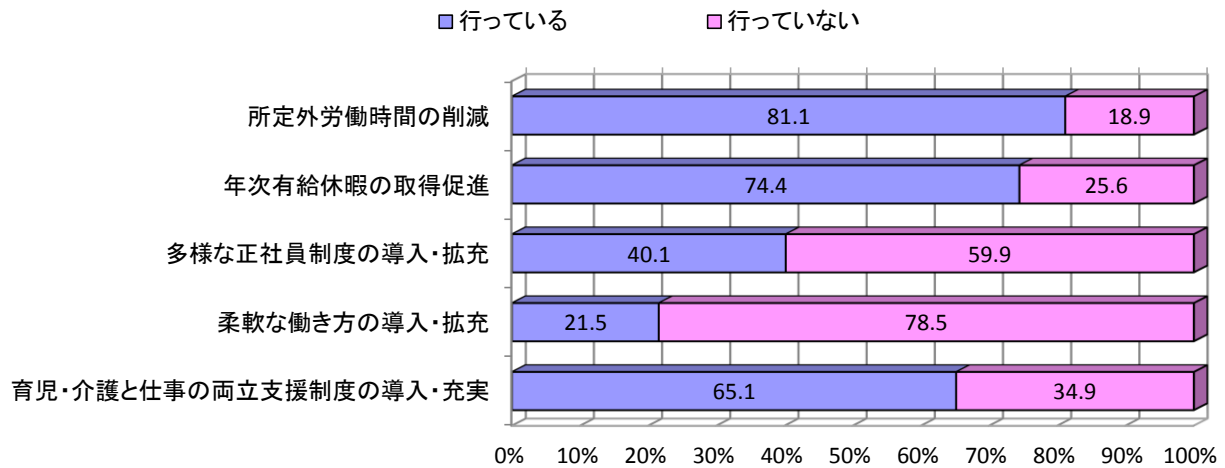
Ⅲ 調査結果の概要

第1章 仕事と家庭の両立に関する事項

1 仕事と家庭の両立支援の取組状況

仕事と家庭の両立支援の取組状況を項目別にみると、「所定外労働時間の削減」81.1%、「年次有給休暇の取得促進」74.4%、「育児・介護と仕事の両立支援制度の導入・充実」65.1%が高くなっている。最も低いのは「柔軟な働き方の導入・拡充」の21.5%となっている。(表2-1~5)

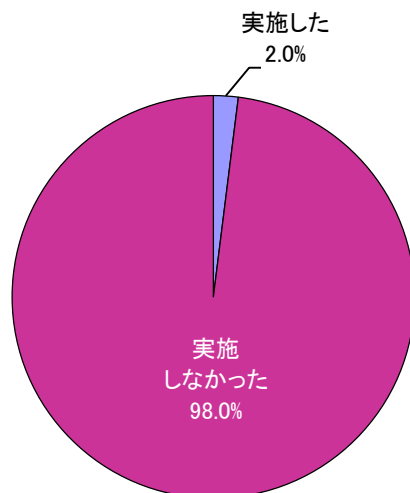
表2-1~5 図 仕事と家庭の両立支援の取組状況



2 『ゆう活』の実施状況

昨年の夏、『ゆう活』を実施した事業所は20事業所で、全体の2.0%に止まっている。産業別では、製造業、運輸業、金融・保険業、医療、福祉、教育、学習支援業の5業種で、実施した事業所が見られた。(表2-6)

表2-6 図 『ゆう活』の実施状況



なお、実施した場合の具体的な内容としては、以下の回答が7事業所より寄せられた(順不同)。

- ・ 工場労働者のうち、5名については始業時間を2時間、7月と8月に早めて始業。
- ・ 6・7・8月に通常の始業時刻(8:00)を1時間早め、7:00からとした(終業時刻も1時間早め、16:00とした)。
- ・ 朝6時出勤をみとめた。
- ・ 6月～9月頃にかけては、始業時刻(8時)より1時間早めて、仕事を行うことにしている。
- ・ 8～9月時に始業時刻(8時45分)を1時間早め、終業もそれに合わせ1時間早め(16時)とした。
- ・ H27年7月13日～8月31日の期間に通常の始業時刻(8:45)を1時間早め、勤務時間を7:45～16:45として、16:45以降の時間外労働を原則禁止とした。
- ・ 2011年よりサマータイムを本社で導入 9:00～17:50 →8:00～16:50。2011年10月より全国拠店で一斉導入 9:00～17:50→8:00～16:50。2012年4月より年中就業時間を変更 8:00～16:50。

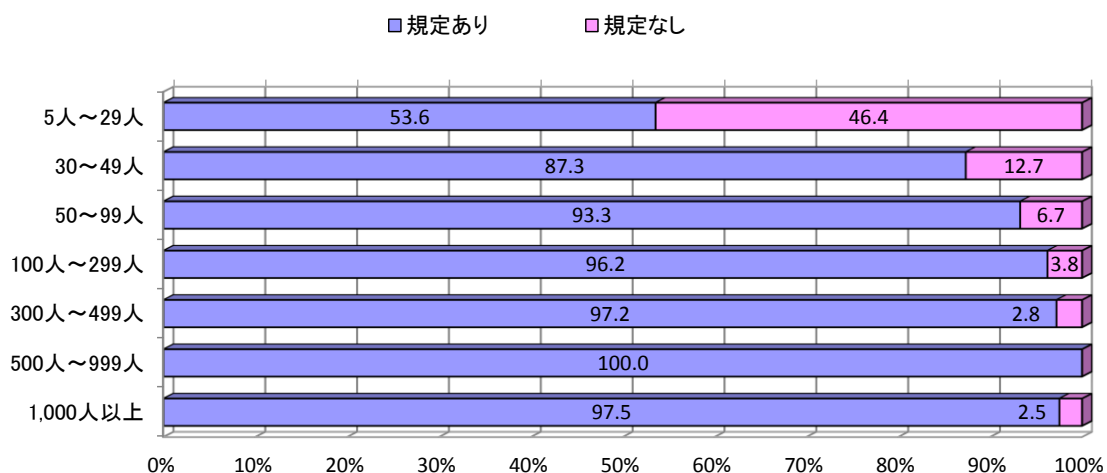
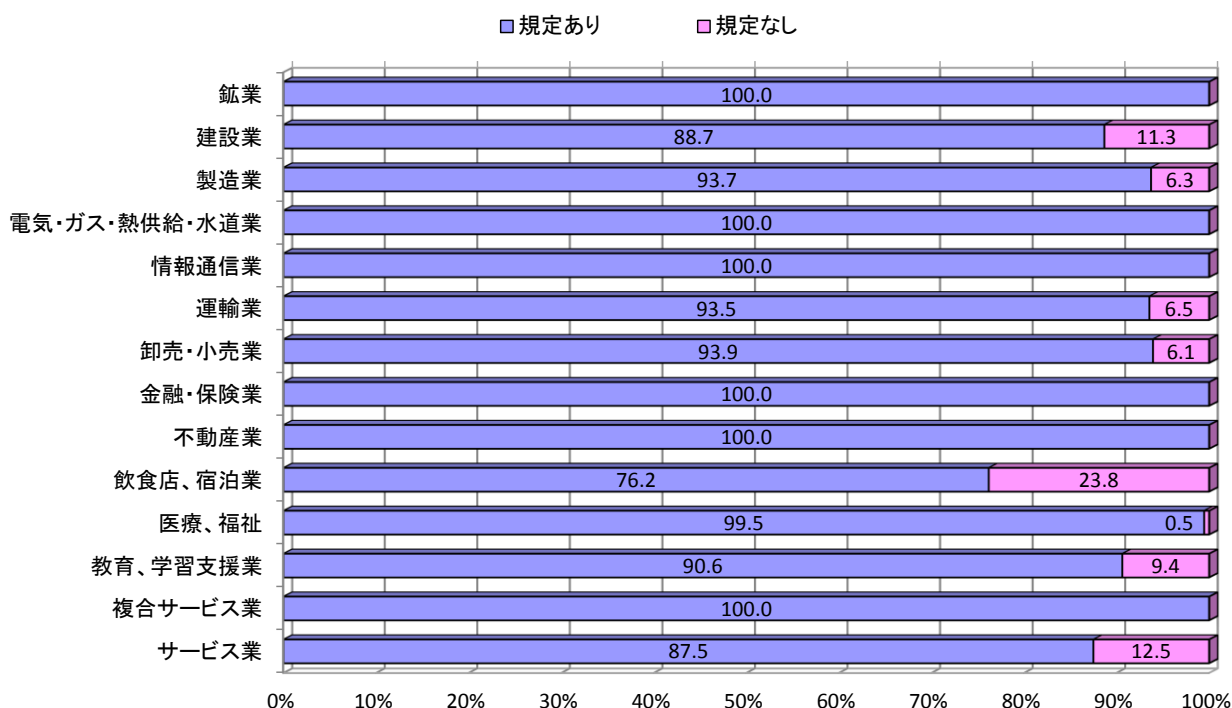
第2章 育児休業制度等に関する事項

1 育児休業制度の規定状況

育児休業制度について就業規則等に規定している事業所は93.6%（前回94.2%）であり、産業別にみると、ほとんどの業種で90%を超えているが、「飲食店、宿泊業」が76.2%と他よりも低くなっている。

規模別にみると100人以上の事業所では95%を超えている。（表3-1）

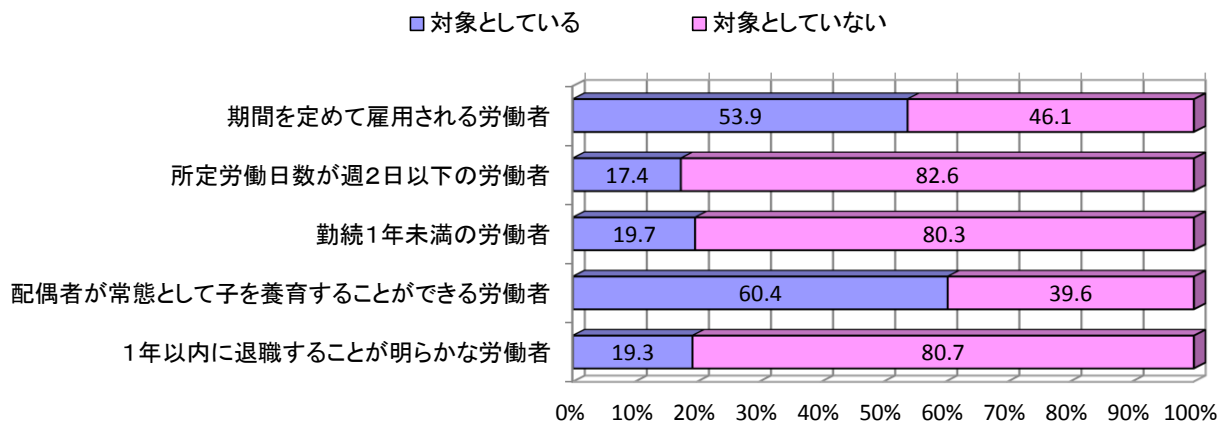
表3-1 図 育児休業制度の規定状況



(1) 育児休業制度の対象となる労働者の範囲

育児・介護休業法で適用除外になっていた、労使協定で除外できていることになっている者について、育児休業制度の対象者としている事業所は、多い順に「配偶者が常態として子を養育することができる労働者」60.4%（前回 54.4%）、「期間を定めて雇用される労働者」53.9%（同 43.5%）、「勤続1年未満の労働者」19.7%（同 15.0%）、「1年以内に退職することが明らかな労働者」19.3%（同 16.0%）、「所定労働日数が週2日以下の労働者」17.4%（同 10.9%）となっている。（表 3—2～6）

表 3—2～6 図 育児休業制度の対象者



(2) 育児休業制度の取得可能期間

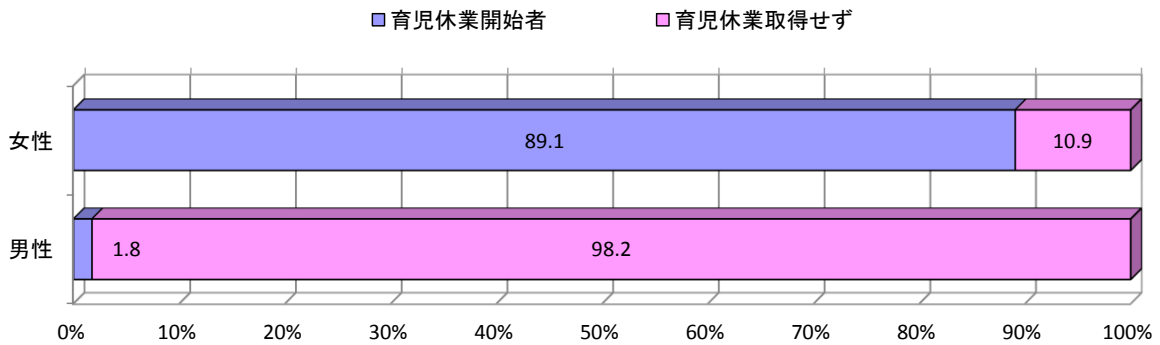
育児休業制度の取得可能期間については、法が定める期間である「子が満1歳未満（法律に定める要件による1歳6か月未満までの期間延長を含む）」とする事業所が57.4%（前回62.5%）である。一方、法が定める期間以上を取得可能期間としている事業所は、「子が満1歳6ヶ月未満（法律に定める要件による期間延長を除く）」が24.5%（同25.1%）、「子が満3歳未満」が12.7%（同7.0%）、「子が満2歳未満」が3.9%（同4.0%）、「子が満3歳以上」が1.6%（同1.4%）となっている。（表3-7）

(3) 育児休業制度の取得者の状況

出産者に占める育児休業取得者の割合を性別で見ると、女性は89.1%（前回85.6%）、うち代替要員を採用したのは26.3%（同26.2%）である。

男性は1.8%（同4.3%）、うち代替要員を採用したのは4.2%（同6.0%）である。（表3-8）

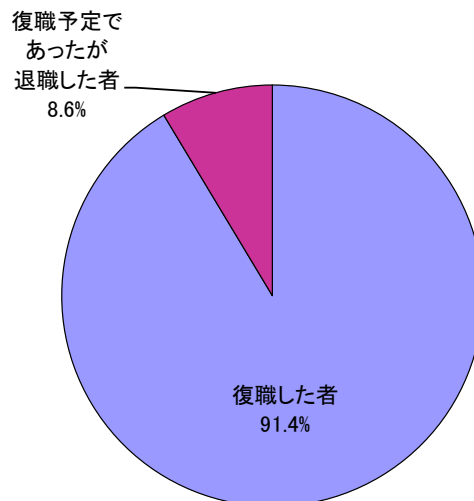
表3-8 図 育児休業制度の取得者の状況



(4) 育児休業終了後の復職状況

育児休業終了後の復職状況（平成26年4月1日から平成27年3月31日までに復職予定だった者）を男女別にみると、女性の復職率は91.4%（前回92.8%）、男性の復職率は95.2%（同95.7%）となっている。（表3-9）

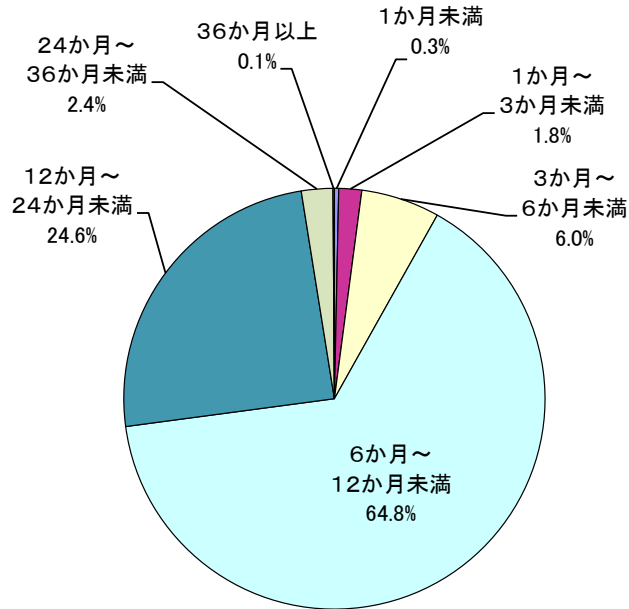
表3-9 図 育児休業終了後の復職状況（女性）



(5) 育児休業制度の取得期間

育児休業制度を利用した女性の取得期間は、「6か月～12か月未満」が最も多く64.8%（前回63.8%）、「12か月～24か月未満」が24.6%（同19.6%）、「3か月～6か月未満」が6.0%（同8.5%）などとなっている。（表3-10）

表3-10 図 育児休業制度の取得期間（女性）

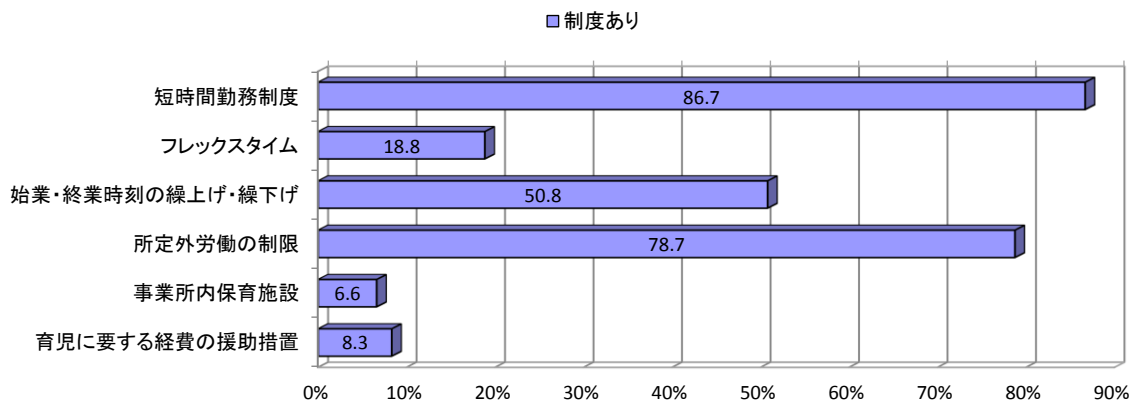


2 育児のための勤務時間短縮等の制度

(1) 勤務時間短縮等の制度の導入状況

育児休業を取得しないで、または育児休業終了後に、勤務しながら育児をする労働者を援助するために実施している各制度について、導入している事業所は91.2%（前回87.1%）である。制度ごとの導入状況（複数回答）をみると、多い順に「短時間勤務制度」が86.7%（同82.0%）、「所定外労働の制限」が78.7%（前回は「所定外労働の免除」70.7%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が50.8%（同45.0%）、「フレックスタイム」が18.8%（同15.4%）、「育児に要する経費の援助措置」が8.3%（同5.8%）、「事業所内保育施設」が6.6%（同6.6%）となっている。（表3-12）

表3-12 図 育児のための勤務時間短縮等の制度の導入状況



(2) 勤務時間短縮等の措置の内容

勤務時間短縮等の措置を利用できる子の年齢を制度別にみると、「育児に要する経費の援助措置」は63.5%（前回50.0%）、「フレックスタイム」は59.0%（同44.1%）、「事業所内保育施設」は47.4%（同78.1%）の事業所が「子が3歳以上」まで制度利用可能としている。

また、「短時間勤務制度」の短縮する時間の長さについては、所定労働時間の短縮時間が「1時間未満」が4.4%（同8.0%）、「1時間以上2時間未満」が54.8%（同57.6%）、「2時間以上4時間未満」が29.9%（同29.2%）、「4時間以上」が10.8%（同5.2%）となっている。（表3-13~18）

表 3-13~18 図 各制度の利用可能期間

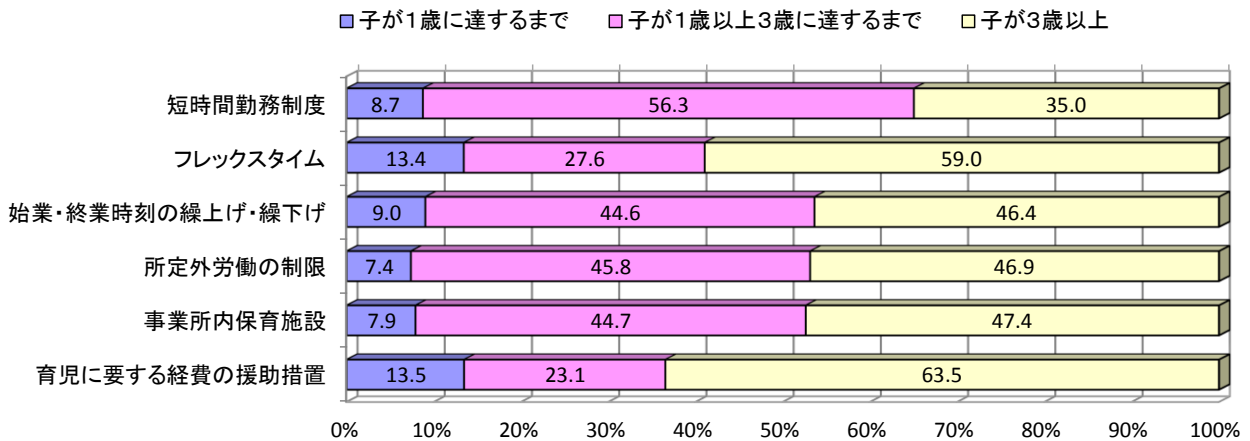
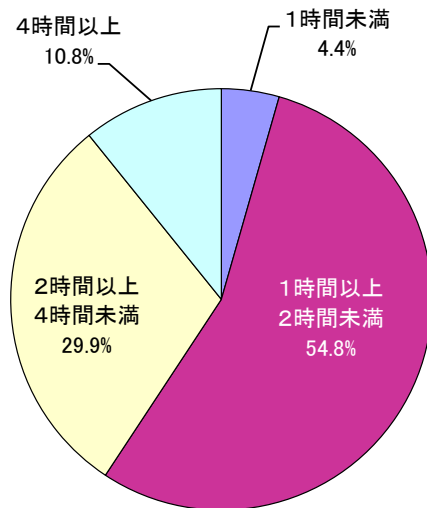


表 3-13 図 短時間勤務制度 短縮時間



3 子の看護休暇に関する事項

(1) 子の看護休暇制度の規定状況

子の看護休暇について就業規則等に規定している事業所は 80.4%（前回 81.3%）であり、このうち有給または一部有給としている事業所は 35.9%（同 32.2%）である。

産業別にみると、「鉱業」が 100.0%（前回 80.0%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」が同じく 100.0%（同 82.8%）、「金融・保険業」が 96.3%（同 88.2%）、「医療、福祉」が 90.2%（同 89.0%）、「複合サービス業」が 84.6%（同 81.8%）と高くなっている。

規模別にみると、100 人以上の規模で 80%を超えている。（表 4-1~2）

表 4-1 図 子の看護休暇制度の規定状況

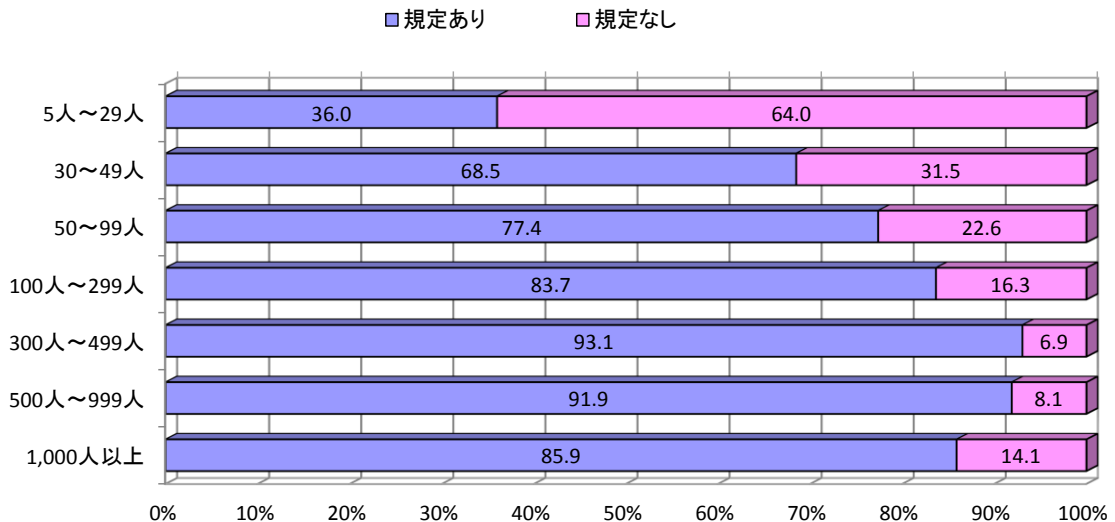
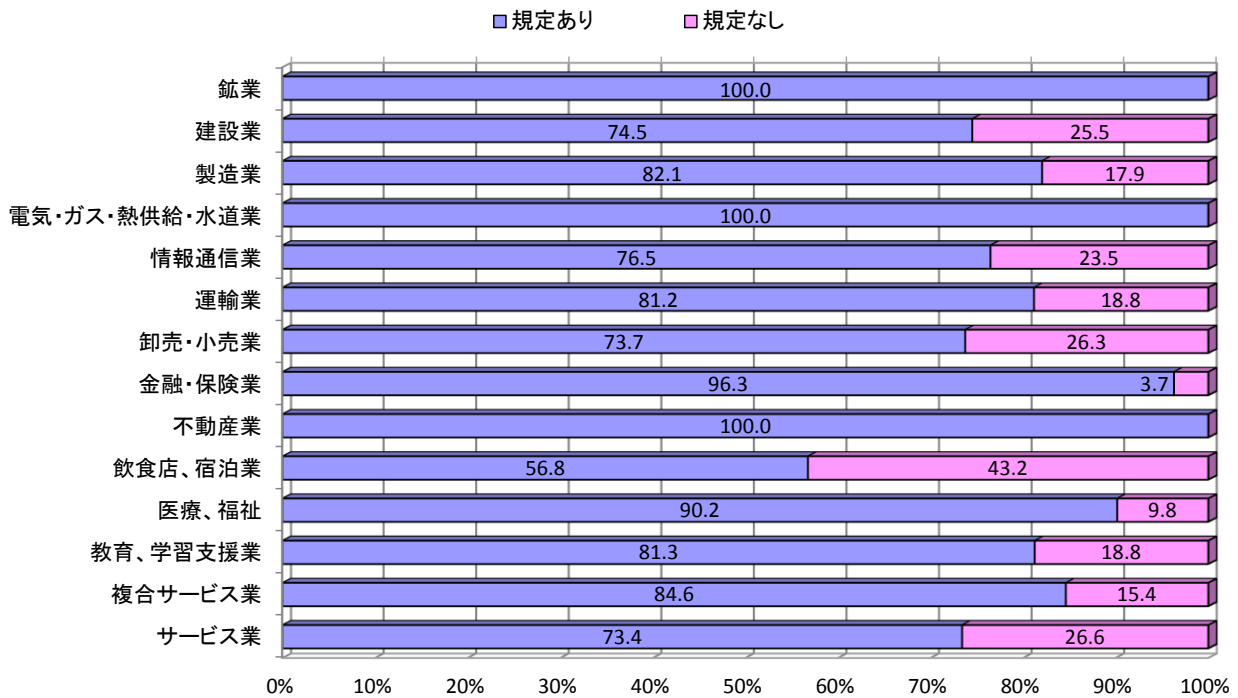
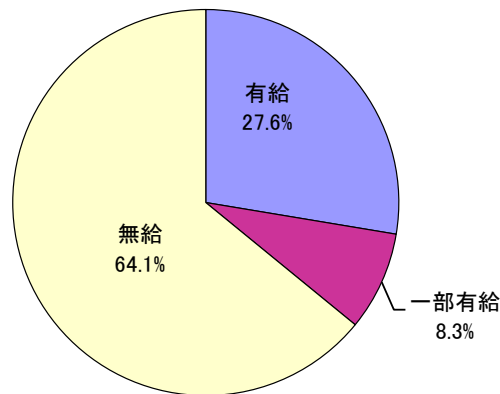


表 4-2 図 子の看護休暇制度の有給の状況



(2) 子の看護休暇制度の内容

看護休暇制度の取得可能期間は、「子が小学校就学の始期に達するまで」とする事業所が 85.1% (前回 87.1%)、「子が小学校卒業以降も対象」とする事業所が 5.6% (同 7.0%) である。

看護休暇取得の制限については、「同一の労働者につき」取得可能とする事業所が 23.1% (同 21.2%)、「同一の子につき」取得可能とする事業所が 58.2% (同 60.4%) となっている。また、取得日数は「5日」が 75.6% (同 79.9%) と最も多い。(表 4-6~8)

表 4-6 図 子の看護休暇制度の期間の制限

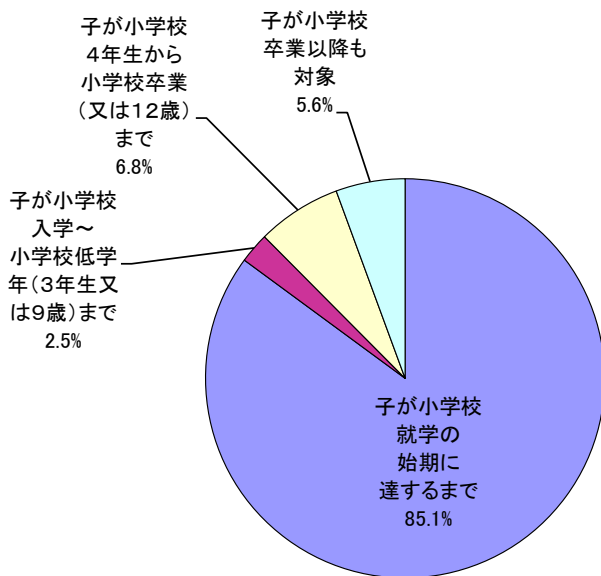
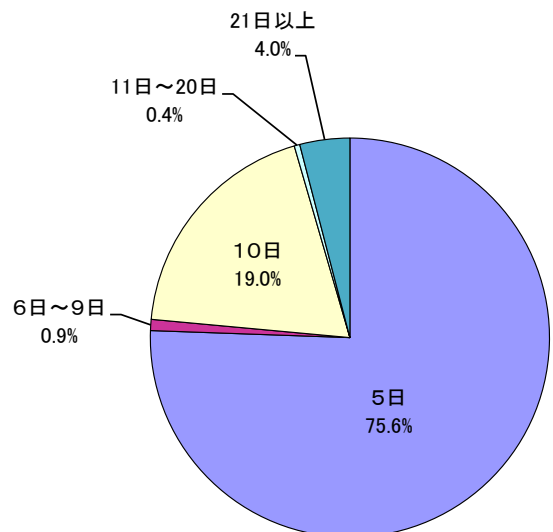


表 4-8 図 子の看護休暇制度の日数の制限



(3) 子の看護休暇制度の取得状況

看護休暇制度の取得状況をみると、就学前の子を持つ女性労働者のうち、看護休暇を取得したのは 21.6% (前回 14.3%)、就学前の子を持つ男性労働者のうち、看護休暇を取得したのは 1.9% (前回 2.7%) である。

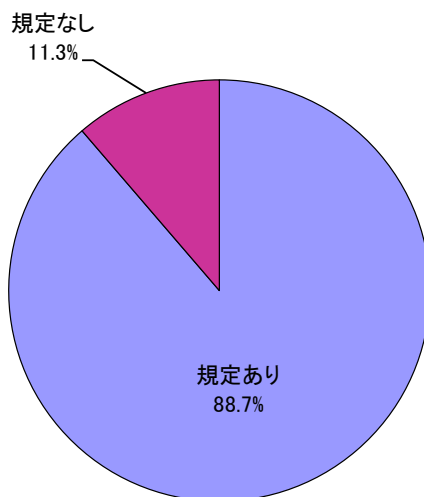
子の看護休暇利用日数は、女性で「3日以下」が 53.7% (前回 42.4%)、「4日~6日」が 33.5% (同 44.2%) などとなっており、男性では「3日以下」が 69.1% (同 74.2%)、「10日以上」が 14.9% (同 4.5%) などとなっている。(表 4-9~12)

第3章 介護休業制度等に関する事項

1 介護休業制度の規定状況

介護休業制度について就業規則等に規定している事業所は、88.7%（前回 90.4%）である。
（表 5-1）

表 5-1 図 介護休業制度の規定状況

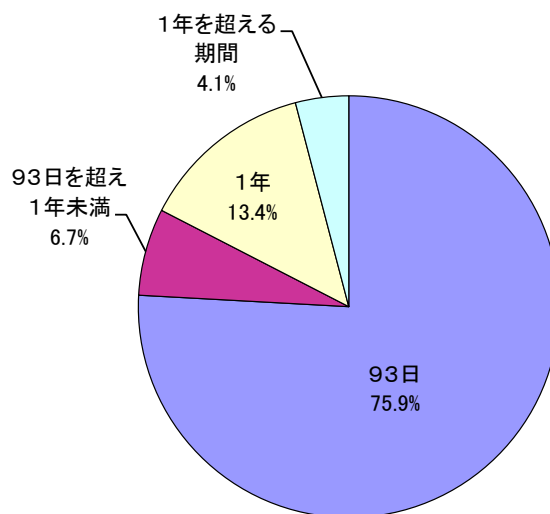


2 介護休業制度の内容

(1) 介護休業の取得可能期間

介護休業の取得可能期間は、「93日」の事業所が 75.9%（前回 76.0%）、「93日を超え1年未満」が 6.7%（同 8.9%）、「1年」が 13.4%（同 11.7%）、「1年を超える期間」が 4.1%（同 3.4%）となっている。（表 5-2）

表 5-2 図 介護休業の取得可能期間



(2) 介護休業の取得可能回数

介護休業の取得可能回数は、「対象家族一人につき1回」の事業所が47.3%（前回45.9%）と最も多く、「対象家族一人につき常時介護を必要とする状態ごとに1回」が29.9%（同31.5%）などとなっている。「制限なし」とする事業所は13.2%（同14.8%）である。（表5-3）

(3) 介護休業の対象となる労働者の範囲

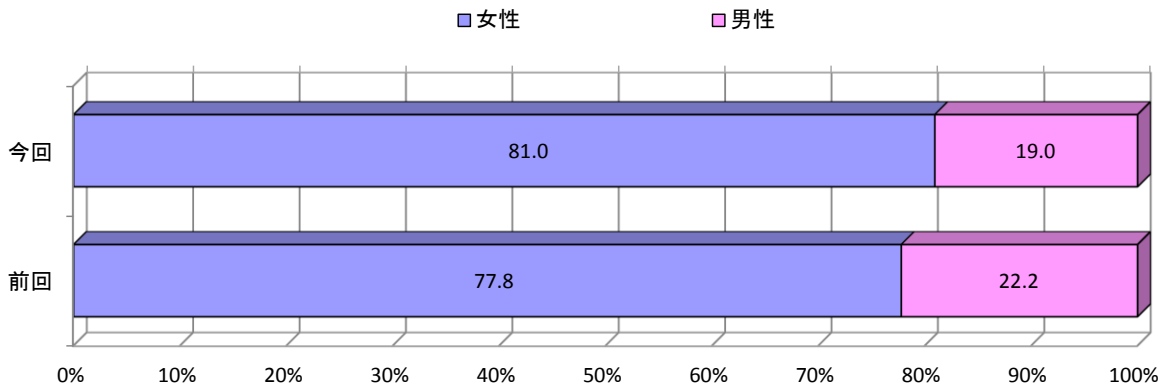
育児・介護休業法の適用除外になっていたり、労使協定で除外できることとなっている者について、介護休業の対象としている事業所は、「期間を定めて雇用される労働者」が50.4%（前回45.7%）、「所定労働日数が週2日以下の労働者」が12.3%（同11.2%）、「勤続1年未満の労働者」が14.3%（同11.6%）、「93日以内に退職が明らかな労働者」が10.2%（同8.6%）である。（表5-4～7）

3 介護休業の取得状況

(1) 介護休業取得者

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に介護休業を開始した者のいた事業所は4.0%（前回4.7%）である。また介護休業取得者の男女比は女性81.0%（同77.8%）、男性19.0%（同22.2%）となっている。（表5-8～9）

表5-9 図 介護休業取得者の男女比



(2) 休業終了後の復職状況

介護休業終了後、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に復職予定だった者のうち、復職した者の割合は92.0%（前回92.7%）となっており、女性が95.0%（前回93.8%）、男性80.0%（同88.9%）となっている。（表5-10）

(3) 介護休業の取得期間

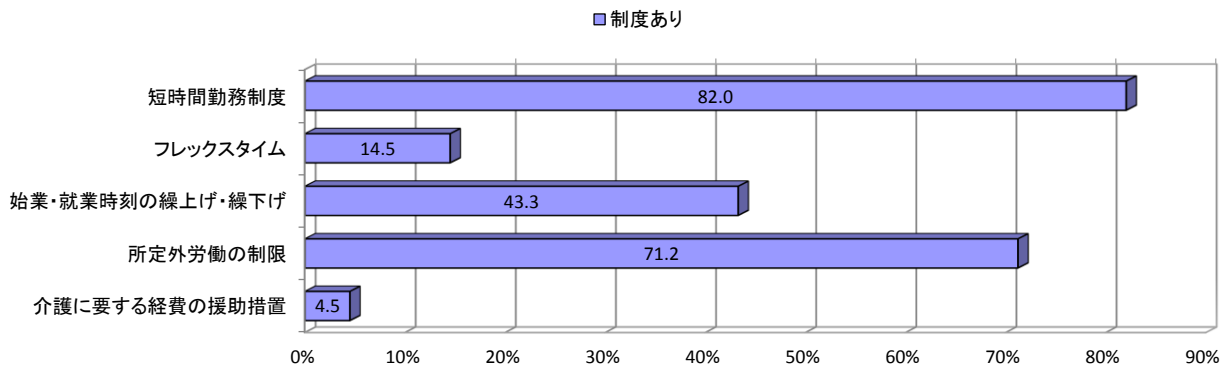
介護休業取得者の取得期間をみると、「3か月～1年未満」が41.7%（前回10.5%）、「1か月～3か月未満」が25.0%（同68.4%）、「1週間未満」が20.8%（同10.5%）となっている。（表5-11）

4 介護のための勤務時間短縮等の制度

(1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況

介護休業を取得しないで、または介護休業終了後に勤務しながら介護をする労働者を援助するために実施している各措置について、導入している事業所は 89.1%（前回 85.0%）である。各措置の導入状況（複数回答）をみると、多い順に「短時間勤務制度」が 82.0%（同 80.0%）、「所定外労働の制限」が 71.2%（同 53.4%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が 43.3%（同 38.7%）、「フレックスタイム」が 14.5%（同 12.8%）、「介護に要する経費の援助措置」が 4.5%（同 4.1%）となっている。（表 5-12）

表 5-12 図 介護のための勤務時間短縮等の制度の導入状況



(2) 勤務時間短縮等の措置の内容

短時間勤務制度を実施している事業所について、1日に短縮する時間の長さは、「1日1時間以上2時間未満」が 56.2%（前回 58.0%）、「1日2時間以上4時間未満」が 26.9%（同 29.2%）などとなっている。（表 5-13）

5 介護休暇制度に関する事項

(1) 介護休暇制度の導入状況

介護休暇制度について就業規則等に規定している事業所は、82.3%（前回 79.1%）であり、このうち「有給」「一部有給」としている事業所は 33.4%（同 26.9%）である。

制度の規定がない事業所のうち、今後「制度の導入予定あり」としている事業所は 12.8%（同 25.8%）である。（表 6-1~3）

表 6-1 図 介護休暇制度の規定状況

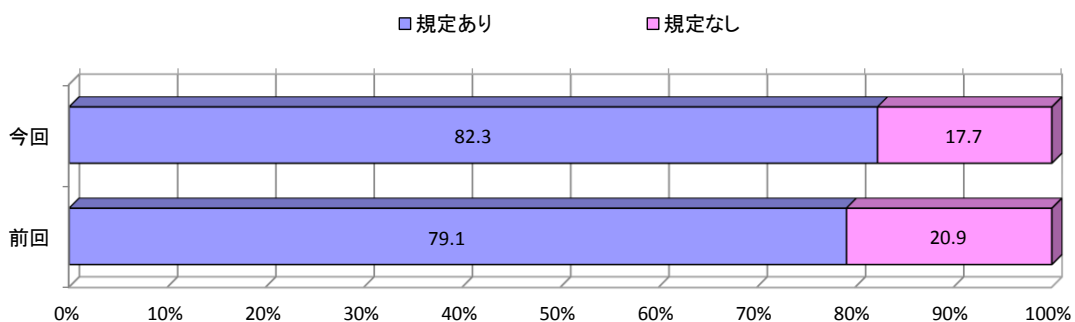
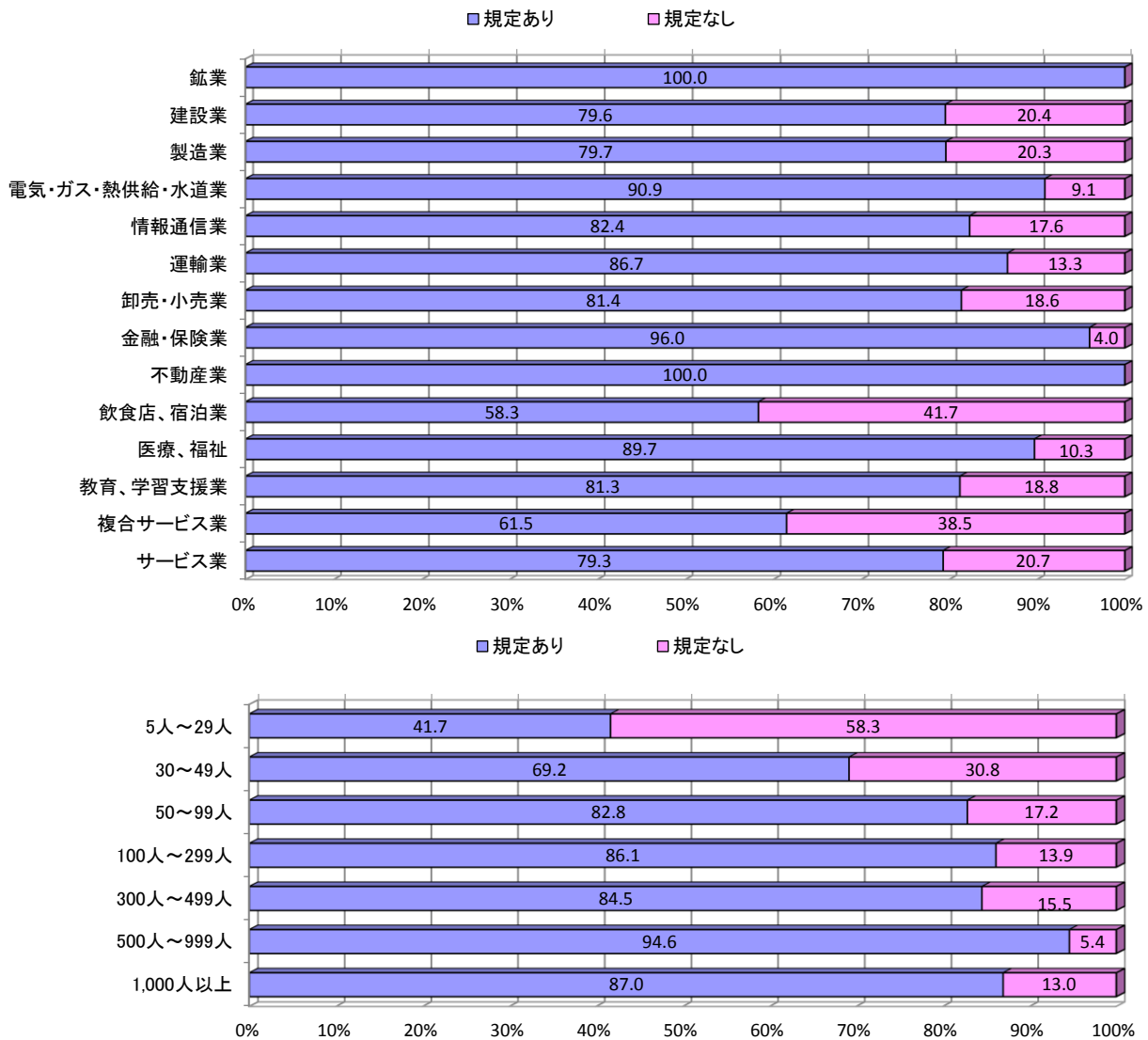


表 6-1 図 介護休暇制度の規定状況



(2) 介護休暇の対象となる労働者の範囲

育児・介護休業法の適用除外になっていたり、労使協定で除外できることとなっている者について、介護休暇の対象としている事業所は「所定労働日数が週2日以下の労働者」で14.2%（前回10.6%）、「勤続6ヶ月未満の労働者」で19.4%（同15.1%）、「勤続1年未満の労働者」で53.9%（同50.7%）となっている。（表6-4～6）

(3) 介護休暇取得の制限

介護休暇取得の制限については、「同一の労働者につき」が31.2%（前回26.8%）、「同一の要介護状態の対象家族につき」が54.9%（同57.3%）であり、「制限なし」とする事業所は6.0%（同6.8%）となっている。（表6-7）

(4) 介護休暇制度の取得日数

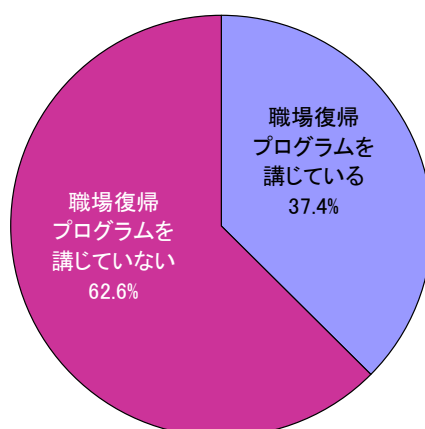
介護休暇制度取得者の取得日数は、「3日以下」が52.6%（前回34.9%）、「4日～6日」が39.8%（同46.8%）などとなっている。（表6-9）

第4章 育児休業・介護休業終了後の職場復帰に関する事項

1 職場復帰プログラムの有無

育児休業や介護休業を取得した労働者の円滑な職場復帰のために、情報提供や講習等の職場復帰プログラムの措置を講じている事業所は37.4%（前回41.0%）である。その措置内容は、「企業や仕事に関する情報提供」が30.2%（同33.7%）、「職場復帰のための講習」が14.2%（同18.8%）などである。（表7-1）

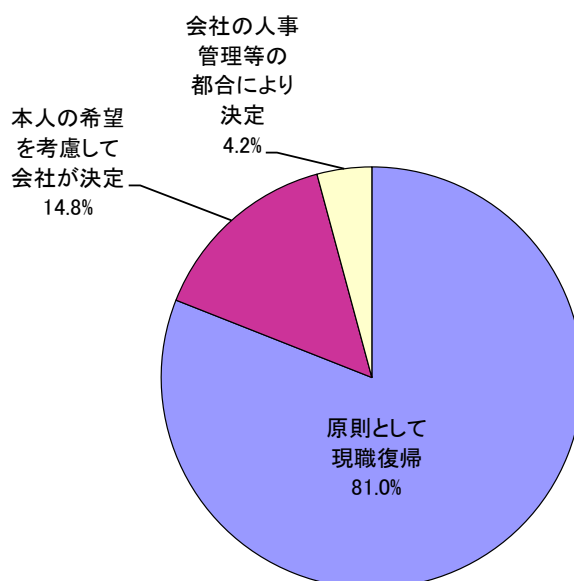
表7-1 図 育児休業・介護休業終了後の職場復帰プログラムの有無



2 復職後の職場・職種

育児休業や介護休業を取得した労働者の復職後の職場・職種の取り扱いについては「原則として現職復帰」が81.0%（前回82.0%）、「本人の希望を考慮して会社が決定」が14.8%（同13.5%）、「会社の人事管理等の都合により決定」が4.2%（同4.5%）となっている。（表7-2）

表7-2 図 復職後の職場・職種



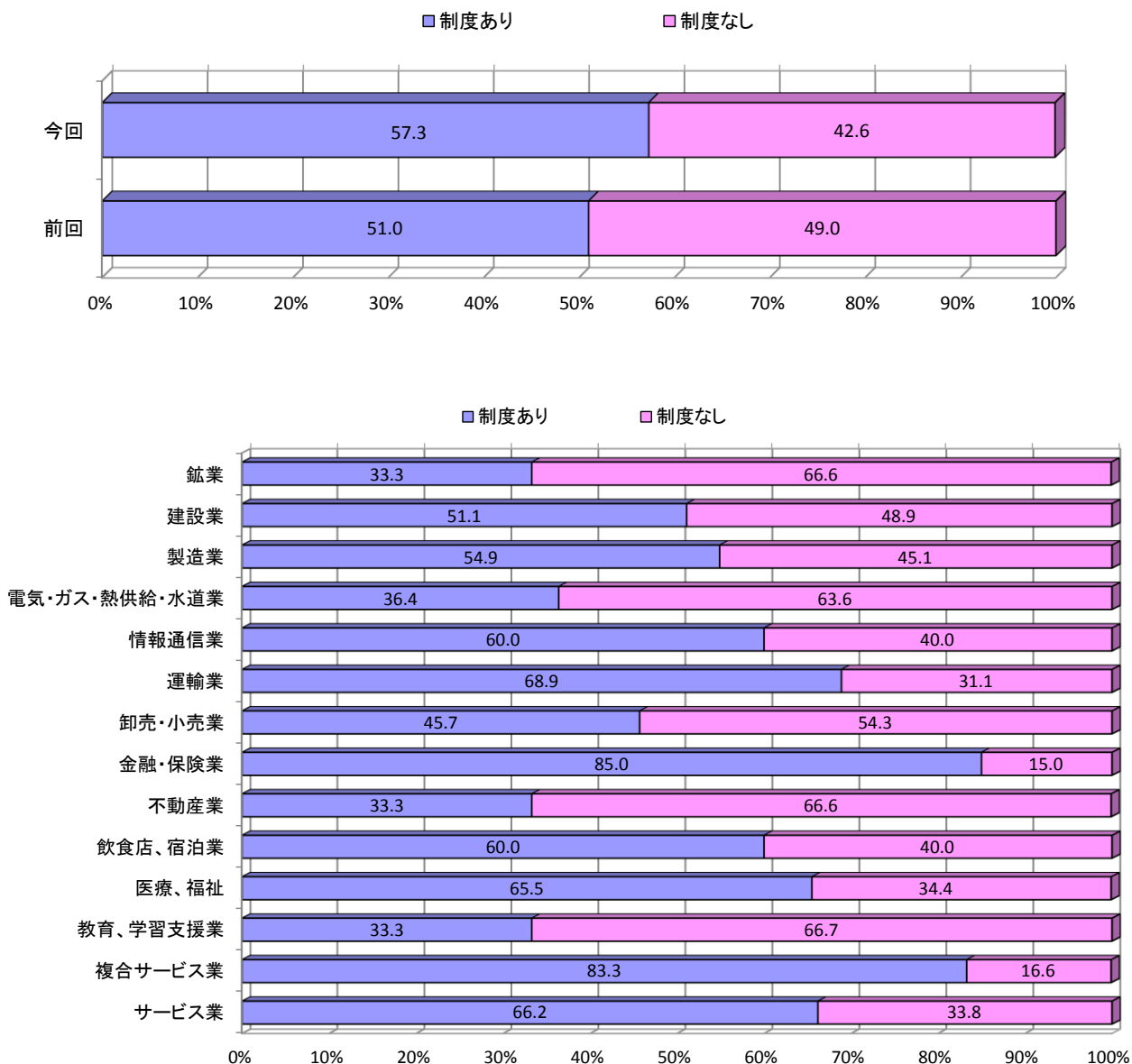
第5章 再雇用制度に関する事項

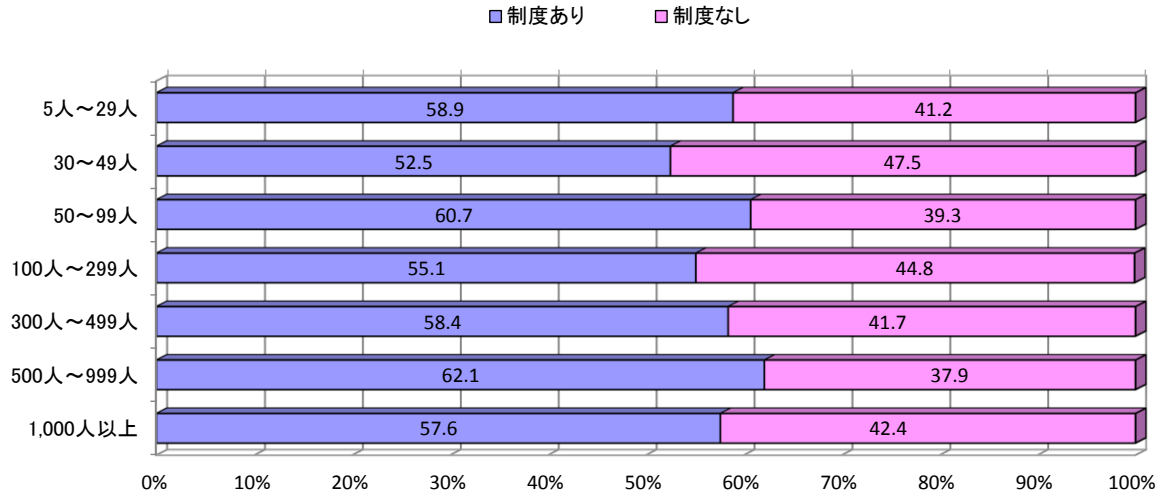
1 育児・介護に係る再雇用制度の導入状況

育児・介護に係る「再雇用制度あり」の事業所は57.3%（前回51.0%）である。

「再雇用制度なし」の事業所のうち、「検討中」と回答した事業所は9.0%（同12.7%）である。（表8-1）

表 8-1 図 再雇用制度の導入状況





2 育児・介護に係る再雇用制度の利用状況

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に育児・介護に係る再雇用制度の適用を受けて退職した者の男女比は、女性が35.5%（前回57.0%）、男性が64.5%（同43.0%）であった。

また、同時期に育児・介護に係る再雇用制度により再雇用された者の男女比は、女性が30.4%（同40.6%）、男性が69.6%（同59.4%）であった。（表8-2）

第6章 パートタイム労働者の雇用管理に関する事項

1 パートタイム労働者の雇用状況

(1) パートタイム労働者の平均労働日数・時間

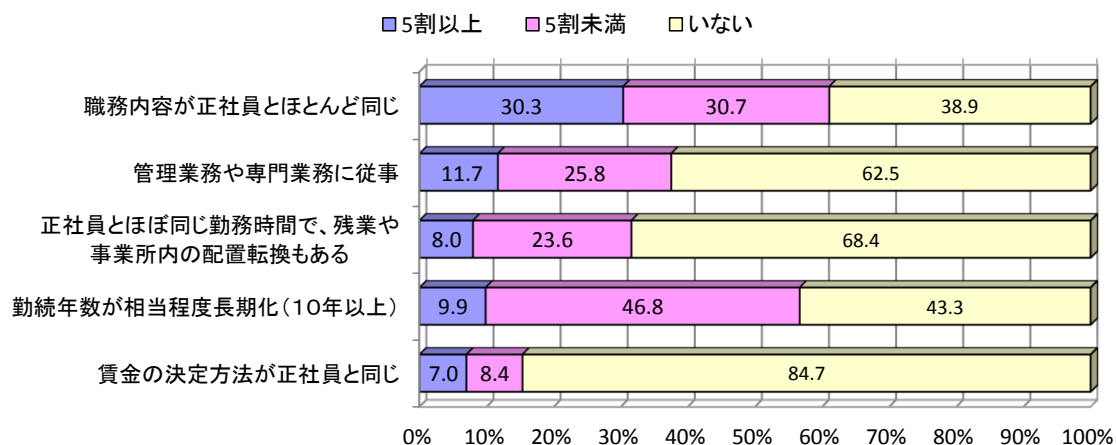
パートタイム労働者の1日あたりの平均労働時間は、5.8時間（前回5.6時間）であり、また週あたりの平均労働日数は4.4日（同4.4日）である。

また、パートタイム労働者の平均的な勤続年数は、5.4年（同5.2年）となっている。（表9-1）

(2) パートタイム労働者の職務内容

パートタイム労働者について、その職務内容の状況は、表9-2～6のとおりである。

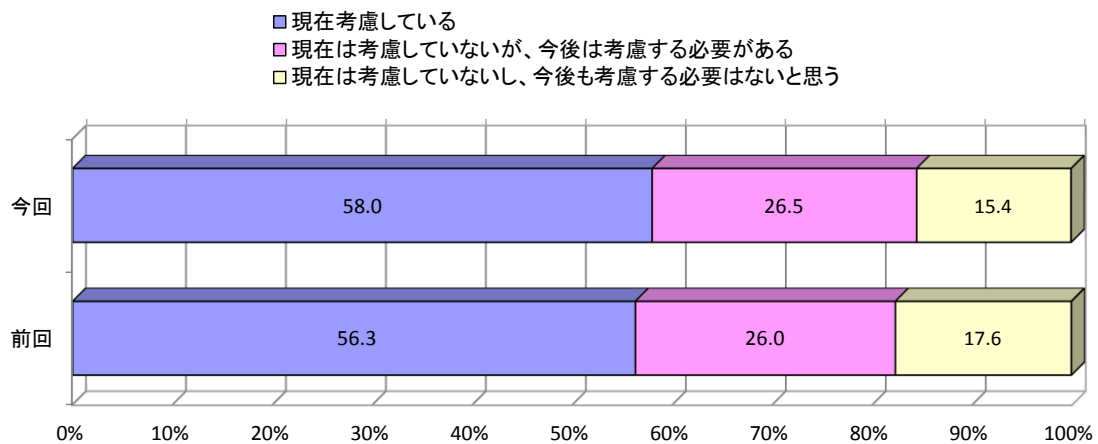
表9-2～6 図 パートタイム労働者の職務内容



(3) パートタイム労働者の処遇（賃金・昇給等）

パートタイム労働者の賃金、昇給を決めるにあたって正社員との均衡を考慮しているかについて、「現在考慮している」事業所は 58.0%（前回 56.3%）、「現在は考慮していないが、今後は考慮する必要がある」が 26.5%（同 26.0%）、「現在は考慮していないし、今後も考慮する必要はないと思う」が 15.4%（同 17.6%）である。（表 9-7）

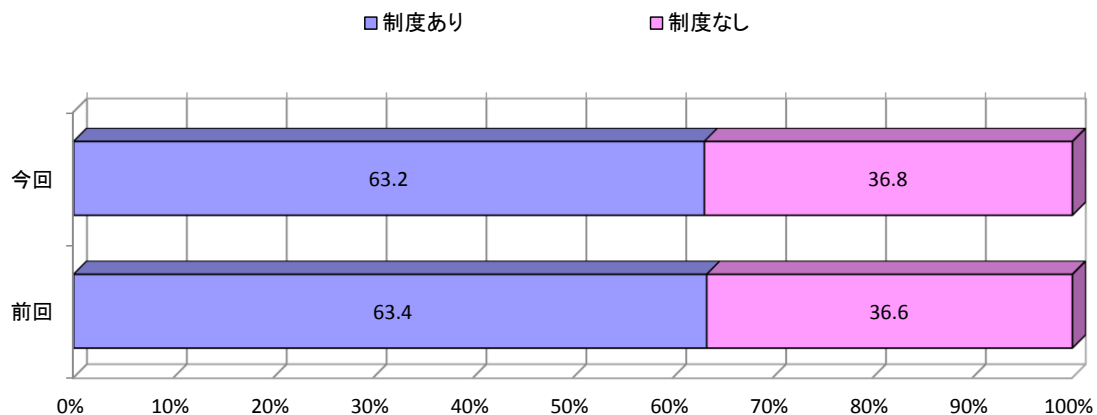
表 9-7 図 パートタイム労働者の処遇の考慮



(4) パートタイム労働者の正社員への転換制度

パートタイム労働者の正社員への転換制度について、「あり」と回答した事業所は 63.2%（前回 63.4%）である。（表 9-8）

表 9-8 図 パートタイム労働者の正社員への転換制度の状況



(5) パートタイム労働者の福利厚生状況

パートタイム労働者の福利厚生状況について、「パート労働者専用の適用規定を作成」している事業所が66.0%（前回61.0%）、「通常の就業規則を適用」が18.2%（同19.6%）となっている。

また、「退職金の支給」は「あり」が9.1%（前回11.8%）、「教育訓練の機会」は「あり」が78.4%（同71.3%）、「福利厚生施設の利用」は「できる」が78.2%（同76.4%）となっている。（表9-9～12）

表9-9 図 パートタイム労働者の就業規則の形態

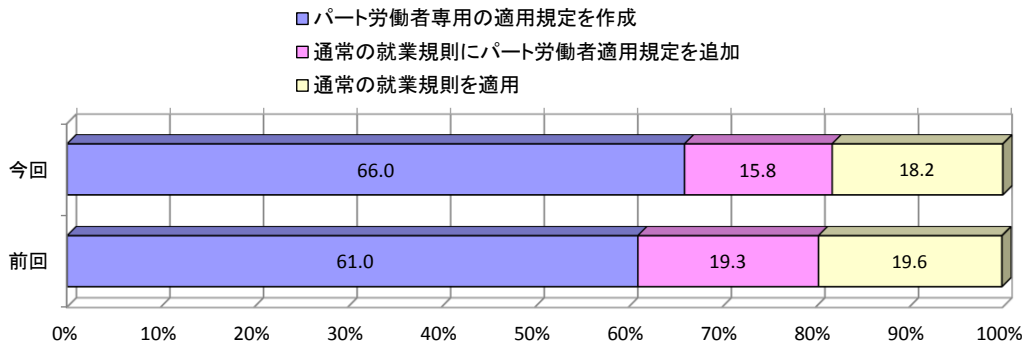


表9-10 図 パートタイム労働者の退職金の支給

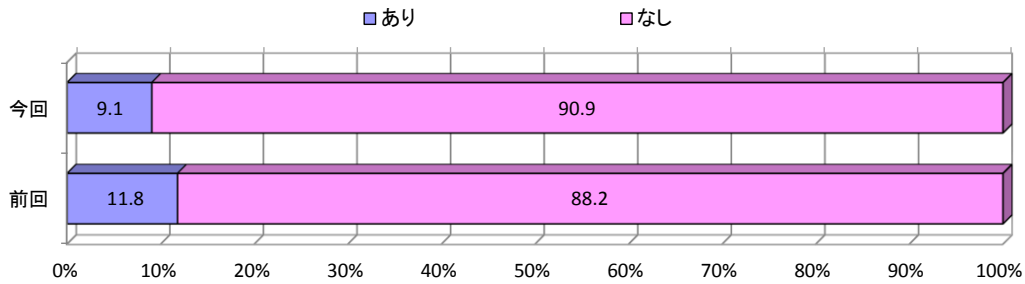


表9-11 図 パートタイム労働者の教育訓練の機会

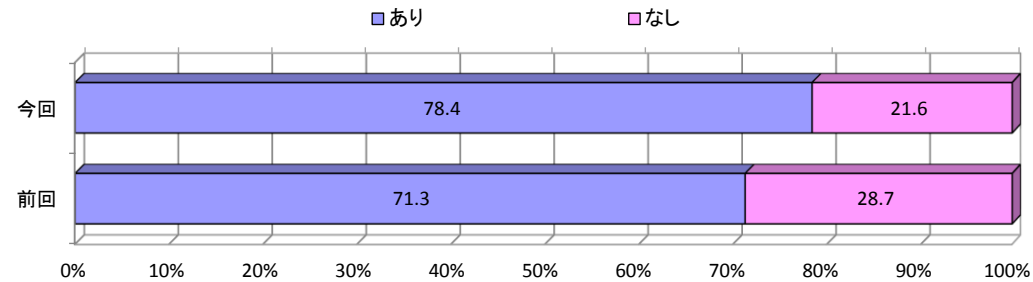
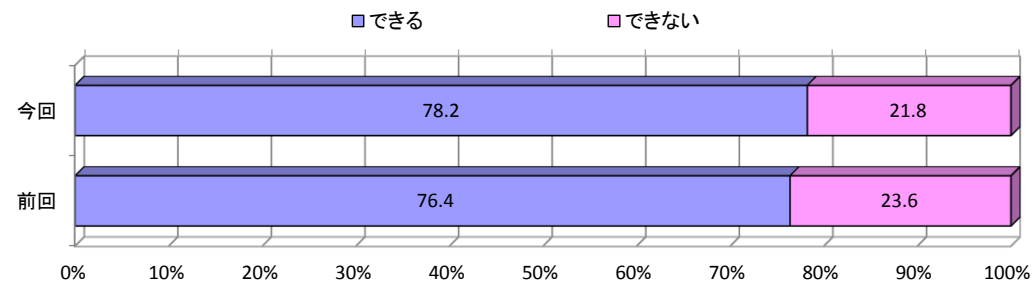


表9-12 図 パートタイム労働者の福利厚生施設の利用



第7章 女性の活躍の推進状況に関する事項

1 女性労働者の配置・昇進

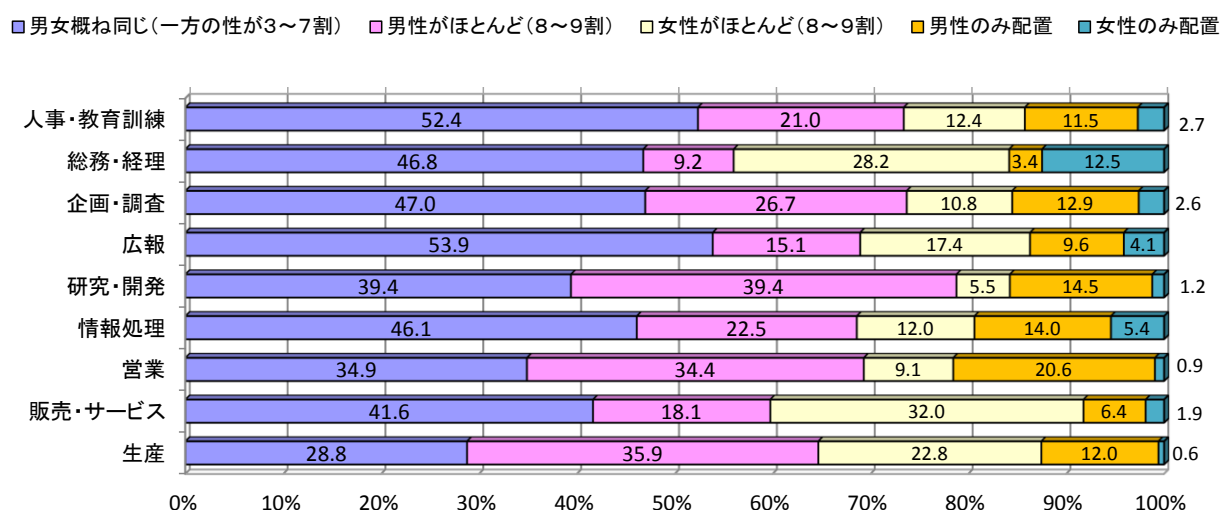
(1) 部門別の配置状況

部門別の配置状況について、男女とも配置している割合の高い部門は、「販売・サービス」が91.7%（前回88.6%）、「生産」が87.5%（同86.3%）、「広報」が86.4%（同81.0%）、「人事・教育訓練」が85.8%（同77.7%）などとなっている。

「女性のみ配置」が多いのは「総務・経理」が12.5%（同14.3%）、「情報処理」が5.4%（同4.8%）などである。

また、男性のみ配置が多いのは「営業」が20.6%（同28.7%）、「研究・開発」が14.5%（同17.9%）などとなっている。（表10-2～10）

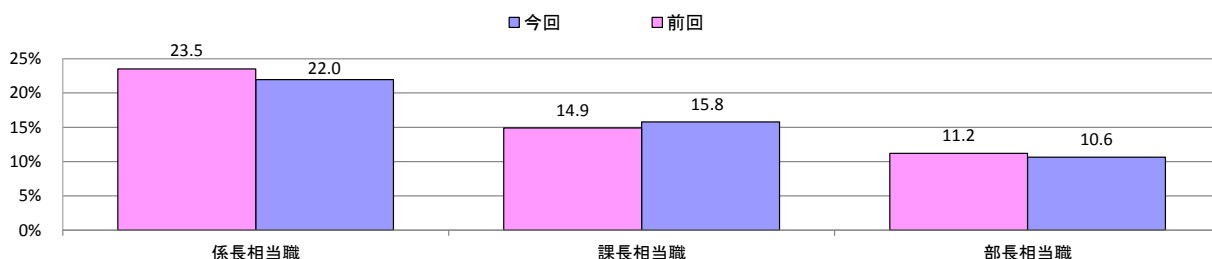
表10-2～10 図 男女労働者の配置状況



(2) 女性の管理職登用状況

事業所のうち女性管理職を有する事業所で、男女全体の係長相当職以上の管理職に占める女性の割合は17.5%（前回18.2%）となっている。役職別では、係長相当職が22.0%（同23.5%）、課長相当職が15.8%（同14.9%）、部長相当職が10.6%（同11.2%）となっている。（表10-11）

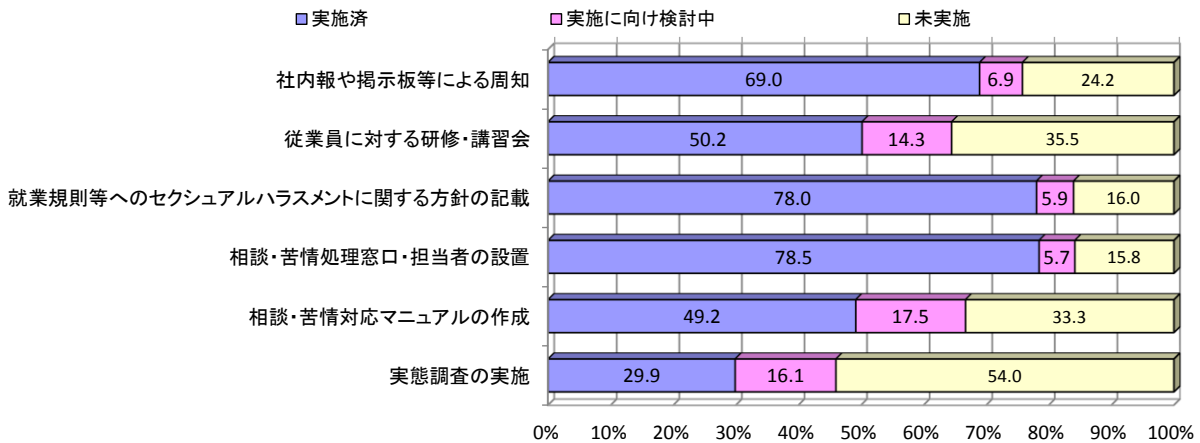
表10-11 図 管理職の状況（女性の割合）



2 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策

セクシュアルハラスメントの防止対策について、「実施済」または「実施に向け検討中」と回答した事業所は、「相談・苦情処理窓口・担当者の設置」が84.2%（同81.0%）、「就業規則等へのセクシュアルハラスメントに関する方針の記載」が83.9%（同79.9%）、「社内報や掲示板等による周知」が75.9%（前回72.0%）などいずれも前回より割合が高くなっている。（表10-12～17）

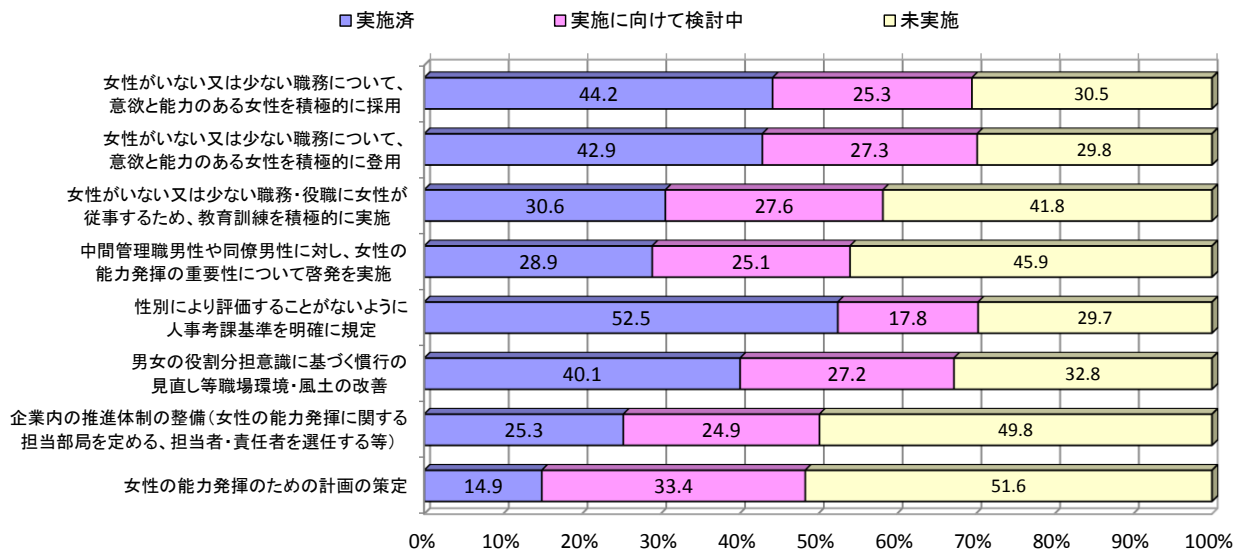
表10-12～17 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策



3 ポジティブアクションの取組状況（前回より内容変更）

雇用管理面での男女差を解消し、男女の均等な機会及び待遇を確保するために行う自主的かつ積極的な取組であるポジティブアクションの取組状況について、「実施済」または「実施に向け検討中」と回答した事業所の取組は、多い順に「性別により評価することがないように人事考課基準を明確に規定」が70.3%、「女性がいない又は少ない職務について、意欲と能力のある女性を積極的に登用」が70.2%、「女性がいない又は少ない職務について、意欲と能力のある女性を積極的に採用」が69.5%である。（表10-18～25）

表10-18～25 ポジティブアクションの取組状況

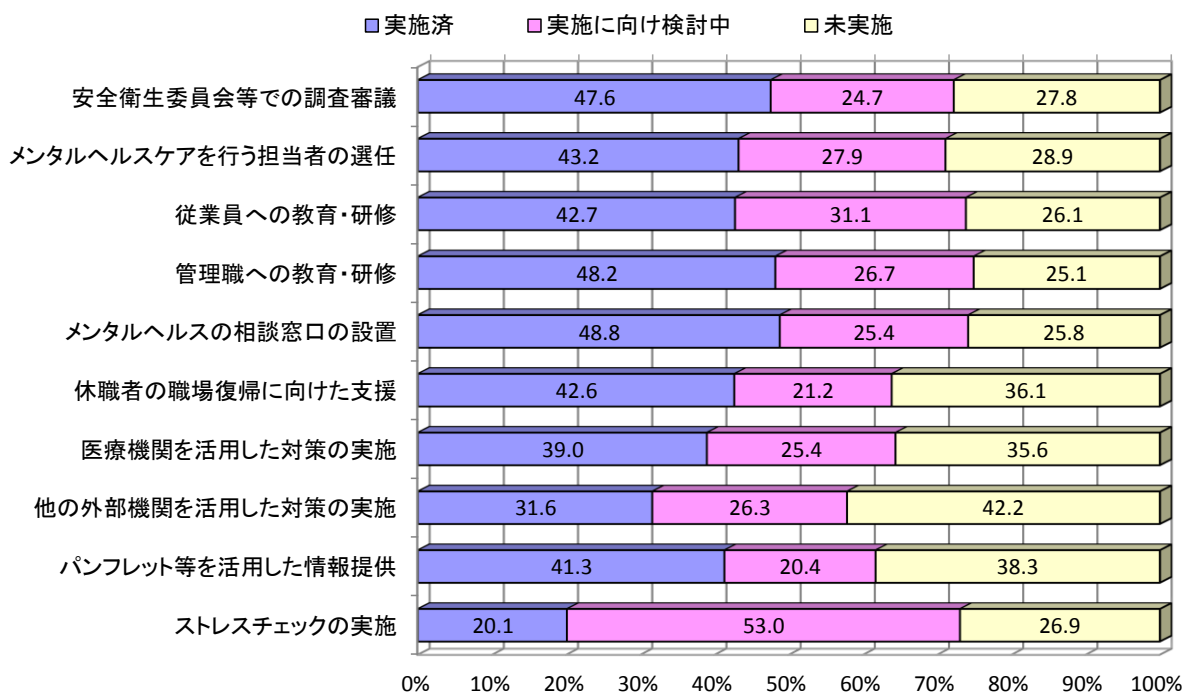


第8章 職場における心の健康対策（メンタルヘルスケア）に関する事項

1 心の健康対策（メンタルヘルスケア）の取組状況

心の健康対策（メンタルヘルスケア）の取組状況について、「実施済」または「実施に向け検討中」と回答した事業所の取組は、多い順に「管理職への教育・研修」が74.9%、「メンタルヘルスケアの相談窓口の設置」が74.2%、「従業員への教育・研修」が73.8%となっている。（表11-1～10）

表11-1～10 図 職場における心の健康対策（メンタルヘルスケア）



IV 付 属 統 計 表

表1-1 産業別事業所の構成

(単位:上段(件)、下段(%))

区分	計	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス業	サービス業	無回答	
計	1,045 100.0	3 0.3	54 5.2	253 24.2	11 1.1	17 1.6	98 9.4	201 19.2	27 2.6	3 0.3	45 4.3	190 18.2	32 3.1	13 1.2	98 9.4	0 -	
規模	5人~29人	29 100.0	0 0.0	2 6.9	4 13.8	1 3.4	0 0.0	2 6.9	7 24.1	0 0.0	0 0.0	5 17.2	0 0.0	2 6.9	0 0.0	6 20.7	0 -
	30~49人	171 100.0	0 0.0	22 12.9	49 28.7	2 1.2	5 2.9	14 8.2	21 12.3	0 0.0	2 1.2	6 3.5	33 19.3	3 1.8	0 0.0	14 8.2	0 -
	50~99人	214 100.0	1 0.5	15 7.0	58 27.1	0 0.0	4 1.9	11 5.1	28 13.1	2 0.9	1 0.5	11 5.1	57 26.6	8 3.7	0 0.0	18 8.4	0 -
	100人~299人	222 100.0	0 0.0	3 1.4	67 30.2	1 0.5	4 1.8	22 9.9	25 11.3	7 3.2	0 0.0	5 2.3	54 24.3	7 3.2	2 0.9	25 11.3	0 -
	300人~499人	73 100.0	0 0.0	1 1.4	21 28.8	1 1.4	2 2.7	3 4.1	8 11.0	1 1.4	0 0.0	0 0.0	22 30.1	2 2.7	5 6.8	7 9.6	0 -
	500人~999人	79 100.0	2 2.5	2 2.5	27 34.2	0 0.0	1 1.3	7 8.9	14 17.7	1 1.3	0 0.0	4 5.1	10 12.7	1 1.3	2 2.5	8 10.1	0 -
	1,000人以上	245 100.0	0 0.0	8 3.3	23 9.4	6 2.4	1 0.4	39 15.9	95 38.8	15 6.1	0 0.0	14 5.7	12 4.9	8 3.3	4 1.6	20 8.2	0 -

※ 問1、問2から産業別事業所の構成を、各計を100%として算出

表1-2 規模別事業所の構成

(単位:上段(件)、下段(%))

区分	計	5人~29人	30人~49人	50人~99人	100人~299人	300人~499人	500人~999人	1,000人以上	無回答
計	1,033 100.0	29 2.8	171 16.6	214 20.7	222 21.5	73 7.1	79 7.6	245 23.7	12 -
産業	鉱業	3 100.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	2 66.7	0 0.0
	建設業	53 100.0	2 3.8	22 41.5	15 28.3	3 5.7	1 1.9	2 3.8	8 15.1
	製造業	249 100.0	4 1.6	49 19.7	58 23.3	67 26.9	21 8.4	27 10.8	23 9.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	11 100.0	1 9.1	2 18.2	0 0.0	1 9.1	1 9.1	0 0.0	6 54.5
	情報通信業	17 100.0	0 0.0	5 29.4	4 23.5	4 23.5	2 11.8	1 5.9	1 5.9
	運輸業	98 100.0	2 2.0	14 14.3	11 11.2	22 22.4	3 3.1	7 7.1	39 39.8
	卸売・小売業	198 100.0	7 3.5	21 10.6	28 14.1	25 12.6	8 4.0	14 7.1	95 48.0
	金融・保険業	26 100.0	0 0.0	0 0.0	2 7.7	7 26.9	1 3.8	1 3.8	15 57.7
	不動産業	3 100.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	飲食店、宿泊業	45 100.0	5 11.1	6 13.3	11 24.4	5 11.1	0 0.0	4 8.9	14 31.1
	医療、福祉	188 100.0	0 0.0	33 17.6	57 30.3	54 28.7	22 11.7	10 5.3	12 6.4
	教育、学習支援業	31 100.0	2 6.5	3 9.7	8 25.8	7 22.6	2 6.5	1 3.2	8 25.8
	複合サービス業	13 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 15.4	5 38.5	2 15.4	4 30.8
	サービス業	98 100.0	6 6.1	14 14.3	18 18.4	25 25.5	7 7.1	8 8.2	20 20.4

※問1、問2から規模別事業所の構成を、各計を100%として算出

表1-3 労働組合の有無 (単位:%)

区分		計	あり	なし
計		100.0	37.1	62.9
産業	鉱業	100.0	66.7	33.3
	建設業	100.0	26.4	73.6
	製造業	100.0	34.8	65.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.7	27.3
	情報通信業	100.0	23.5	76.5
	運輸業	100.0	57.1	42.9
	卸売・小売業	100.0	61.5	38.5
	金融・保険業	100.0	40.0	60.0
	不動産業	100.0	33.3	66.7
	飲食店、宿泊業	100.0	13.6	86.4
	医療、福祉	100.0	16.0	84.0
	教育、学習支援業	100.0	40.6	59.4
	複合サービス業	100.0	83.3	16.7
	サービス業	100.0	22.7	77.3
規模	5人～29人	100.0	10.7	89.3
	30～49人	100.0	9.9	90.1
	50～99人	100.0	16.5	83.5
	100人～299人	100.0	25.2	74.8
	300人～499人	100.0	39.4	60.6
	500人～999人	100.0	66.2	33.8
1,000人以上	100.0	79.0	21.0	

※問3、労働組合の有無を有、無で産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表1-4 事業所の従業員構成

(単位:%)

区分	女性			男性			常用労働者に占めるパートタイム労働者
	計	パートタイム労働者数	有期雇用労働者数	計	パートタイム労働者数	有期雇用労働者数	
計	44.3	44.1	23.6	55.7	13.2	11.5	26.9
産業	鉱業	7.2	18.2	9.1	92.8	2.1	10.6
	建設業	16.0	3.5	4.1	84.0	1.8	7.4
	製造業	23.0	24.5	29.9	77.0	3.6	7.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	18.8	4.3	6.7	81.2	0.1	0.9
	情報通信業	23.4	11.2	31.6	76.6	1.3	8.7
	運輸業	27.5	64.4	40.8	72.5	14.9	19.8
	卸売・小売業	61.8	78.3	15.3	38.2	40.1	8.5
	金融・保険業	43.5	16.1	8.4	56.5	7.1	7.2
	不動産業	37.7	15.2	30.4	62.3	0.0	32.9
	飲食店、宿泊業	60.3	96.0	8.4	39.7	65.9	14.2
	医療、福祉	73.7	24.8	24.2	26.3	14.5	15.7
	教育、学習支援業	45.9	68.2	19.9	54.1	31.3	11.6
	複合サービス業	40.7	11.5	54.4	59.3	2.9	24.8
	サービス業	36.6	49.4	33.3	63.4	14.0	21.5
規模	5人～29人	28.8	47.6	6.9	71.2	19.2	9.5
	30～49人	39.2	39.0	10.6	60.8	8.9	8.9
	50～99人	45.5	37.0	15.3	54.5	11.2	11.1
	100人～299人	43.2	31.9	17.2	56.8	10.3	9.6
	300人～499人	44.5	18.6	19.9	55.5	5.7	11.4
	500人～999人	46.7	35.0	38.2	53.3	7.0	12.7
1,000人以上	44.4	60.6	26.4	55.6	18.8	12.6	

※問4の各人数を産業別・規模別に集計し、全従業員を100%として算出

表2-1 仕事と家庭の両立支援の取組状況(所定外労働時間の削減)

(単位:%)

区分		計	行っている	行っていない
計		100.0	81.1	18.9
産業	鉱業	100.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	74.5	25.5
	製造業	100.0	77.2	22.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	81.8	18.2
	情報通信業	100.0	88.2	11.8
	運輸業	100.0	85.4	14.6
	卸売・小売業	100.0	88.6	11.4
	金融・保険業	100.0	95.5	4.5
	不動産業	100.0	50.0	50.0
	飲食店、宿泊業	100.0	86.5	13.5
	医療、福祉	100.0	80.2	19.8
	教育、学習支援業	100.0	53.3	46.7
	複合サービス業	100.0	66.7	33.3
	サービス業	100.0	83.5	16.5
規模	5人～29人	100.0	77.8	22.2
	30～49人	100.0	71.0	29.0
	50～99人	100.0	75.1	24.9
	100人～299人	100.0	78.4	21.6
	300人～499人	100.0	87.5	12.5
	500人～999人	100.0	87.1	12.9
	1,000人以上	100.0	92.9	7.1

※問5の1、所定外労働時間の削減を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-2 仕事と家庭の両立支援の取組状況(年次有給休暇の取得促進)

(単位:%)

区分		計	行っている	行っていない
計		100.0	74.4	25.6
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	77.4	22.6
	製造業	100.0	66.5	33.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.9	9.1
	情報通信業	100.0	100.0	0.0
	運輸業	100.0	77.8	22.2
	卸売・小売業	100.0	76.9	23.1
	金融・保険業	100.0	86.4	13.6
	不動産業	100.0	50.0	50.0
	飲食店、宿泊業	100.0	59.5	40.5
	医療、福祉	100.0	80.4	19.6
	教育、学習支援業	100.0	70.0	30.0
	複合サービス業	100.0	63.6	36.4
	サービス業	100.0	71.4	28.6
規模	5人～29人	100.0	51.9	48.1
	30～49人	100.0	70.9	29.1
	50～99人	100.0	63.5	36.5
	100人～299人	100.0	71.3	28.7
	300人～499人	100.0	71.9	28.1
	500人～999人	100.0	90.1	9.9
	1,000人以上	100.0	87.6	12.4

※問5の2、年次有給休暇の取得促進を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-3 仕事と家庭の両立支援の取組状況(多様な正社員制度の導入・拡充)

(単位:%)

区分		計	行っている	行っていない
計		100.0	40.1	59.9
産業	鉱業	100.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	29.4	70.6
	製造業	100.0	28.7	71.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	18.2	81.8
	情報通信業	100.0	52.9	47.1
	運輸業	100.0	45.1	54.9
	卸売・小売業	100.0	57.5	42.5
	金融・保険業	100.0	72.7	27.3
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	50.0	50.0
	医療、福祉	100.0	42.4	57.6
	教育、学習支援業	100.0	19.4	80.6
	複合サービス業	100.0	41.7	58.3
	サービス業	100.0	26.4	73.6
規模	5人～29人	100.0	40.7	59.3
	30～49人	100.0	26.8	73.2
	50～99人	100.0	31.1	68.9
	100人～299人	100.0	33.5	66.5
	300人～499人	100.0	35.4	64.6
	500人～999人	100.0	37.1	62.9
	1,000人以上	100.0	65.5	34.5

※問5の3、多様な正社員制度の導入・拡充を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-4 仕事と家庭の両立支援の取組状況(柔軟な働き方の導入・拡充)

(単位:%)

区分		計	行っている	行っていない
計		100.0	21.5	78.5
産業	鉱業	100.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	26.9	73.1
	製造業	100.0	21.3	78.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	18.2	81.8
	情報通信業	100.0	23.5	76.5
	運輸業	100.0	17.1	82.9
	卸売・小売業	100.0	23.9	76.1
	金融・保険業	100.0	9.5	90.5
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	48.6	51.4
	医療、福祉	100.0	15.8	84.2
	教育、学習支援業	100.0	23.3	76.7
	複合サービス業	100.0	16.7	83.3
	サービス業	100.0	22.0	78.0
規模	5人～29人	100.0	30.8	69.2
	30～49人	100.0	20.1	79.9
	50～99人	100.0	20.4	79.6
	100人～299人	100.0	16.0	84.0
	300人～499人	100.0	12.3	87.7
	500人～999人	100.0	24.3	75.7
	1,000人以上	100.0	29.6	70.4

※問5の4、柔軟な働き方の導入・拡充を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-5 仕事と家庭の両立支援の取組状況(育児・介護と仕事の両立支援制度の導入・充実)
(単位:%)

区分		計	行っている	行っていない
計		100.0	65.1	34.9
産業	鉱業	100.0	66.7	33.3
	建設業	100.0	60.8	39.2
	製造業	100.0	67.4	32.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.9	9.1
	情報通信業	100.0	76.5	23.5
	運輸業	100.0	61.0	39.0
	卸売・小売業	100.0	72.1	27.9
	金融・保険業	100.0	86.4	13.6
	不動産業	100.0	100.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	45.9	54.1
	医療、福祉	100.0	66.9	33.1
	教育、学習支援業	100.0	51.6	48.4
	複合サービス業	100.0	75.0	25.0
	サービス業	100.0	47.8	52.2
規模	5人～29人	100.0	48.1	51.9
	30～49人	100.0	50.3	49.7
	50～99人	100.0	59.8	40.2
	100人～299人	100.0	61.3	38.7
	300人～499人	100.0	67.2	32.8
	500人～999人	100.0	80.3	19.7
	1,000人以上	100.0	80.4	19.6

※問5の5、育児・介護と仕事の両立支援制度の導入・充実を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表2-6 『ゆう活』の実施状況

(単位:%)

区分		計	実施した	実施しなかった
計		100.0	2.0	98.0
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	0.0	100.0
	製造業	100.0	2.5	97.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0
	情報通信業	100.0	0.0	100.0
	運輸業	100.0	1.1	98.9
	卸売・小売業	100.0	0.0	100.0
	金融・保険業	100.0	35.0	65.0
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	0.0	100.0
	医療、福祉	100.0	2.1	97.9
	教育、学習支援業	100.0	6.3	93.8
	複合サービス業	100.0	0.0	100.0
	サービス業	100.0	0.0	100.0
規模	5人～29人	100.0	0.0	100.0
	30～49人	100.0	1.8	98.2
	50～99人	100.0	1.4	98.6
	100人～299人	100.0	1.4	98.6
	300人～499人	100.0	1.4	98.6
	500人～999人	100.0	1.3	98.7
	1,000人以上	100.0	3.5	96.5

※問6、『ゆう活』の実施状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-1 育児休業制度の規定状況

(単位:%)

区分		計	規定あり	規定なし
計		100.0	93.6	6.4
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	88.7	11.3
	製造業	100.0	93.7	6.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0
	情報通信業	100.0	100.0	0.0
	運輸業	100.0	93.5	6.5
	卸売・小売業	100.0	93.9	6.1
	金融・保険業	100.0	100.0	0.0
	不動産業	100.0	100.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	76.2	23.8
	医療、福祉	100.0	99.5	0.5
	教育、学習支援業	100.0	90.6	9.4
	複合サービス業	100.0	100.0	0.0
	サービス業	100.0	87.5	12.5
規模	5人～29人	100.0	53.6	46.4
	30～49人	100.0	87.3	12.7
	50～99人	100.0	93.3	6.7
	100人～299人	100.0	96.2	3.8
	300人～499人	100.0	97.2	2.8
	500人～999人	100.0	100.0	0.0
	1,000人以上	100.0	97.5	2.5

※問7、育児休業制度の規定状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-2 育児休業の対象者(期間を定めて雇用される労働者)

(単位:%)

区分		計	対象としている	対象としていない
計		100.0	53.9	46.1
産業	鉱業	100.0	66.7	33.3
	建設業	100.0	45.8	54.2
	製造業	100.0	50.9	49.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	63.6	36.4
	情報通信業	100.0	70.6	29.4
	運輸業	100.0	67.1	32.9
	卸売・小売業	100.0	49.2	50.8
	金融・保険業	100.0	71.4	28.6
	不動産業	100.0	33.3	66.7
	飲食店、宿泊業	100.0	61.3	38.7
	医療、福祉	100.0	49.7	50.3
	教育、学習支援業	100.0	60.7	39.3
	複合サービス業	100.0	75.0	25.0
	サービス業	100.0	55.4	44.6
規模	5人～29人	100.0	45.0	55.0
	30～49人	100.0	48.0	52.0
	50～99人	100.0	44.6	55.4
	100人～299人	100.0	51.1	48.9
	300人～499人	100.0	58.1	41.9
	500人～999人	100.0	57.4	42.6
	1,000人以上	100.0	66.5	33.5

※問8の1、期間を定めて雇用される労働者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-3 育児休業の対象者(所定労働日数が週2日以下の労働者)

(単位:%)

区分		計	対象としている	対象としていない
計		100.0	17.4	82.6
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	14.3	85.7
	製造業	100.0	13.8	86.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	45.5	54.5
	情報通信業	100.0	6.7	93.3
	運輸業	100.0	38.2	61.8
	卸売・小売業	100.0	16.4	83.6
	金融・保険業	100.0	5.0	95.0
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	44.8	55.2
	医療、福祉	100.0	13.9	86.1
	教育、学習支援業	100.0	7.1	92.9
	複合サービス業	100.0	27.3	72.7
	サービス業	100.0	13.1	86.9
規模	5人～29人	100.0	10.0	90.0
	30～49人	100.0	11.0	89.0
	50～99人	100.0	12.7	87.3
	100人～299人	100.0	14.0	86.0
	300人～499人	100.0	6.8	93.2
	500人～999人	100.0	30.8	69.2
	1,000人以上	100.0	27.6	72.4

※問8の2、所定労働日数が週2日以下の労働者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-4 育児休業の対象者(勤続1年未満の労働者)

(単位:%)

区分		計	対象としている	対象としていない
計		100.0	19.7	80.3
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	8.2	91.8
	製造業	100.0	18.5	81.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	9.1	90.9
	情報通信業	100.0	12.5	87.5
	運輸業	100.0	31.2	68.8
	卸売・小売業	100.0	21.0	79.0
	金融・保険業	100.0	0.0	100.0
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	31.0	69.0
	医療、福祉	100.0	19.9	80.1
	教育、学習支援業	100.0	14.3	85.7
	複合サービス業	100.0	9.1	90.9
	サービス業	100.0	23.8	76.2
規模	5人～29人	100.0	26.3	73.7
	30～49人	100.0	19.3	80.7
	50～99人	100.0	17.3	82.7
	100人～299人	100.0	20.7	79.3
	300人～499人	100.0	14.8	85.2
	500人～999人	100.0	23.2	76.8
	1,000人以上	100.0	20.3	79.7

※問8の3、勤続1年未満の労働者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-5 育児休業の対象者(配偶者が常態として子を養育することができる労働者)
(単位:%)

区分		計	対象としている	対象としていない
計		100.0	60.4	39.6
産業	鉱業	100.0	66.7	33.3
	建設業	100.0	54.2	45.8
	製造業	100.0	61.4	38.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	81.8	18.2
	情報通信業	100.0	64.3	35.7
	運輸業	100.0	69.3	30.7
	卸売・小売業	100.0	58.2	41.8
	金融・保険業	100.0	75.0	25.0
	不動産業	100.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	60.0	40.0
	医療、福祉	100.0	56.4	43.6
	教育、学習支援業	100.0	67.9	32.1
	複合サービス業	100.0	50.0	50.0
	サービス業	100.0	56.6	43.4
規模	5人～29人	100.0	60.0	40.0
	30～49人	100.0	42.1	57.9
	50～99人	100.0	52.2	47.8
	100人～299人	100.0	59.4	40.6
	300人～499人	100.0	69.4	30.6
	500人～999人	100.0	78.8	21.2
	1,000人以上	100.0	71.6	28.4

※問8の4、配偶者が常態として子を養育することができる労働者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-6 育児休業の対象者(1年以内に退職することが明らかな労働者)

区分		計	対象としている	対象としていない
計		100.0	19.3	80.7
産業	鉱業	100.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	4.1	95.9
	製造業	100.0	20.4	79.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	9.1	90.9
	情報通信業	100.0	12.5	87.5
	運輸業	100.0	21.3	78.7
	卸売・小売業	100.0	21.9	78.1
	金融・保険業	100.0	5.0	95.0
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	37.9	62.1
	医療、福祉	100.0	15.6	84.4
	教育、学習支援業	100.0	17.9	82.1
	複合サービス業	100.0	9.1	90.9
	サービス業	100.0	26.8	73.2
規模	5人～29人	100.0	10.5	89.5
	30～49人	100.0	13.7	86.3
	50～99人	100.0	17.0	83.0
	100人～299人	100.0	18.8	81.3
	300人～499人	100.0	24.6	75.4
	500人～999人	100.0	31.8	68.2
	1,000人以上	100.0	20.2	79.8

※問8の5、1年以内に退職することが明らかな労働者を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表3-7 育児休業制度の取得可能期間

(単位:%)

区分		計	子が満1歳未満	子が満1歳6か月未満	子が2歳未満	子が3歳未満	子が3歳以上
計		100.0	57.4	24.5	3.9	12.7	1.6
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	40.4	42.6	6.4	8.5	2.1
	製造業	100.0	62.6	28.8	2.7	5.5	0.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	27.3	18.2	54.5	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	76.5	17.6	0.0	5.9	0.0
	運輸業	100.0	65.8	22.8	0.0	10.1	1.3
	卸売・小売業	100.0	39.4	19.4	9.1	28.6	3.4
	金融・保険業	100.0	68.2	18.2	9.1	4.5	0.0
	不動産業	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
	飲食店・宿泊業	100.0	44.8	48.3	0.0	6.9	0.0
	医療、福祉	100.0	73.0	19.6	0.6	4.9	1.8
	教育、学習支援業	100.0	46.4	17.9	0.0	35.7	0.0
	複合サービス業	100.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0
サービス業	100.0	62.7	19.3	1.2	14.5	2.4	
規模	5人～29人	100.0	58.8	35.3	0.0	0.0	5.9
	30～49人	100.0	60.1	29.7	0.7	7.4	2.0
	50～99人	100.0	64.3	28.6	1.6	5.5	0.0
	100人～299人	100.0	67.0	27.6	0.5	3.8	1.1
	300人～499人	100.0	65.1	22.2	0.0	11.1	1.6
	500人～999人	100.0	56.5	26.1	7.2	10.1	0.0
	1,000人以上	100.0	40.4	14.3	10.8	31.4	3.1

※問9の、育児休業制度の取得可能期間を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

※子が満1歳6か月未満：法律に定める要件による期間延長を除く

表3-8 育児休業制度の取得者の状況

(単位:%)

区分		計	出産した女性労働者数		配偶者が出産した男性労働者数			
			育児休業開始者数	代替要員採用	育児休業開始者数	代替要員採用		
計		100.0	44.3	89.1	26.3	55.7	1.8	4.2
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	10.4	71.4	40.0	89.6	0.0	0.0
	製造業	100.0	19.8	89.3	26.7	80.2	0.4	33.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	54.5	66.7	75.0	45.5	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	42.2	105.3	20.0	57.8	0.0	0.0
	運輸業	100.0	25.3	90.0	22.2	74.7	2.5	0.0
	卸売・小売業	100.0	54.2	79.8	55.2	45.8	1.4	0.0
	金融・保険業	100.0	37.6	85.7	10.0	62.4	0.0	0.0
	不動産業	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店・宿泊業	100.0	46.7	114.3	25.0	53.3	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	77.3	89.2	23.8	22.7	3.6	0.0
	教育、学習支援業	100.0	47.9	101.1	9.9	52.1	9.2	0.0
	複合サービス業	100.0	42.9	100.0	40.0	57.1	0.0	0.0
サービス業	100.0	47.7	75.0	53.8	52.3	3.5	0.0	
規模	5人～29人	100.0	50.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	51.2	95.5	100.0	48.8	4.8	50.0
	50～99人	100.0	57.3	76.0	100.0	42.7	0.0	0.0
	100人～299人	100.0	44.9	84.6	100.0	55.1	1.0	0.0
	300人～499人	100.0	47.5	91.7	100.0	52.5	3.1	0.0
	500人～999人	100.0	45.4	94.5	100.0	54.6	1.5	0.0
	1,000人以上	100.0	39.7	92.2	100.0	60.3	1.9	0.0

※問10(1)、育児休業制度の取得者の状況を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。そのうち育児休業開始者数は、男性・女性の出産者数に占める割合。

表3-9 育児休業終了後の復職状況

(単位:%)

区分	女性			男性			
	計	復職した者	復職予定であつたが退職した者	計	復職した者	復職予定であつたが退職した者	
計	100.0	91.4	8.6	100.0	95.2	4.8	
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	建設業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	製造業	100.0	93.3	6.7	100.0	66.7	33.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業	100.0	58.8	41.2	100.0	100.0	0.0
	卸売・小売業	100.0	93.9	6.1	100.0	100.0	0.0
	金融・保険業	100.0	72.1	27.9	0.0	0.0	0.0
	不動産業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	95.5	4.5	100.0	100.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	89.4	10.6	100.0	100.0	0.0
	複合サービス業	100.0	91.7	8.3	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	91.7	8.3	0.0	0.0	0.0
規模	5人～29人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	30～49人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	50～99人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	100人～299人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	300人～499人	100.0	96.5	3.5	100.0	100.0	0.0
	500人～999人	100.0	96.7	3.3	100.0	100.0	0.0
	1,000人以上	100.0	96.7	3.3	100.0	92.9	7.1

※問10(2)、育児休業終了後の復職状況を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表3-10 育児休業制度の利用期間(女性)

(単位:%)

区分	計	1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 12か月未満	12か月～ 24か月未満	24か月～ 36か月未満	36か月以上
計	100.0	0.3	1.8	6.0	64.8	24.6	2.4	0.1
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	製造業	100.0	0.7	1.3	2.6	58.9	30.5	6.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	0.0	54.5	36.4	9.1
	運輸業	100.0	10.0	0.0	10.0	60.0	15.0	5.0
	卸売・小売業	100.0	0.0	1.7	5.2	36.2	44.8	12.1
	金融・保険業	100.0	0.0	0.0	2.4	70.7	24.4	2.4
	不動産業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
	医療、福祉	100.0	0.0	1.5	7.7	72.1	17.9	0.9
	教育、学習支援業	100.0	0.0	4.0	6.0	55.0	35.0	0.0
	複合サービス業	100.0	0.0	0.0	7.7	84.6	7.7	0.0
	サービス業	100.0	0.0	6.1	6.1	66.7	21.2	0.0
規模	5人～29人	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	0.0	5.6	11.1	61.1	22.2	0.0
	50～99人	100.0	1.1	2.2	6.7	66.7	23.3	0.0
	100人～299人	100.0	0.5	1.1	8.5	69.8	20.1	0.0
	300人～499人	100.0	0.0	1.4	8.2	76.7	11.6	2.1
	500人～999人	100.0	0.0	3.3	3.3	41.7	40.0	11.7
	1,000人以上	100.0	0.3	1.6	3.9	60.6	30.3	3.1

※問10(3)、育児休業制度の利用期間(女性)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表3-11 育児休業制度の利用期間(男性)

		(単位:%)							
区分	計	1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 12か月未満	12か月～ 24か月未満	24か月～ 36か月未満	36か月以上	
計		100.0	56.5	34.8	4.3	4.3	0.0	0.0	
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	製造業	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	情報通信業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	運輸業	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	
	卸売・小売業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	金融・保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	飲食店・宿泊業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	医療、福祉	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	教育、学習支援業	100.0	44.4	55.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
	複合サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	サービス業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
規模	5人～29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	30～49人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	50～99人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	100人～299人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	300人～499人	100.0	60.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	
	500人～999人	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	1,000人以上	100.0	46.2	46.2	7.7	0.0	0.0	0.0	

※問10(3)、育児休業制度の利用期間(男性)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表3-12 育児のための勤務時間短縮等の制度の導入状況

		(単位:%)						
区分	勤務時間短縮等の制度を導入している事業所	短時間勤務制度	フレックスタイム	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	所定外労働の制限	事業所内保育施設	育児に要する経費の援助措置	
計		91.2	86.7	18.8	50.8	78.7	6.6	
産業	鉱業	100.0	100.0	66.7	100.0	66.7	0.0	
	建設業	89.6	88.6	12.5	53.5	76.2	0.0	
	製造業	90.1	86.4	19.3	46.9	76.6	3.8	
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	9.1	36.4	100.0	0.0	
	情報通信業	100.0	81.3	20.0	46.7	92.9	6.7	
	運輸業	90.8	84.2	13.7	34.7	85.1	1.4	
	卸売・小売業	92.5	91.9	33.7	74.2	80.6	1.3	
	金融・保険業	100.0	90.9	9.5	61.9	90.5	4.8	
	不動産業	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
	飲食店・宿泊業	77.8	70.4	42.3	53.8	61.5	24.0	
	医療、福祉	93.8	88.6	7.9	37.5	80.8	19.5	
	教育、学習支援業	85.7	85.7	7.4	51.9	74.1	3.7	
	複合サービス業	100.0	91.7	9.1	9.1	45.5	0.0	
	サービス業	87.1	76.5	15.7	57.1	75.0	6.0	
規模	5人～29人	73.7	73.7	11.1	44.4	57.9	0.0	
	30～49人	81.8	74.7	14.9	44.4	66.0	7.1	
	50～99人	89.7	84.9	15.0	45.7	78.9	4.6	
	100人～299人	92.1	88.5	9.9	46.0	79.8	8.0	
	300人～499人	98.4	96.8	10.0	57.4	91.9	6.5	
	500人～999人	97.0	94.2	20.6	48.5	88.2	4.5	
	1,000人以上	96.3	90.9	34.1	61.9	81.7	8.3	

※問11、育児のための勤務時間短縮等の制度の導入状況を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表3-13 育児のための勤務時間短縮等の制度(短時間勤務制度)

(単位:%)

区分	制度の最長利用期間				平日1日に短縮する時間の長さ					
	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上	計	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上4時間未満	4時間以上	
計	100.0	8.7	56.3	35.0	100.0	4.4	54.8	29.9	10.8	
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	建設業	100.0	7.9	57.9	34.2	89.5	0.0	60.5	26.3	2.6
	製造業	100.0	10.0	58.9	31.1	99.4	2.8	57.2	34.4	5.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	45.5	54.5	100.0	0.0	54.5	45.5	0.0
	情報通信業	100.0	8.3	41.7	50.0	108.3	0.0	41.7	58.3	8.3
	運輸業	100.0	17.7	45.2	37.1	87.1	8.1	53.2	11.3	14.5
	卸売・小売業	100.0	7.8	37.9	54.2	99.3	3.9	44.4	28.1	22.9
	金融・保険業	100.0	0.0	68.4	31.6	105.3	5.3	31.6	21.1	47.4
	不動産業	100.0	0.0	0.0	100.0	150.0	0.0	50.0	100.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	10.5	84.2	5.3	100.0	10.5	47.4	15.8	26.3
	医療、福祉	100.0	5.3	70.7	24.1	103.0	3.8	61.7	32.3	5.3
	教育、学習支援業	100.0	8.3	79.2	12.5	95.8	8.3	66.7	16.7	4.2
	複合サービス業	100.0	27.3	63.6	9.1	100.0	0.0	90.9	0.0	9.1
	サービス業	100.0	7.7	58.5	33.8	96.9	7.7	49.2	40.0	0.0
規模	5人～29人	100.0	28.6	42.9	28.6	100.0	21.4	50.0	21.4	7.1
	30～49人	100.0	16.8	63.4	19.8	102.0	8.9	55.4	33.7	4.0
	50～99人	100.0	9.2	69.0	21.8	99.3	8.5	55.6	31.0	4.2
	100人～299人	100.0	7.9	60.3	31.8	100.0	3.3	59.6	31.8	5.3
	300人～499人	100.0	5.0	66.7	28.3	98.3	0.0	53.3	41.7	3.3
	500人～999人	100.0	0.0	69.2	30.8	95.4	0.0	75.4	16.9	3.1
1,000人以上	100.0	7.7	34.2	58.2	96.4	1.5	41.8	26.0	27.0	

※問1-1、短時間勤務制度を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表3-14 育児のための勤務時間短縮等の制度(フレックスタイム)

(単位:%)

区分	制度の最長利用期間				
	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上	
計	100.0	13.4	27.6	59.0	
産業	鉱業	100.0	0.0	50.0	50.0
	建設業	100.0	40.0	40.0	20.0
	製造業	100.0	12.1	21.2	66.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0	0.0
	情報通信業	100.0	50.0	0.0	50.0
	運輸業	100.0	50.0	12.5	37.5
	卸売・小売業	100.0	9.6	23.1	67.3
	金融・保険業	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	11.1	66.7	22.2
	医療、福祉	100.0	0.0	40.0	60.0
	教育、学習支援業	100.0	0.0	50.0	50.0
	複合サービス業	100.0	0.0	100.0	0.0
	サービス業	100.0	11.1	11.1	77.8
規模	5人～29人	100.0	100.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	29.4	52.9	17.6
	50～99人	100.0	23.8	38.1	38.1
	100人～299人	100.0	0.0	26.7	73.3
	300人～499人	100.0	0.0	20.0	80.0
	500人～999人	100.0	0.0	15.4	84.6
1,000人以上	100.0	10.0	21.7	68.3	

※問1-1、フレックスタイムを産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表3-15 育児のための勤務時間短縮等の制度(始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ)

(単位:%)

区分	制度の最長利用期間				
	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上	
計	100.0	9.0	44.6	46.4	
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	8.7	47.8	43.5
	製造業	100.0	8.6	48.4	43.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	66.7	33.3
	情報通信業	100.0	16.7	33.3	50.0
	運輸業	100.0	33.3	47.6	19.0
	卸売・小売業	100.0	6.1	31.6	62.3
	金融・保険業	100.0	7.7	7.7	84.6
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	15.4	76.9	7.7
	医療、福祉	100.0	7.8	54.9	37.3
	教育、学習支援業	100.0	0.0	71.4	28.6
	複合サービス業	100.0	0.0	0.0	100.0
	サービス業	100.0	9.1	50.0	40.9
規模	5人～29人	100.0	50.0	25.0	25.0
	30～49人	100.0	15.8	57.9	26.3
	50～99人	100.0	10.0	52.9	37.1
	100人～299人	100.0	8.3	48.6	43.1
	300人～499人	100.0	0.0	67.6	32.4
	500人～999人	100.0	0.0	46.9	53.1
	1,000人以上	100.0	8.1	26.8	65.0

※問11、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げを産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表3-16 育児のための勤務時間短縮等の制度(所定外労働の制限)

(単位:%)

区分	制度の最長利用期間				
	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上	
計	100.0	7.4	45.8	46.9	
産業	鉱業	100.0	0.0	50.0	50.0
	建設業	100.0	6.9	48.3	44.8
	製造業	100.0	8.4	40.3	51.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	20.0	80.0
	情報通信業	100.0	16.7	41.7	41.7
	運輸業	100.0	15.0	50.0	35.0
	卸売・小売業	100.0	6.2	30.8	63.1
	金融・保険業	100.0	0.0	55.6	44.4
	不動産業	100.0	0.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	6.3	62.5	31.3
	医療、福祉	100.0	6.8	57.6	35.6
	教育、学習支援業	100.0	5.0	45.0	50.0
	複合サービス業	100.0	0.0	66.7	33.3
	サービス業	100.0	4.8	58.7	36.5
規模	5人～29人	100.0	18.2	27.3	54.5
	30～49人	100.0	18.4	47.1	34.5
	50～99人	100.0	8.8	57.6	33.6
	100人～299人	100.0	7.0	48.4	44.5
	300人～499人	100.0	5.7	52.8	41.5
	500人～999人	100.0	0.0	46.7	53.3
	1,000人以上	100.0	3.5	33.3	63.2

※問11、所定外労働の制限を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表3-17 育児のための勤務時間短縮等の制度(事業所内保育施設)

(単位:%)

区分	制度の最長利用期間			
	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上
計	100.0	7.9	44.7	47.4
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	0.0	25.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	0.0	0.0	0.0
	運輸業	100.0	0.0	100.0
	卸売・小売業	100.0	0.0	100.0
	金融・保険業	0.0	0.0	0.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	0.0	100.0
	医療、福祉	100.0	12.0	28.0
	教育、学習支援業	100.0	0.0	100.0
	複合サービス業	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	0.0	100.0
規模	5人～29人	0.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	14.3	42.9
	50～99人	100.0	0.0	16.7
	100人～299人	100.0	10.0	30.0
	300人～499人	100.0	0.0	66.7
	500人～999人	100.0	50.0	50.0
	1,000人以上	100.0	0.0	70.0

※問11、事業所内保育施設を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表3-18 育児のための勤務時間短縮等の制度(育児に要する経費の援助措置)

(単位:%)

区分	制度の最長利用期間			
	計	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上
計	100.0	13.5	23.1	63.5
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	0.0	16.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	0.0	0.0
	運輸業	100.0	0.0	12.5
	卸売・小売業	100.0	0.0	50.0
	金融・保険業	100.0	0.0	0.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	0.0	100.0
	医療、福祉	100.0	23.1	15.4
	教育、学習支援業	100.0	0.0	0.0
	複合サービス業	100.0	100.0	0.0
	サービス業	100.0	25.0	50.0
規模	5人～29人	0.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	20.0	60.0
	50～99人	100.0	0.0	20.0
	100人～299人	100.0	0.0	0.0
	300人～499人	100.0	0.0	0.0
	500人～999人	100.0	0.0	50.0
	1,000人以上	100.0	17.6	20.6

※問11、育児に要する経費の援助措置を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表4-1 子の看護休暇制度の規定状況

(単位:%)

区分		計	規定あり	規定なし
計		100.0	80.4	19.6
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	74.5	25.5
	製造業	100.0	82.1	17.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0
	情報通信業	100.0	76.5	23.5
	運輸業	100.0	81.2	18.8
	卸売・小売業	100.0	73.7	26.3
	金融・保険業	100.0	96.3	3.7
	不動産業	100.0	100.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	56.8	43.2
	医療、福祉	100.0	90.2	9.8
	教育、学習支援業	100.0	81.3	18.8
	複合サービス業	100.0	84.6	15.4
	サービス業	100.0	73.4	26.6
規模	5人～29人	100.0	36.0	64.0
	30～49人	100.0	68.5	31.5
	50～99人	100.0	77.4	22.6
	100人～299人	100.0	83.7	16.3
	300人～499人	100.0	93.1	6.9
	500人～999人	100.0	91.9	8.1
	1,000人以上	100.0	85.9	14.1

※問12(1)、子の看護休暇制度の規定の有無を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表4-2 子の看護休暇制度の有給の状況

(単位:%)

区分		計	有給	一部有給	無給
計		100.0	27.6	8.3	64.1
産業	鉱業	100.0	0.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	44.7	7.9	47.4
	製造業	100.0	16.8	8.1	75.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.7	0.0	27.3
	情報通信業	100.0	30.8	7.7	61.5
	運輸業	100.0	28.8	9.1	62.1
	卸売・小売業	100.0	12.0	7.2	80.8
	金融・保険業	100.0	90.5	0.0	9.5
	不動産業	100.0	33.3	0.0	66.7
	飲食店、宿泊業	100.0	15.8	26.3	57.9
	医療、福祉	100.0	32.6	10.4	56.9
	教育、学習支援業	100.0	41.7	4.2	54.2
	複合サービス業	100.0	50.0	0.0	50.0
	サービス業	100.0	33.9	8.1	58.1
規模	5人～29人	100.0	44.4	0.0	55.6
	30～49人	100.0	24.3	9.9	65.8
	50～99人	100.0	31.9	5.6	62.5
	100人～299人	100.0	24.7	5.2	70.1
	300人～499人	100.0	35.0	1.7	63.3
	500人～999人	100.0	9.7	21.0	69.4
	1,000人以上	100.0	31.5	10.5	58.0

※問12(1)、子の看護休暇制度の有給の状況を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表4-3 子の介護休暇制度の対象者(所定労働日数が週2日以下の労働者)

(単位:%)

区分		計	対象と している	対象と していない
計		100.0	13.8	86.2
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	12.5	87.5
	製造業	100.0	11.9	88.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0
	情報通信業	100.0	0.0	100.0
	運輸業	100.0	36.4	63.6
	卸売・小売業	100.0	6.9	93.1
	金融・保険業	100.0	52.6	47.4
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	40.9	59.1
	医療、福祉	100.0	10.5	89.5
	教育、学習支援業	100.0	11.5	88.5
	複合サービス業	100.0	18.2	81.8
サービス業	100.0	7.8	92.2	
規模	5人～29人	100.0	0.0	100.0
	30～49人	100.0	10.4	89.6
	50～99人	100.0	5.7	94.3
	100人～299人	100.0	7.8	92.2
	300人～499人	100.0	13.8	86.2
	500人～999人	100.0	29.7	70.3
	1,000人以上	100.0	23.4	76.6

※問12(2)、所定労働日数が週2日以下の労働者を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表4-4 子の介護休暇制度の対象者(勤続6ヶ月未満の労働者)

(単位:%)

区分		計	対象と している	対象としてい ない
計		100.0	21.4	78.6
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	22.5	77.5
	製造業	100.0	20.6	79.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	45.5	54.5
	情報通信業	100.0	15.4	84.6
	運輸業	100.0	29.9	70.1
	卸売・小売業	100.0	9.7	90.3
	金融・保険業	100.0	57.9	42.1
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	31.8	68.2
	医療、福祉	100.0	17.2	82.8
	教育、学習支援業	100.0	46.2	53.8
	複合サービス業	100.0	27.3	72.7
サービス業	100.0	24.0	76.0	
規模	5人～29人	100.0	21.4	78.6
	30～49人	100.0	14.3	85.7
	50～99人	100.0	13.4	86.6
	100人～299人	100.0	18.9	81.1
	300人～499人	100.0	30.0	70.0
	500人～999人	100.0	23.1	76.9
	1,000人以上	100.0	31.3	68.7

※問12(2)、勤続6ヶ月未満の労働者を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表4-5 子の介護休暇制度の対象者(勤続1年未満の労働者)

(単位:%)

区分		計	対象としている	対象としていない
計		100.0	61.8	38.2
産業	鉱業	100.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	46.2	53.8
	製造業	100.0	61.7	38.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	63.6	36.4
	情報通信業	100.0	53.8	46.2
	運輸業	100.0	80.0	20.0
	卸売・小売業	100.0	43.4	56.6
	金融・保険業	100.0	78.9	21.1
	不動産業	100.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	52.4	47.6
	医療、福祉	100.0	73.5	26.5
	教育、学習支援業	100.0	69.2	30.8
	複合サービス業	100.0	63.6	36.4
	サービス業	100.0	64.0	36.0
規模	5人～29人	100.0	53.8	46.2
	30～49人	100.0	50.8	49.2
	50～99人	100.0	58.2	41.8
	100人～299人	100.0	66.7	33.3
	300人～499人	100.0	81.4	18.6
	500人～999人	100.0	70.3	29.7
	1,000人以上	100.0	60.0	40.0

※問12(2)、勤続1年未満の労働者を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表4-6 子の看護休暇制度の期間の制限

(単位:%)

区分		計	子が小学校 就学の始期に 達するまで	子が小学校 入学～小学校 低学年(3年生 又は9歳)まで	子が小学校 4年生から小 学校卒業(又 は12歳)まで	子が小学校 卒業以降も 対象
計		100.0	85.1	2.5	6.8	5.6
産業	鉱業	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3
	建設業	100.0	91.7	0.0	2.8	5.6
	製造業	100.0	89.9	1.6	3.7	4.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.9	0.0	0.0	9.1
	情報通信業	100.0	92.9	7.1	0.0	0.0
	運輸業	100.0	91.7	1.7	0.0	6.7
	卸売・小売業	100.0	66.9	6.2	20.0	6.9
	金融・保険業	100.0	90.0	5.0	0.0	5.0
	不動産業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	64.7	5.9	23.5	5.9
	医療、福祉	100.0	91.2	1.4	4.1	3.4
	教育、学習支援業	100.0	84.0	4.0	4.0	8.0
	複合サービス業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	83.3	0.0	7.6	9.1
規模	5人～29人	100.0	81.8	0.0	9.1	9.1
	30～49人	100.0	92.7	0.0	2.7	4.5
	50～99人	100.0	96.0	0.7	0.7	2.7
	100人～299人	100.0	90.6	1.9	2.5	5.0
	300人～499人	100.0	91.2	1.8	3.5	3.5
	500人～999人	100.0	73.4	9.4	4.7	12.5
	1,000人以上	100.0	69.7	3.9	19.7	6.7

※問13(1)、子の看護休暇制度の期間の制限を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表4-7 子の看護休暇制度の制限

(単位:%)

区分	計	制限あり			制限なし	
		同一の労働者につき	同一の子につき	上記以外		
計	100.0	23.1	58.2	11.0	7.7	
産業	鉱業	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	建設業	100.0	21.6	56.8	16.2	5.4
	製造業	100.0	25.7	58.3	9.6	6.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.0	40.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	13.3	73.3	6.7	6.7
	運輸業	100.0	20.6	52.4	7.9	19.0
	卸売・小売業	100.0	32.8	51.6	5.5	10.2
	金融・保険業	100.0	5.0	85.0	10.0	0.0
	不動産業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	33.3	38.9	11.1	16.7
	医療、福祉	100.0	14.9	63.1	17.7	4.3
	教育、学習支援業	100.0	20.0	56.0	20.0	4.0
	複合サービス業	100.0	18.2	81.8	0.0	0.0
	サービス業	100.0	19.1	58.8	13.2	8.8
規模	5人～29人	100.0	10.0	60.0	10.0	20.0
	30～49人	100.0	23.1	50.0	11.1	15.7
	50～99人	100.0	25.8	59.6	10.6	4.0
	100人～299人	100.0	17.3	65.4	10.9	6.4
	300人～499人	100.0	16.1	60.7	23.2	0.0
	500人～999人	100.0	14.8	77.0	4.9	3.3
	1,000人以上	100.0	31.1	49.2	9.8	9.8

※問13(2)、子の看護休暇制度の制限を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表4-8 子の介護休暇制度の日数の制限

(単位:%)

区分	計	5日	6日～9日	10日	11日～20日	21日以上	
計	100.0	75.6	0.9	19.0	0.4	4.0	
産業	鉱業	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3
	建設業	100.0	61.8	2.9	23.5	0.0	11.8
	製造業	100.0	74.3	0.6	21.1	0.6	3.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	80.0	0.0	10.0	0.0	10.0
	情報通信業	100.0	78.6	0.0	21.4	0.0	0.0
	運輸業	100.0	75.5	2.0	20.4	0.0	2.0
	卸売・小売業	100.0	82.6	1.7	11.3	0.9	3.5
	金融・保険業	100.0	85.0	0.0	10.0	0.0	5.0
	不動産業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	40.0	6.7	13.3	0.0	40.0
	医療、福祉	100.0	77.4	0.0	22.6	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	70.8	0.0	25.0	0.0	4.2
	複合サービス業	100.0	72.7	0.0	18.2	0.0	9.1
	サービス業	100.0	75.8	0.0	21.0	1.6	1.6
規模	5人～29人	100.0	87.5	0.0	12.5	0.0	0.0
	30～49人	100.0	72.2	0.0	23.3	1.1	3.3
	50～99人	100.0	74.5	1.4	22.1	0.0	2.1
	100人～299人	100.0	76.4	1.4	18.8	0.0	3.5
	300人～499人	100.0	69.6	0.0	26.8	1.8	1.8
	500人～999人	100.0	78.0	0.0	15.3	1.7	5.1
	1,000人以上	100.0	77.9	1.2	13.5	0.0	7.4

※問13(2)、子の介護休暇制度の日数の制限を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表4-9 子の看護休暇制度の利用状況(女性)

(単位:%)

区分		就学前の子を持つ労働者数	うち看護休暇を取得した者
計		100.0	21.6
産業	鉱業	100.0	0.0
	建設業	100.0	17.4
	製造業	100.0	17.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	71.4
	情報通信業	100.0	33.3
	運輸業	100.0	6.1
	卸売・小売業	100.0	11.7
	金融・保険業	100.0	17.2
	不動産業	100.0	50.0
	飲食店、宿泊業	100.0	0.0
	医療、福祉	100.0	26.0
	教育、学習支援業	100.0	17.6
	複合サービス業	100.0	45.0
	サービス業	100.0	14.3
規模	5人～29人	100.0	33.3
	30～49人	100.0	14.0
	50～99人	100.0	16.8
	100人～299人	100.0	29.8
	300人～499人	100.0	29.1
	500人～999人	100.0	32.4
	1,000人以上	100.0	14.1

※問14(1)、子の看護休暇制度の利用状況(女性)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表4-10 子の看護休暇制度の利用状況(男性)

(単位:%)

区分		就学前の子を持つ労働者数	うち看護休暇を取得した者
計		100.0	1.9
産業	鉱業	100.0	0.0
	建設業	100.0	0.0
	製造業	100.0	1.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0
	情報通信業	100.0	3.4
	運輸業	100.0	0.0
	卸売・小売業	100.0	0.5
	金融・保険業	100.0	0.9
	不動産業	100.0	8.3
	飲食店、宿泊業	100.0	0.0
	医療、福祉	100.0	7.3
	教育、学習支援業	100.0	1.7
	複合サービス業	100.0	0.0
	サービス業	100.0	0.5
規模	5人～29人	100.0	0.0
	30～49人	100.0	2.2
	50～99人	100.0	2.0
	100人～299人	100.0	1.8
	300人～499人	100.0	5.2
	500人～999人	100.0	2.3
	1,000人以上	100.0	1.1

※問14(1)、子の看護休暇制度の利用状況(男性)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表4-11 子の看護休暇制度の利用日数(女性)

(単位:%)

区分		計	3日以下	4日~6日	7日~9日	10日以上
計		100.0	53.7	33.5	8.1	4.6
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	70.8	14.6	0.0	14.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	80.0	20.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	運輸業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	卸売・小売業	100.0	85.7	7.1	7.1	0.0
	金融・保険業	100.0	56.5	43.5	0.0	0.0
	不動産業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	49.2	35.1	10.8	4.9
	教育、学習支援業	100.0	55.1	37.2	6.4	1.3
	複合サービス業	100.0	37.5	50.0	12.5	0.0
	サービス業	100.0	50.0	33.3	11.1	5.6
規模	5人~29人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	30~49人	100.0	55.6	38.9	0.0	5.6
	50~99人	100.0	43.6	46.2	7.7	2.6
	100人~299人	100.0	50.6	31.3	14.4	3.8
	300人~499人	100.0	46.2	39.4	2.9	11.5
	500人~999人	100.0	71.8	16.9	7.0	4.2
	1,000人以上	100.0	55.9	35.9	6.9	1.4

※、子の看護休暇制度の利用日数(女性)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表4-12 子の看護休暇制度の利用日数(男性)

(単位:%)

区分		計	3日以下	4日~6日	7日~9日	10日以上
計		100.0	69.1	11.7	4.3	14.9
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	41.4	6.9	6.9	44.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	87.5	0.0	12.5	0.0
	運輸業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	卸売・小売業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	金融・保険業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	79.1	16.3	2.3	2.3
	教育、学習支援業	100.0	77.8	22.2	0.0	0.0
	複合サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
規模	5人~29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30~49人	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0
	50~99人	100.0	88.9	11.1	0.0	0.0
	100人~299人	100.0	87.5	0.0	12.5	0.0
	300人~499人	100.0	32.0	8.0	8.0	52.0
	500人~999人	100.0	71.4	21.4	0.0	7.1
	1,000人以上	100.0	84.6	15.4	0.0	0.0

※、子の看護休暇制度の利用日数(男性)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-1 介護休業制度の規定の有無

(単位:%)

区分		計	就業規則等に制度の規定あり	就業規則等に制度の規定なし
計		100.0	88.7	11.3
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	84.3	15.7
	製造業	100.0	89.6	10.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0
	情報通信業	100.0	88.2	11.8
	運輸業	100.0	88.0	12.0
	卸売・小売業	100.0	87.8	12.2
	金融・保険業	100.0	100.0	0.0
	不動産業	100.0	100.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	61.5	38.5
	医療、福祉	100.0	96.3	3.7
	教育、学習支援業	100.0	87.5	12.5
	複合サービス業	100.0	100.0	0.0
	サービス業	100.0	81.3	18.8
規模	5人～29人	100.0	50.0	50.0
	30～49人	100.0	79.4	20.6
	50～99人	100.0	89.0	11.0
	100人～299人	100.0	90.0	10.0
	300人～499人	100.0	95.9	4.1
	500人～999人	100.0	96.1	3.9
	1,000人以上	100.0	93.6	6.4

※問15、介護休業制度の規定の有無を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-2 介護休業の付与期間

(単位:%)

区分		計	93日	93日を超え1年未満	1年	1年を超える期間
計		100.0	75.9	6.7	13.4	4.1
産業	鉱業	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0
	建設業	100.0	60.5	4.7	20.9	14.0
	製造業	100.0	77.8	7.1	12.3	2.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	36.4	0.0	63.6	0.0
	情報通信業	100.0	86.7	6.7	6.7	0.0
	運輸業	100.0	55.1	5.8	34.8	4.3
	卸売・小売業	100.0	72.4	7.6	9.7	10.3
	金融・保険業	100.0	33.3	4.8	57.1	4.8
	不動産業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	61.1	5.6	33.3	0.0
	医療、福祉	100.0	93.0	3.8	2.5	0.6
	教育、学習支援業	100.0	80.8	11.5	7.7	0.0
	複合サービス業	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	86.3	9.6	2.7	1.4
規模	5人～29人	100.0	75.0	8.3	16.7	0.0
	30～49人	100.0	88.6	3.0	4.5	3.8
	50～99人	100.0	85.0	3.5	8.7	2.9
	100人～299人	100.0	86.7	6.4	6.4	0.6
	300人～499人	100.0	88.3	5.0	3.3	3.3
	500人～999人	100.0	78.7	11.5	8.2	1.6
	1,000人以上	100.0	45.1	11.3	33.8	9.7

※問16(1)、介護休業の付与期間を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-3 介護休業の取得可能回数

(単位:%)

区分	計	対象家族1人につき			対象家族1人につき常時介護を必要とする状態ごとに1回			その他			制限なし
		1回	2回	3回以上	1回	2回	3回以上	1回	2回	3回以上	
計	100.0	47.3	1.3	1.7	29.9	0.5	1.8	2.5	0.0	1.8	13.2
産業	鉱業	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	56.1	0.0	0.0	17.1	0.0	2.4	0.0	0.0	4.9
	製造業	100.0	41.7	1.0	2.0	37.2	0.0	1.5	0.0	0.0	1.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	45.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	54.5
	情報通信業	100.0	50.0	0.0	0.0	28.6	0.0	14.3	0.0	0.0	7.1
	運輸業	100.0	30.6	1.6	3.2	22.6	1.6	1.6	22.6	0.0	0.0
	卸売・小売業	100.0	60.1	0.0	0.7	21.7	0.7	1.4	0.0	0.0	6.5
	金融・保険業	100.0	52.6	0.0	5.3	36.8	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3
	不動産業	100.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	50.0	0.0	0.0	5.6	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	49.7	0.0	2.0	34.6	0.0	1.3	2.0	0.0	0.7
	教育、学習支援業	100.0	18.5	7.4	0.0	55.6	3.7	7.4	0.0	0.0	0.0
	複合サービス業	100.0	44.4	33.3	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	50.0	2.9	2.9	30.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0
規模	5人～29人	100.0	27.3	0.0	0.0	36.4	0.0	0.0	0.0	0.0	36.4
	30～49人	100.0	53.3	0.0	2.5	22.5	0.8	2.5	0.8	0.0	17.5
	50～99人	100.0	61.1	0.6	1.2	25.7	0.6	1.8	0.0	0.0	8.4
	100人～299人	100.0	45.7	1.2	1.8	34.1	0.6	1.2	1.2	0.0	13.4
	300人～499人	100.0	38.6	0.0	1.8	47.4	0.0	3.5	1.8	0.0	7.0
	500人～999人	100.0	27.9	4.9	1.6	54.1	0.0	1.6	1.6	0.0	6.6
1,000人以上	100.0	42.4	2.2	1.6	21.2	0.5	1.6	7.6	0.0	6.0	

※問16、介護休業の取得可能回数を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-4 介護休業を取得できる労働者の範囲(期間を定めて雇用される労働者)

(単位:%)

区分	計	取得できる	取得できない	
計	100.0	50.4	49.6	
産業	鉱業	100.0	66.7	33.3
	建設業	100.0	55.8	44.2
	製造業	100.0	42.1	57.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.7	27.3
	情報通信業	100.0	71.4	28.6
	運輸業	100.0	64.4	35.6
	卸売・小売業	100.0	45.3	54.7
	金融・保険業	100.0	71.4	28.6
	不動産業	100.0	100.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	61.1	38.9
	医療、福祉	100.0	47.1	52.9
	教育、学習支援業	100.0	57.7	42.3
	複合サービス業	100.0	66.7	33.3
	サービス業	100.0	49.3	50.7
規模	5人～29人	100.0	46.2	53.8
	30～49人	100.0	44.9	55.1
	50～99人	100.0	40.5	59.5
	100人～299人	100.0	53.8	46.2
	300人～499人	100.0	46.7	53.3
	500人～999人	100.0	42.6	57.4
1,000人以上	100.0	63.3	36.7	

※問16(3)、介護休業を取得できる労働者の範囲(期間を定めて雇用される労働者)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-5 介護休業を取得できる労働者の範囲(所定労働日数が週2日以下の労働者)
(単位:%)

区分		計	取得できる	取得できない
計		100.0	12.3	87.7
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	11.9	88.1
	製造業	100.0	10.9	89.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	45.5	54.5
	情報通信業	100.0	0.0	100.0
	運輸業	100.0	16.9	83.1
	卸売・小売業	100.0	6.7	93.3
	金融・保険業	100.0	4.8	95.2
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	50.0	50.0
	医療、福祉	100.0	12.3	87.7
	教育、学習支援業	100.0	0.0	100.0
	複合サービス業	100.0	25.0	75.0
	サービス業	100.0	16.0	84.0
規模	5人～29人	100.0	7.7	92.3
	30～49人	100.0	11.0	89.0
	50～99人	100.0	8.2	91.8
	100人～299人	100.0	10.6	89.4
	300人～499人	100.0	3.4	96.6
	500人～999人	100.0	28.8	71.2
	1,000人以上	100.0	16.2	83.8

※問16(3)、介護休業を取得できる労働者の範囲(所定労働日数が週2日以下の労働者)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-6 介護休業を取得できる労働者の範囲(勤続1年未満の労働者)

(単位:%)

区分		計	取得できる	取得できない
計		100.0	14.3	85.7
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	7.0	93.0
	製造業	100.0	12.9	87.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0
	情報通信業	100.0	0.0	100.0
	運輸業	100.0	23.6	76.4
	卸売・小売業	100.0	10.1	89.9
	金融・保険業	100.0	0.0	100.0
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	38.9	61.1
	医療、福祉	100.0	16.0	84.0
	教育、学習支援業	100.0	11.1	88.9
	複合サービス業	100.0	16.7	83.3
	サービス業	100.0	22.7	77.3
規模	5人～29人	100.0	30.8	69.2
	30～49人	100.0	16.9	83.1
	50～99人	100.0	9.2	90.8
	100人～299人	100.0	14.6	85.4
	300人～499人	100.0	11.7	88.3
	500人～999人	100.0	11.1	88.9
	1,000人以上	100.0	17.3	82.7

※問16(3)、介護休業を取得できる労働者の範囲(勤続1年未満の労働者)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-7 介護休業を取得できる労働者の範囲(93日以内に退職が明らかな労働者)
(単位:%)

区分		計	取得できる	取得できない
計		100.0	10.2	89.8
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	11.6	88.4
	製造業	100.0	8.7	91.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0
	情報通信業	100.0	0.0	100.0
	運輸業	100.0	15.5	84.5
	卸売・小売業	100.0	6.1	93.9
	金融・保険業	100.0	0.0	100.0
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	33.3	66.7
	医療、福祉	100.0	9.7	90.3
	教育、学習支援業	100.0	7.4	92.6
	複合サービス業	100.0	16.7	83.3
	サービス業	100.0	18.4	81.6
規模	5人～29人	100.0	15.4	84.6
	30～49人	100.0	10.1	89.9
	50～99人	100.0	8.7	91.3
	100人～299人	100.0	11.8	88.2
	300人～499人	100.0	11.7	88.3
	500人～999人	100.0	11.1	88.9
	1,000人以上	100.0	9.1	90.9

※問16(3)、介護休業を取得できる労働者の範囲(93日以内に退職が明らかな労働者)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-8 介護休業制度取得者の有無

(単位:%)

区分		計	取得者あり	取得者なし
計		100.0	4.0	96.0
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	0.0	100.0
	製造業	100.0	4.9	95.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0
	情報通信業	100.0	23.1	76.9
	運輸業	100.0	1.6	98.4
	卸売・小売業	100.0	4.9	95.1
	金融・保険業	100.0	0.0	100.0
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	0.0	100.0
	医療、福祉	100.0	6.3	93.8
	教育、学習支援業	100.0	0.0	100.0
	複合サービス業	100.0	0.0	100.0
	サービス業	100.0	0.0	100.0
規模	5人～29人	100.0	0.0	100.0
	30～49人	100.0	0.9	99.1
	50～99人	100.0	1.4	98.6
	100人～299人	100.0	6.6	93.4
	300人～499人	100.0	11.5	88.5
	500人～999人	100.0	3.7	96.3
	1,000人以上	100.0	4.3	95.7

※問17(1)、介護休業制度取得者の有無を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-9 介護休業制度取得者の状況

(単位:%)

区分	介護休業取得者			代替要員の採用状況		
	計	女性	男性	計	女性	男性
計	100.0	81.0	19.0	100.0	100.0	0.0
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	80.0	20.0	0.0	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	運輸業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	卸売・小売業	100.0	80.0	20.0	100.0	100.0
	金融・保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	教育、学習支援業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	複合サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
規模	5人～29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～49人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50～99人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	100人～299人	100.0	83.3	16.7	0.0	0.0
	300人～499人	100.0	83.3	16.7	100.0	100.0
	500人～999人	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	1,000人以上	100.0	80.0	20.0	0.0	0.0

※問17(1)、介護休業制度取得者の状況を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-10 介護休業終了後の復職状況

(単位:%)

区分	全体			女性			男性		
	計	復職した者	復職予定であったが退職した者	計	復職した者	復職予定であったが退職した者	計	復職した者	復職予定であったが退職した者
計	100.0	92.0	8.0	100.0	95.0	5.0	100.0	80.0	20.0
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	85.7	14.3	100.0	100.0	0.0	100.0	50.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
	運輸業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	卸売・小売業	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	金融・保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	90.0	10.0	100.0	90.0	10.0	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
	複合サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
規模	5人～29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	50.0	50.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	50～99人	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	100人～299人	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
	300人～499人	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
	500人～999人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	1,000人以上	100.0	88.9	11.1	100.0	100.0	0.0	100.0	50.0

※問17(2)、介護休業終了後の復職状況を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-11 介護休業利用期間

(単位:%)

区分		計	1週間未満	1週間～ 2週間未満	2週間～ 1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 1年未満	1年以上
計		58.3	20.8	12.5	0.0	25.0	41.7	0.0
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	33.3	16.7	0.0	0.0	16.7	66.7	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	運輸業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	卸売・小売業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	金融・保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店・宿泊業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療・福祉	80.0	30.0	30.0	0.0	20.0	20.0	0.0
	教育・学習支援業	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	複合サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
規模	5人～29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～49人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50～99人	75.0	25.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0
	100人～299人	66.7	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
	300人～499人	100.0	25.0	25.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	500人～999人	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	1,000人以上	22.2	11.1	11.1	0.0	0.0	77.8	0.0

※問17(3)、介護休業利用期間(男女計)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-12 介護のための勤務時間短縮等の制度の導入状況

(単位:%)

区分		短時間勤務制 度等の制度を 導入している 事業所	短時間勤務制 度	フレックスタイ ム	始業・就業時 刻の繰上げ・ 繰下げ	所定外労働の 制限	介護に要する 経費の援助措 置
計		89.1	82.0	14.5	43.3	71.2	4.5
産業	鉱業	100.0	100.0	33.3	66.7	66.7	0.0
	建設業	84.4	81.4	7.9	37.5	53.8	0.0
	製造業	91.9	84.8	17.9	45.3	78.4	3.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	10.0	40.0	100.0	0.0
	情報通信業	93.8	80.0	6.7	50.0	73.3	7.1
	運輸業	87.7	73.0	9.7	30.1	80.8	4.1
	卸売・小売業	91.8	86.3	25.4	64.3	72.9	3.5
	金融・保険業	100.0	95.2	0.0	61.9	90.5	0.0
	不動産業	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	飲食店・宿泊業	81.0	77.3	42.1	57.9	75.0	31.6
	医療・福祉	84.3	74.5	5.4	25.8	56.2	3.3
	教育・学習支援業	85.7	85.7	3.7	25.9	66.7	3.7
	複合サービス業	100.0	91.7	0.0	8.3	50.0	0.0
	サービス業	85.9	81.8	15.8	51.9	71.8	9.3
規模	5人～29人	75.0	75.0	6.3	37.5	50.0	6.3
	30～49人	80.9	71.6	10.5	37.9	58.2	4.6
	50～99人	84.9	78.0	11.6	42.2	66.7	3.1
	100人～299人	91.7	83.8	9.4	42.4	68.3	1.9
	300人～499人	93.5	85.7	8.3	37.7	80.6	3.4
	500人～999人	100.0	90.5	18.0	32.3	85.2	1.6
	1,000人以上	93.4	88.3	25.1	53.8	80.9	8.9

※問18、介護のための勤務時間短縮等の制度の導入状況を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-13 介護のための勤務時間短縮等の制度(短時間勤務制度)

(単位:%)

区分	計	制度の最長利用期間					計	平日1日に短縮する時間の長さ				
		93日未満	93日	93日を超え 1年未満	1年	1年を超える 期間		1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上	
計	100.0	23.2	51.8	7.1	8.3	9.7	100.0	3.8	56.2	26.9	13.1	
産業	鉱業	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	15.2	42.4	9.1	15.2	18.2	100.0	0.0	69.7	24.2	6.1
	製造業	100.0	17.8	61.5	7.7	7.1	5.9	100.0	3.0	60.5	29.9	6.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	40.0	0.0	0.0	60.0	100.0	0.0	40.0	60.0	0.0
	情報通信業	100.0	16.7	75.0	0.0	8.3	0.0	100.0	0.0	45.5	54.5	0.0
	運輸業	100.0	18.9	41.5	5.7	3.8	30.2	100.0	4.4	66.7	13.3	15.6
	卸売・小売業	100.0	37.4	34.1	8.9	7.3	12.2	100.0	0.8	46.7	26.2	26.2
	金融・保険業	100.0	10.5	15.8	5.3	57.9	10.5	100.0	5.0	40.0	10.0	45.0
	不動産業	100.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	100.0	0.0	33.3	66.7	0.0
	飲食店・宿泊業	100.0	29.4	23.5	5.9	35.3	5.9	100.0	0.0	47.1	23.5	29.4
	医療・福祉	100.0	21.2	72.6	2.7	1.8	1.8	100.0	5.5	64.5	25.5	4.5
	教育・学習支援業	100.0	20.8	62.5	8.3	4.2	4.2	100.0	0.0	61.9	19.0	19.0
	複合サービス業	100.0	0.0	63.6	36.4	0.0	0.0	100.0	0.0	63.6	9.1	27.3
サービス業	100.0	33.9	46.8	6.5	6.5	6.5	100.0	14.5	41.9	35.5	8.1	
規模	5人～29人	100.0	45.5	36.4	9.1	9.1	0.0	100.0	0.0	72.7	27.3	0.0
	30～49人	100.0	36.8	50.5	6.3	4.2	2.1	100.0	9.1	64.8	20.5	5.7
	50～99人	100.0	20.6	63.5	1.6	7.9	6.3	100.0	5.6	59.7	29.0	5.6
	100人～299人	100.0	22.1	64.7	7.4	5.1	0.7	100.0	4.3	62.6	28.1	5.0
	300人～499人	100.0	1.9	83.3	3.7	1.9	9.3	100.0	1.9	57.7	36.5	3.8
	500人～999人	100.0	32.1	44.6	10.7	5.4	7.1	100.0	0.0	70.9	27.3	1.8
1,000人以上	100.0	20.5	27.5	11.1	15.8	25.1	100.0	1.2	37.8	25.0	36.0	

※問18、介護のための勤務時間短縮等の制度(短時間勤務制度)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-14 介護のための勤務時間短縮等の制度(フレックスタイム)

(単位:%)

区分	計	制度の最長利用期間					
		93日未満	93日	93日を超え 1年未満	1年	1年を超える 期間	
計	100.0	41.4	19.2	3.0	12.1	24.2	
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
	製造業	100.0	17.9	25.0	0.0	10.7	46.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	運輸業	100.0	0.0	40.0	0.0	0.0	60.0
	卸売・小売業	100.0	82.9	2.9	2.9	2.9	8.6
	金融・保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店・宿泊業	100.0	0.0	0.0	12.5	75.0	12.5
	医療・福祉	100.0	16.7	66.7	0.0	0.0	16.7
	教育・学習支援業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	複合サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス業	100.0	30.0	40.0	0.0	20.0	10.0	
規模	5人～29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	30～49人	100.0	33.3	55.6	0.0	11.1	
	50～99人	100.0	31.3	25.0	0.0	18.8	
	100人～299人	100.0	16.7	41.7	8.3	16.7	
	300人～499人	100.0	0.0	25.0	0.0	75.0	
	500人～999人	100.0	9.1	9.1	0.0	18.2	
1,000人以上	100.0	63.0	6.5	4.3	10.9	15.2	

※問18、介護のための勤務時間短縮等の制度(フレックスタイム)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-15 介護のための勤務時間短縮等の制度(始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ)

(単位:%)

区分	計	制度の最長利用期間					
		93日未満	93日	93日を超え 1年未満	1年	1年を超える 期間	
計	100.0	26.9	43.7	7.0	10.1	12.2	
産業	鉱業	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	建設業	100.0	20.0	40.0	13.3	6.7	20.0
	製造業	100.0	23.8	54.8	3.6	9.5	8.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	0.0	85.7	0.0	14.3	0.0
	運輸業	100.0	19.0	61.9	4.8	4.8	9.5
	卸売・小売業	100.0	40.9	23.9	10.2	8.0	17.0
	金融・保険業	100.0	0.0	0.0	8.3	25.0	66.7
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	27.3	9.1	9.1	45.5	9.1
	医療、福祉	100.0	29.7	54.1	5.4	8.1	2.7
	教育、学習支援業	100.0	33.3	33.3	16.7	0.0	16.7
	複合サービス業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	20.5	59.0	7.7	7.7	5.1
規模	5人～29人	100.0	20.0	60.0	20.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	31.8	50.0	4.5	6.8	6.8
	50～99人	100.0	36.4	40.9	3.0	12.1	7.6
	100人～299人	100.0	19.0	63.5	6.3	9.5	1.6
	300人～499人	100.0	0.0	82.6	4.3	4.3	8.7
	500人～999人	100.0	15.8	57.9	0.0	15.8	10.5
1,000人以上	100.0	31.4	20.0	12.4	11.4	24.8	

※問18、介護のための勤務時間短縮等の制度(始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-16 介護のための勤務時間短縮等の制度(所定外労働の制限)

(単位:%)

区分	計	制度の最長利用期間					
		93日未満	93日	93日を超え 1年未満	1年	1年を超える 期間	
計	100.0	18.0	26.9	6.8	35.2	13.1	
産業	鉱業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	15.8	31.6	5.3	36.8	10.5
	製造業	100.0	12.0	33.1	8.5	33.8	12.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	40.0	0.0	10.0	50.0
	情報通信業	100.0	0.0	11.1	11.1	77.8	0.0
	運輸業	100.0	15.8	24.6	3.5	26.3	29.8
	卸売・小売業	100.0	39.2	14.4	6.2	25.8	14.4
	金融・保険業	100.0	0.0	5.3	5.3	78.9	10.5
	不動産業	100.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	20.0	13.3	6.7	53.3	6.7
	医療、福祉	100.0	13.8	32.5	7.5	38.8	7.5
	教育、学習支援業	100.0	5.9	11.8	17.6	58.8	5.9
	複合サービス業	100.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0
	サービス業	100.0	24.5	41.5	5.7	22.6	5.7
規模	5人～29人	100.0	14.3	42.9	0.0	42.9	0.0
	30～49人	100.0	28.1	32.8	7.8	29.7	1.6
	50～99人	100.0	21.8	28.7	5.9	35.6	7.9
	100人～299人	100.0	13.9	35.6	7.9	33.7	8.9
	300人～499人	100.0	0.0	40.8	10.2	36.7	12.2
	500人～999人	100.0	14.0	28.0	4.0	50.0	4.0
1,000人以上	100.0	20.8	12.3	6.5	32.5	27.9	

※問18、介護のための勤務時間短縮等の制度(所定外労働の制限)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表5-17 介護のための勤務時間短縮等の制度(介護に要する経費の援助措置)

(単位:%)

区分	計	制度の最長利用期間					
		93日未満	93日	93日を超え 1年未満	1年	1年を超える 期間	
計	100.0	5.0	35.0	5.0	35.0	20.0	
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業	100.0	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3
	卸売・小売業	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	金融・保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	0.0	16.7	0.0	83.3	0.0
	医療、福祉	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	教育、学習支援業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	複合サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	20.0	40.0	0.0	20.0	20.0
規模	5人～29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	50～99人	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	100人～299人	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	300人～499人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500人～999人	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	1,000人以上	100.0	0.0	28.6	7.1	35.7	28.6

※問18、介護のための勤務時間短縮等の制度(介護に要する経費の援助措置)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表6-1 介護休暇制度の規定状況

(単位:%)

区分	計	就業規則等に制 度の規定あり	就業規則等に制 度の規定なし	
		計	100.0	82.3
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	79.6	20.4
	製造業	100.0	79.7	20.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.9	9.1
	情報通信業	100.0	82.4	17.6
	運輸業	100.0	86.7	13.3
	卸売・小売業	100.0	81.4	18.6
	金融・保険業	100.0	96.0	4.0
	不動産業	100.0	100.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	58.3	41.7
	医療、福祉	100.0	89.7	10.3
	教育、学習支援業	100.0	81.3	18.8
	複合サービス業	100.0	61.5	38.5
	サービス業	100.0	79.3	20.7
規模	5人～29人	100.0	41.7	58.3
	30～49人	100.0	69.2	30.8
	50～99人	100.0	82.8	17.2
	100人～299人	100.0	86.1	13.9
	300人～499人	100.0	84.5	15.5
	500人～999人	100.0	94.6	5.4
	1,000人以上	100.0	87.0	13.0

※問19、介護休暇制度の規定状況を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出

表6-2 介護休暇制度の有給の有無

(単位:%)

区分		計	有給	一部有給	無給
計		100.0	23.5	9.9	66.6
産業	鉱業	100.0	33.3	0.0	66.7
	建設業	100.0	43.2	5.4	51.4
	製造業	100.0	14.4	8.6	77.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	70.0	0.0	30.0
	情報通信業	100.0	28.6	0.0	71.4
	運輸業	100.0	23.5	19.1	57.4
	卸売・小売業	100.0	11.2	7.5	81.3
	金融・保険業	100.0	75.0	5.0	20.0
	不動産業	100.0	33.3	0.0	66.7
	飲食店、宿泊業	100.0	5.6	38.9	55.6
	医療、福祉	100.0	26.5	11.0	62.5
	教育、学習支援業	100.0	36.0	12.0	52.0
	複合サービス業	100.0	28.6	0.0	71.4
サービス業	100.0	29.9	7.5	62.7	
規模	5人～29人	100.0	33.3	0.0	66.7
	30～49人	100.0	19.6	13.1	67.3
	50～99人	100.0	27.5	9.4	63.1
	100人～299人	100.0	20.1	5.8	74.0
	300人～499人	100.0	32.7	3.8	63.5
	500人～999人	100.0	12.9	14.5	72.6
	1,000人以上	100.0	25.6	12.8	61.7

※問19、介護休暇制度の有給の有無を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表6-3 介護休暇制度の導入予定

(単位:%)

区分		計	制度の導入予定あり	制度の導入予定なし
計		100.0	12.8	87.2
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	16.7	83.3
	製造業	100.0	5.6	94.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0
	情報通信業	100.0	50.0	50.0
	運輸業	100.0	22.2	77.8
	卸売・小売業	100.0	14.3	85.7
	金融・保険業	100.0	0.0	100.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	50.0	50.0
	医療、福祉	100.0	21.4	78.6
	教育、学習支援業	100.0	0.0	100.0
	複合サービス業	100.0	0.0	100.0
サービス業	100.0	0.0	100.0	
規模	5人～29人	100.0	11.1	88.9
	30～49人	100.0	13.9	86.1
	50～99人	100.0	19.0	81.0
	100人～299人	100.0	11.8	88.2
	300人～499人	100.0	12.5	87.5
	500人～999人	100.0	25.0	75.0
	1,000人以上	100.0	0.0	100.0

※問19、介護休暇制度の導入予定を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出。

表6-4 介護休暇制度の対象となる労働者の範囲(所定労働日数が週2日以下の労働者)
(単位:%)

区分		計	対象としている	対象としていない
計		100.0	14.2	85.8
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	17.5	82.5
	製造業	100.0	11.2	88.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0
	情報通信業	100.0	0.0	100.0
	運輸業	100.0	37.3	62.7
	卸売・小売業	100.0	7.7	92.3
	金融・保険業	100.0	57.9	42.1
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	47.1	52.9
	医療、福祉	100.0	7.1	92.9
	教育、学習支援業	100.0	12.0	88.0
	複合サービス業	100.0	0.0	100.0
	サービス業	100.0	13.7	86.3
規模	5人～29人	100.0	0.0	100.0
	30～49人	100.0	9.6	90.4
	50～99人	100.0	6.4	93.6
	100人～299人	100.0	8.8	91.2
	300人～499人	100.0	7.4	92.6
	500人～999人	100.0	33.3	66.7
	1,000人以上	100.0	24.9	75.1

※問20(1)、介護休暇制度の対象となる労働者の範囲(所定労働日数が週2日以下の労働者)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表6-5 介護休暇制度の対象となる労働者の範囲(勤続6ヶ月未満の労働者)
(単位:%)

区分		計	対象としている	対象としていない
計		100.0	19.4	80.6
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	20.0	80.0
	製造業	100.0	17.3	82.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	50.0	50.0
	情報通信業	100.0	14.3	85.7
	運輸業	100.0	32.4	67.6
	卸売・小売業	100.0	11.1	88.9
	金融・保険業	100.0	52.6	47.4
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	41.2	58.8
	医療、福祉	100.0	13.6	86.4
	教育、学習支援業	100.0	40.0	60.0
	複合サービス業	100.0	14.3	85.7
	サービス業	100.0	17.8	82.2
規模	5人～29人	100.0	30.0	70.0
	30～49人	100.0	15.5	84.5
	50～99人	100.0	8.2	91.8
	100人～299人	100.0	15.8	84.2
	300人～499人	100.0	21.4	78.6
	500人～999人	100.0	29.5	70.5
	1,000人以上	100.0	30.0	70.0

※問20(1)、介護休暇制度の対象となる労働者の範囲(勤続6ヶ月未満の労働者)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表6-6 介護休暇制度の対象となる労働者の範囲(勤続1年未満の労働者)

(単位:%)

区分		計	対象としている	対象としていない
計		100.0	53.9	46.1
産業	鉱業	100.0	66.7	33.3
	建設業	100.0	45.0	55.0
	製造業	100.0	53.1	46.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.0	40.0
	情報通信業	100.0	57.1	42.9
	運輸業	100.0	71.6	28.4
	卸売・小売業	100.0	40.3	59.7
	金融・保険業	100.0	73.7	26.3
	不動産業	100.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	52.9	47.1
	医療、福祉	100.0	57.9	42.1
	教育、学習支援業	100.0	64.0	36.0
	複合サービス業	100.0	71.4	28.6
	サービス業	100.0	51.4	48.6
規模	5人～29人	100.0	60.0	40.0
	30～49人	100.0	45.2	54.8
	50～99人	100.0	46.8	53.2
	100人～299人	100.0	57.9	42.1
	300人～499人	100.0	65.5	34.5
	500人～999人	100.0	60.0	40.0
	1,000人以上	100.0	56.6	43.4

※問20(1)、介護休暇制度の対象となる労働者の範囲(勤続1年未満の労働者)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表6-7 介護休暇取得の制限

(単位:%)

区分	計	制限あり			制限なし	
		同一の労働者につき	同一の要介護状態の対象家族につき	上記以外		
計	100.0	31.2	54.9	7.9	6.0	
産業	鉱業	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0
	建設業	100.0	26.3	57.9	5.3	10.5
	製造業	100.0	23.5	59.0	10.2	7.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	55.6	33.3	0.0	11.1
	情報通信業	100.0	14.3	78.6	7.1	0.0
	運輸業	100.0	29.5	59.0	3.3	8.2
	卸売・小売業	100.0	53.5	39.5	1.6	5.4
	金融・保険業	100.0	47.4	47.4	5.3	0.0
	不動産業	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	53.3	33.3	6.7	6.7
	医療、福祉	100.0	23.1	60.8	13.1	3.1
	教育、学習支援業	100.0	22.7	54.5	18.2	4.5
	複合サービス業	100.0	60.0	40.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	17.4	63.8	10.1	8.7
規模	5人～29人	100.0	0.0	75.0	0.0	25.0
	30～49人	100.0	40.2	42.3	8.2	9.3
	50～99人	100.0	30.1	55.5	6.2	8.2
	100人～299人	100.0	18.2	68.2	6.8	6.8
	300人～499人	100.0	21.6	58.8	19.6	0.0
	500人～999人	100.0	24.1	74.1	1.9	0.0
	1,000人以上	100.0	43.5	42.9	9.0	4.5

※問20(2)、介護休暇取得の制限を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表6-8 介護休暇制度の付与日数

(単位:%)

区分		計	5日	6日~9日	10日	11日~20日	21日以上
計		100.0	68.0	0.6	18.3	1.4	11.7
産業	鉱業	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3
	建設業	100.0	65.6	3.1	21.9	3.1	6.3
	製造業	100.0	59.5	1.3	22.9	0.7	15.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	64.3	0.0	21.4	0.0	14.3
	運輸業	100.0	62.5	0.0	17.9	1.8	17.9
	卸売・小売業	100.0	79.3	0.8	8.3	3.3	8.3
	金融・保険業	100.0	78.9	0.0	15.8	0.0	5.3
	不動産業	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	50.0	0.0	7.1	0.0	42.9
	医療、福祉	100.0	67.5	0.0	25.2	0.8	6.5
	教育、学習支援業	100.0	76.2	0.0	23.8	0.0	0.0
	複合サービス業	100.0	40.0	0.0	40.0	0.0	20.0
	サービス業	100.0	71.4	0.0	12.7	1.6	14.3
規模	5人~29人	100.0	83.3	0.0	16.7	0.0	0.0
	30~49人	100.0	62.1	2.3	20.7	6.9	8.0
	50~99人	100.0	64.7	0.0	19.5	0.0	15.8
	100人~299人	100.0	67.9	0.0	20.9	0.7	10.4
	300人~499人	100.0	60.8	0.0	33.3	2.0	3.9
	500人~999人	100.0	77.8	1.9	11.1	1.9	7.4
	1,000人以上	100.0	71.9	0.6	12.0	0.0	15.6

※問20(2)、介護休暇制度の付与日数を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表6-9 介護休暇制度の利用日数

(単位:%)

区分		計	3日以下	4日~6日	7日~9日	10日以上
計		100.0	52.6	39.8	2.9	4.7
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	54.8	41.9	0.0	3.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	60.0	40.0	0.0	0.0
	運輸業	100.0	53.3	20.0	13.3	13.3
	卸売・小売業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	金融・保険業	100.0	40.0	40.0	0.0	20.0
	不動産業	100.0	83.3	16.7	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療、福祉	100.0	48.2	44.7	3.5	3.5
	教育、学習支援業	100.0	81.3	18.8	0.0	0.0
	複合サービス業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	サービス業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
規模	5人~29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30~49人	100.0	59.1	18.2	9.1	13.6
	50~99人	100.0	66.7	22.2	0.0	11.1
	100人~299人	100.0	59.5	33.3	0.0	7.1
	300人~499人	100.0	33.3	61.1	0.0	5.6
	500人~999人	100.0	55.0	45.0	0.0	0.0
	1,000人以上	100.0	49.2	45.8	5.1	0.0

※問20(3)、介護休暇制度の利用日数を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表7-1 育児休業・介護休業終了後の職場復帰プログラムの有無

(単位:%)

区分	計	職場復帰プログラムを講じている			職場復帰プログラムを講じていない	
		企業や仕事に関する情報提供	職場復帰のための講習	その他		
計	100.0	30.2	14.2	3.8	62.6	
産業	鉱業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	22.2	22.2	4.4	64.4
	製造業	100.0	17.8	7.7	3.8	74.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	45.5	0.0	0.0	54.5
	情報通信業	100.0	35.3	0.0	0.0	64.7
	運輸業	100.0	43.4	9.2	2.6	51.3
	卸売・小売業	100.0	42.9	31.0	5.4	50.6
	金融・保険業	100.0	41.2	17.6	23.5	23.5
	不動産業	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7
	飲食店、宿泊業	100.0	33.3	28.6	0.0	61.9
	医療、福祉	100.0	32.1	11.5	3.2	60.3
	教育、学習支援業	100.0	18.5	14.8	3.7	74.1
	複合サービス業	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7
	サービス業	100.0	22.5	5.0	1.3	75.0
規模	5人～29人	100.0	133.3	0.0	0.0	366.7
	30～49人	100.0	55.6	22.2	13.3	226.7
	50～99人	100.0	18.8	8.7	2.4	58.7
	100人～299人	100.0	409.1	200.0	45.5	1063.6
	300人～499人	100.0	94.1	23.5	11.8	252.9
	500人～999人	100.0	30.3	15.8	0.0	56.6
	1,000人以上	100.0	60.1	31.0	8.3	53.6

※問21(1)、育児休業・介護休業終了後の職場復帰プログラムの有無を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表7-2 復帰後の職場・職種

(単位:%)

区分	計	原則として現職復帰	本人の希望を考慮して会社が決定	会社の人事管理等の都合により決定	
					計
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	83.3	14.3	2.4
	製造業	100.0	84.5	12.1	3.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	100.0	0.0	0.0
	運輸業	100.0	77.1	20.0	2.9
	卸売・小売業	100.0	76.6	15.6	7.8
	金融・保険業	100.0	86.4	9.1	4.5
	不動産業	100.0	100.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	84.2	5.3	10.5
	医療、福祉	100.0	82.6	14.8	2.6
	教育、学習支援業	100.0	84.6	11.5	3.8
	複合サービス業	100.0	63.6	18.2	18.2
	サービス業	100.0	69.4	27.8	2.8
規模	5人～29人	100.0	46.2	46.2	7.7
	30～49人	100.0	79.2	15.4	5.4
	50～99人	100.0	76.9	16.0	7.1
	100人～299人	100.0	81.3	17.0	1.8
	300人～499人	100.0	80.3	19.7	0.0
	500人～999人	100.0	84.4	7.8	7.8
	1,000人以上	100.0	86.4	10.6	3.0

※問21(2)、復帰後の職場・職種を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表8-1 再雇用制度の導入状況

(単位:%)

区分	計	制度あり			制度なし		
		就業規則等で明文化	慣行で認めている	その他	一年以内に導入予定	検討中	導入予定なし
計	100.0	41.5	12.7	3.1	3.2	9.0	30.4
産業	鉱業	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3
	建設業	100.0	35.6	13.3	2.2	0.0	8.9
	製造業	100.0	46.0	7.5	1.4	0.0	7.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	18.2	18.2	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	53.3	6.7	0.0	0.0	0.0
	運輸業	100.0	39.2	10.8	18.9	0.0	10.8
	卸売・小売業	100.0	38.3	6.2	1.2	16.7	7.4
	金融・保険業	100.0	50.0	35.0	0.0	0.0	5.0
	不動産業	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	50.0	10.0	0.0	0.0	15.0
	医療、福祉	100.0	40.9	22.7	1.9	0.0	11.7
	教育、学習支援業	100.0	22.2	7.4	3.7	0.0	11.1
	複合サービス業	100.0	66.7	8.3	8.3	0.0	8.3
	サービス業	100.0	43.2	21.6	1.4	0.0	9.5
規模	5人～29人	100.0	47.1	11.8	0.0	0.0	0.0
	30～49人	100.0	36.2	14.9	1.4	0.0	17.0
	50～99人	100.0	42.2	15.6	2.9	0.0	10.4
	100人～299人	100.0	39.1	14.9	1.1	0.0	8.6
	300人～499人	100.0	41.7	16.7	0.0	0.0	6.7
	500人～999人	100.0	54.5	6.1	1.5	0.0	6.1
	1,000人以上	100.0	41.9	7.6	8.1	13.1	5.1

※問2-2、再雇用制度の導入状況を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表8-2 再雇用制度の適用を受けた者

(単位:%)

区分	再雇用制度の適用となり退職した者			再雇用制度により再雇用された者		
	計	女性	男性	計	女性	男性
計	100.0	35.5	64.5	100.0	30.4	69.6
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	0.0	100.0	100.0	2.9
	製造業	100.0	33.8	66.2	100.0	17.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	100.0	75.0
	情報通信業	100.0	100.0	0.0	100.0	14.3
	運輸業	100.0	10.0	90.0	100.0	2.1
	卸売・小売業	100.0	40.0	60.0	100.0	51.6
	金融・保険業	100.0	0.0	100.0	100.0	16.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	医療、福祉	100.0	84.2	15.8	100.0	83.8
	教育、学習支援業	100.0	28.6	71.4	100.0	28.6
	複合サービス業	100.0	45.5	54.5	100.0	45.5
	サービス業	100.0	12.5	87.5	100.0	12.5
規模	5人～29人	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
	30～49人	100.0	10.0	90.0	100.0	23.1
	50～99人	100.0	35.3	64.7	100.0	33.3
	100人～299人	100.0	25.0	75.0	100.0	22.8
	300人～499人	100.0	52.0	48.0	100.0	38.3
	500人～999人	100.0	35.3	64.7	100.0	26.7
	1,000人以上	100.0	51.7	48.3	100.0	37.6

※問2-2、再雇用制度の適用を受けた者を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表9-1 パートタイム労働者の1日あたり労働時間、週あたり労働日数、平均勤続年数
(単位:%)

区分		1日あたりの平均 的に労働時間(時 間)	週あたりの平均 的な労働日数 (日)	平均的な勤続年 数(年)
計		5.8	4.4	5.4
産 業	鉱業	6.0	3.0	10.0
	建設業	6.4	4.1	2.8
	製造業	6.2	4.7	6.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	7.5	5.0	2.9
	情報通信業	6.5	4.3	7.0
	運輸業	5.8	4.6	5.0
	卸売・小売業	5.5	4.8	6.4
	金融・保険業	6.3	4.5	6.7
	不動産業	7.5	5.0	4.0
	飲食店、宿泊業	5.6	4.2	4.3
	医療、福祉	5.5	4.1	5.0
	教育、学習支援業	4.5	3.2	4.0
	複合サービス業	6.0	4.5	7.2
	サービス業	5.8	4.2	4.2
規 模	5人～29人	5.8	4.1	7.3
	30～49人	5.7	4.6	5.4
	50～99人	5.8	4.3	5.0
	100人～299人	5.8	4.4	5.5
	300人～499人	6.1	4.5	4.8
	500人～999人	5.9	4.5	5.2
	1,000人以上	5.6	4.6	5.8

※問23・24、パートタイム労働者の1日あたり労働時間、週あたり労働日数、平均勤続年数を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表9-2 パートタイム労働者の職務内容(職務内容が正社員とほとんど同じ)

区分		計	5割以上	5割未満	いない
計		100.0	30.3	30.7	38.9
産 業	鉱業	100.0	0.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	45.2	9.7	45.2
	製造業	100.0	37.2	22.5	40.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	16.7	16.7	66.7
	情報通信業	100.0	15.4	15.4	69.2
	運輸業	100.0	24.6	27.5	47.8
	卸売・小売業	100.0	21.2	49.1	29.7
	金融・保険業	100.0	15.8	47.4	36.8
	不動産業	100.0	0.0	50.0	50.0
	飲食店、宿泊業	100.0	34.2	34.2	31.6
	医療、福祉	100.0	37.6	33.5	28.8
	教育、学習支援業	100.0	8.0	12.0	80.0
	複合サービス業	100.0	11.1	22.2	66.7
	サービス業	100.0	32.0	21.3	46.7
規 模	5人～29人	100.0	38.1	19.0	42.9
	30～49人	100.0	37.5	29.7	32.8
	50～99人	100.0	40.5	26.0	33.5
	100人～299人	100.0	33.9	31.7	34.4
	300人～499人	100.0	20.7	25.9	53.4
	500人～999人	100.0	10.0	30.0	60.0
	1,000人以上	100.0	22.1	36.8	41.1

※問25、パートタイム労働者の職務内容(職務内容が正社員とほとんど同じ)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表9-3 パートタイム労働者の職務内容(管理業務や専門業務に従事)

		(単位:%)			
区分		計	5割以上	5割未満	いない
計		100.0	11.7	25.8	62.5
産業	鉱業	100.0	0.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	20.0	13.3	66.7
	製造業	100.0	8.9	21.4	69.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	0.0	100.0
	情報通信業	100.0	0.0	16.7	83.3
	運輸業	100.0	4.4	14.7	80.9
	卸売・小売業	100.0	9.3	50.3	40.4
	金融・保険業	100.0	5.6	38.9	55.6
	不動産業	100.0	0.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	18.9	29.7	51.4
	医療、福祉	100.0	17.1	24.1	58.8
	教育、学習支援業	100.0	38.5	3.8	57.7
	複合サービス業	100.0	0.0	22.2	77.8
	サービス業	100.0	8.2	11.0	80.8
規模	5人～29人	100.0	5.3	10.5	84.2
	30～49人	100.0	12.8	13.6	73.6
	50～99人	100.0	13.4	20.3	66.3
	100人～299人	100.0	14.0	32.6	53.4
	300人～499人	100.0	10.2	13.6	76.3
	500人～999人	100.0	3.3	21.7	75.0
	1,000人以上	100.0	11.2	38.3	50.5

※問25、パートタイム労働者の職務内容(管理業務や専門業務に従事)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表9-4 パートタイム労働者の職務内容(正社員とほぼ同じ勤務時間で、残業や事業所内の配置転換もある)

		(単位:%)			
区分		計	5割以上	5割未満	いない
計		100.0	8.0	23.6	68.4
産業	鉱業	100.0	0.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	16.7	6.7	76.7
	製造業	100.0	13.5	16.6	69.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	33.3	66.7
	情報通信業	100.0	0.0	16.7	83.3
	運輸業	100.0	4.1	16.4	79.5
	卸売・小売業	100.0	3.0	41.0	56.0
	金融・保険業	100.0	5.9	47.1	47.1
	不動産業	100.0	50.0	50.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	13.9	19.4	66.7
	医療、福祉	100.0	5.3	28.1	66.7
	教育、学習支援業	100.0	3.8	3.8	92.3
	複合サービス業	100.0	10.0	30.0	60.0
	サービス業	100.0	10.8	9.5	79.7
規模	5人～29人	100.0	10.5	10.5	78.9
	30～49人	100.0	11.2	14.4	74.4
	50～99人	100.0	8.7	21.4	69.9
	100人～299人	100.0	8.3	25.4	66.3
	300人～499人	100.0	5.0	21.7	73.3
	500人～999人	100.0	3.3	19.7	77.0
	1,000人以上	100.0	7.2	32.0	60.8

※問25、パートタイム労働者の職務内容(正社員とほぼ同じ勤務時間で、残業や事業所内の配置転換もある)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表9-5 パートタイム労働者の職務内容(勤続年数が相当程度長期化)

(単位: %)

区分		計	5割以上	5割未満	いない
計		100.0	9.9	46.8	43.3
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	3.3	3.3	93.3
	製造業	100.0	17.0	35.1	47.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	16.7	83.3
	情報通信業	100.0	23.1	0.0	76.9
	運輸業	100.0	5.6	45.1	49.3
	卸売・小売業	100.0	14.6	65.2	20.1
	金融・保険業	100.0	5.6	66.7	27.8
	不動産業	100.0	0.0	50.0	50.0
	飲食店、宿泊業	100.0	10.5	55.3	34.2
	医療、福祉	100.0	1.2	55.2	43.6
	教育、学習支援業	100.0	7.7	46.2	46.2
	複合サービス業	100.0	10.0	70.0	20.0
	サービス業	100.0	6.8	35.1	58.1
規模	5人～29人	100.0	5.3	36.8	57.9
	30～49人	100.0	13.5	28.6	57.9
	50～99人	100.0	10.3	43.1	46.6
	100人～299人	100.0	9.4	48.3	42.2
	300人～499人	100.0	5.2	43.1	51.7
	500人～999人	100.0	11.3	43.5	45.2
	1,000人以上	100.0	8.5	64.0	27.5

※問25、パートタイム労働者の職務内容(勤続年数が相当程度長期化)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表9-6 パートタイム労働者の職務内容(賃金の決定方法が正社員と同じ)

(単位: %)

区分		計	5割以上	5割未満	いない
計		100.0	7.0	8.4	84.7
産業	鉱業	100.0	0.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	13.3	6.7	80.0
	製造業	100.0	7.9	12.0	80.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	16.7	83.3
	情報通信業	100.0	8.3	0.0	91.7
	運輸業	100.0	5.8	7.2	87.0
	卸売・小売業	100.0	3.8	6.9	89.4
	金融・保険業	100.0	0.0	5.6	94.4
	不動産業	100.0	0.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	2.7	13.5	83.8
	医療、福祉	100.0	6.0	9.0	85.0
	教育、学習支援業	100.0	0.0	3.8	96.2
	複合サービス業	100.0	33.3	0.0	66.7
	サービス業	100.0	16.2	4.1	79.7
規模	5人～29人	100.0	16.7	11.1	72.2
	30～49人	100.0	14.8	13.9	71.3
	50～99人	100.0	9.4	8.8	81.9
	100人～299人	100.0	7.7	8.3	84.0
	300人～499人	100.0	5.4	3.6	91.1
	500人～999人	100.0	1.6	3.3	95.1
	1,000人以上	100.0	0.5	7.4	92.1

※問25、パートタイム労働者の職務内容(賃金の決定方法が正社員と同じ)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表9-7 パートタイム労働者の処遇の考慮

(単位:%)

区分		計	現在考慮している	現在は考慮していないが、今後は考慮する必要がある	現在は考慮していないし、今後も考慮する必要はないと思う
計		99.9	58.0	26.5	15.4
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0	0.0
	建設業	96.9	65.6	18.8	12.5
	製造業	100.0	63.3	19.4	17.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	50.0	0.0	50.0
	情報通信業	100.0	69.2	7.7	23.1
	運輸業	100.0	36.4	48.5	15.2
	卸売・小売業	100.0	52.4	36.7	10.8
	金融・保険業	100.0	82.4	5.9	11.8
	不動産業	100.0	50.0	50.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	62.1	31.0	6.9
	医療、福祉	100.0	68.2	22.7	9.1
	教育、学習支援業	100.0	29.2	4.2	66.7
	複合サービス業	100.0	45.5	9.1	45.5
	サービス業	100.0	54.1	28.4	17.6
規模	5人～29人	100.0	44.4	27.8	27.8
	30～49人	99.2	61.6	24.0	13.6
	50～99人	100.0	59.0	27.1	13.9
	100人～299人	100.0	55.5	25.6	18.9
	300人～499人	100.0	60.4	22.6	17.0
	500人～999人	100.0	59.3	25.9	14.8
	1,000人以上	100.0	57.2	29.4	13.4

※問26、パートタイム労働者の処遇の考慮を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表9-8 パートタイム労働者の正社員への転換制度の状況

(単位:%)

区分		計	あり	なし
計		100.0	63.2	36.8
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	43.8	56.3
	製造業	100.0	53.2	46.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	28.6	71.4
	情報通信業	100.0	38.5	61.5
	運輸業	100.0	60.0	40.0
	卸売・小売業	100.0	71.8	28.2
	金融・保険業	100.0	68.2	31.8
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	75.8	24.2
	医療、福祉	100.0	74.4	25.6
	教育、学習支援業	100.0	46.2	53.8
	複合サービス業	100.0	53.8	46.2
	サービス業	100.0	64.2	35.8
規模	5人～29人	100.0	50.0	50.0
	30～49人	100.0	64.8	35.2
	50～99人	100.0	66.9	33.1
	100人～299人	100.0	60.8	39.2
	300人～499人	100.0	54.7	45.3
	500人～999人	100.0	46.9	53.1
	1,000人以上	100.0	70.0	30.0

※問27、パートタイム労働者の正社員への転換制度の状況を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表9-9 パートタイム労働者の福利厚生の状況(就業規則の形態)

(単位:%)

区分		計	パート労働者専用の適用規定を作成	通常の就業規則にパート労働者適用規定を追加	通常の就業規則を適用
計		100.0	66.0	15.8	18.2
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	36.0	28.0	36.0
	製造業	100.0	56.0	15.7	28.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	85.7	14.3	0.0
	情報通信業	100.0	33.3	33.3	33.3
	運輸業	100.0	66.7	15.0	18.3
	卸売・小売業	100.0	70.3	16.2	13.5
	金融・保険業	100.0	100.0	0.0	0.0
	不動産業	100.0	50.0	0.0	50.0
	飲食店、宿泊業	100.0	81.8	13.6	4.5
	医療、福祉	100.0	77.5	10.6	12.0
	教育、学習支援業	100.0	58.3	29.2	12.5
	複合サービス業	100.0	66.7	22.2	11.1
	サービス業	100.0	59.4	18.8	21.9
規模	5人～29人	100.0	57.1	21.4	21.4
	30～49人	100.0	48.5	20.8	30.7
	50～99人	100.0	52.7	21.9	25.3
	100人～299人	100.0	57.5	17.1	25.3
	300人～499人	100.0	70.4	16.7	13.0
	500人～999人	100.0	77.1	14.6	8.3
	1,000人以上	100.0	89.4	6.7	3.9

※問28、パートタイム労働者の福利厚生の状況(就業規則の形態)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表9-10 パートタイム労働者の福利厚生の状況(退職金の支給)

(単位:%)

区分		計	あり	なし
計		100.0	9.1	90.9
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0
	建設業	100.0	0.0	100.0
	製造業	100.0	10.3	89.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	14.3	85.7
	情報通信業	100.0	0.0	100.0
	運輸業	100.0	1.5	98.5
	卸売・小売業	100.0	14.6	85.4
	金融・保険業	100.0	0.0	100.0
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	7.4	92.6
	医療、福祉	100.0	10.8	89.2
	教育、学習支援業	100.0	3.7	96.3
	複合サービス業	100.0	0.0	100.0
	サービス業	100.0	6.8	93.2
規模	5人～29人	100.0	0.0	100.0
	30～49人	100.0	11.5	88.5
	50～99人	100.0	6.7	93.3
	100人～299人	100.0	7.8	92.2
	300人～499人	100.0	5.2	94.8
	500人～999人	100.0	18.2	81.8
	1,000人以上	100.0	9.5	90.5

※問28、パートタイム労働者の福利厚生の状況(退職金の支給)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表9-11 パートタイム労働者の福利厚生状況(教育訓練の機会)

(単位:%)

区分		計	あり	なし
計		100.0	78.4	21.6
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	63.0	37.0
	製造業	100.0	71.9	28.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0
	情報通信業	100.0	90.0	10.0
	運輸業	100.0	75.8	24.2
	卸売・小売業	100.0	84.0	16.0
	金融・保険業	100.0	100.0	0.0
	不動産業	100.0	50.0	50.0
	飲食店、宿泊業	100.0	85.2	14.8
	医療、福祉	100.0	84.1	15.9
	教育、学習支援業	100.0	40.7	59.3
	複合サービス業	100.0	91.7	8.3
	サービス業	100.0	78.1	21.9
規模	5人～29人	100.0	60.0	40.0
	30～49人	100.0	66.7	33.3
	50～99人	100.0	71.0	29.0
	100人～299人	100.0	78.7	21.3
	300人～499人	100.0	77.2	22.8
	500人～999人	100.0	85.2	14.8
	1,000人以上	100.0	91.4	8.6

※問28、パートタイム労働者の福利厚生状況(教育訓練の機会)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表9-12 パートタイム労働者の福利厚生状況(福利厚生施設の利用)

(単位:%)

区分		計	できる	できない
計		100.0	78.2	21.8
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0
	建設業	100.0	64.3	35.7
	製造業	100.0	87.3	12.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0
	情報通信業	100.0	81.8	18.2
	運輸業	100.0	78.1	21.9
	卸売・小売業	100.0	70.7	29.3
	金融・保険業	100.0	88.9	11.1
	不動産業	100.0	0.0	100.0
	飲食店、宿泊業	100.0	69.2	30.8
	医療、福祉	100.0	78.8	21.2
	教育、学習支援業	100.0	65.4	34.6
	複合サービス業	100.0	83.3	16.7
	サービス業	100.0	80.0	20.0
規模	5人～29人	100.0	80.0	20.0
	30～49人	100.0	65.8	34.2
	50～99人	100.0	78.8	21.2
	100人～299人	100.0	83.3	16.7
	300人～499人	100.0	89.3	10.7
	500人～999人	100.0	87.0	13.0
	1,000人以上	100.0	75.8	24.2

※問28、パートタイム労働者の福利厚生状況(福利厚生施設の利用)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-1 該当業務の有無

(単位:%)

区分	計	業務の有無	
		有	無
計	100.0	96.9	3.1
人事・教育訓練	100.0	66.8	33.2
総務・経理	100.0	88.5	11.5
企画・調査	100.0	36.6	63.4
広報	100.0	35.1	64.9
研究・開発	100.0	27.4	72.6
情報処理	100.0	40.7	59.3
営業	100.0	58.2	41.8
販売・サービス	100.0	60.1	39.9
生産	100.0	51.7	48.3

※問2 9、該当業務を全体で集計し、各計を100%として算出

表10-2 男女労働者の配置状況(人事・教育訓練)

(単位:%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置	
		男女概ね同じ (一方の性が3 ~7割)	男性がほとん ど(8~9割)	女性がほとん ど(8~9割)			
計	100.0	52.4	21.0	12.4	11.5	2.7	
産業	鉱業	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	41.7	29.2	4.2	20.8	4.2
	製造業	100.0	45.7	24.1	12.1	15.5	2.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	20.0	60.0	20.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	63.6	27.3	9.1	0.0	0.0
	運輸業	100.0	36.1	30.6	5.6	27.8	0.0
	卸売・小売業	100.0	46.9	29.7	10.9	9.4	3.1
	金融・保険業	100.0	94.4	0.0	0.0	5.6	0.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	52.4	23.8	9.5	9.5	4.8
	医療、福祉	100.0	54.4	8.7	28.2	4.9	3.9
	教育、学習支援業	100.0	75.0	20.0	5.0	0.0	0.0
	複合サービス業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	55.4	21.4	3.6	16.1	3.6
規模	5人~29人	100.0	60.0	10.0	0.0	30.0	0.0
	30~49人	100.0	40.3	25.8	11.3	16.1	6.5
	50~99人	100.0	53.5	11.9	16.8	16.8	1.0
	100人~299人	100.0	54.2	19.5	12.7	9.3	4.2
	300人~499人	100.0	68.1	10.6	12.8	4.3	4.3
	500人~999人	100.0	48.6	35.1	5.4	8.1	2.7
1,000人以上	100.0	49.5	29.4	11.9	9.2	0.0	

※問2 9、男女労働者の配置状況(人事・教育訓練)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-3 男女労働者の配置状況(総務・経理)

(単位:%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置	
		男女概ね同じ (一方の性が3 ~7割)	男性がほとん ど(8~9割)	女性がほとん ど(8~9割)			
計	100.0	46.8	9.2	28.2	3.4	12.5	
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	建設業	100.0	45.5	15.9	25.0	4.5	9.1
	製造業	100.0	45.5	9.9	24.1	2.6	17.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	42.9	42.9	0.0	0.0	14.3
	情報通信業	100.0	40.0	26.7	20.0	0.0	13.3
	運輸業	100.0	50.0	11.5	19.2	9.6	9.6
	卸売・小売業	100.0	34.4	6.1	50.4	1.5	7.6
	金融・保険業	100.0	78.9	10.5	10.5	0.0	0.0
	不動産業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店・宿泊業	100.0	40.9	4.5	31.8	0.0	22.7
	医療・福祉	100.0	44.4	5.6	34.7	4.0	11.3
	教育、学習支援業	100.0	66.7	12.5	4.2	8.3	8.3
	複合サービス業	100.0	63.6	18.2	9.1	9.1	0.0
	サービス業	100.0	57.4	5.9	16.2	2.9	17.6
規模	5人~29人	100.0	21.4	7.1	7.1	7.1	57.1
	30~49人	100.0	38.6	7.9	24.6	3.5	25.4
	50~99人	100.0	46.8	8.3	30.8	2.6	11.5
	100人~299人	100.0	51.3	10.3	25.0	3.2	10.3
	300人~499人	100.0	58.9	10.7	14.3	5.4	10.7
	500人~999人	100.0	63.8	6.4	25.5	0.0	4.3
	1,000人以上	100.0	41.4	10.7	37.9	4.1	5.9

※問2-9、男女労働者の配置状況(総務・経理)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-4 男女労働者の配置状況(企画・調査)

(単位:%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置	
		男女概ね同じ (一方の性が3 ~7割)	男性がほとん ど(8~9割)	女性がほとん ど(8~9割)			
計	100.0	47.0	26.7	10.8	12.9	2.6	
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	62.5	25.0	0.0	12.5	0.0
	製造業	100.0	32.6	39.1	17.4	10.9	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	14.3	85.7	0.0	0.0	0.0
	運輸業	100.0	18.2	31.8	0.0	50.0	0.0
	卸売・小売業	100.0	54.8	16.1	9.7	19.4	0.0
	金融・保険業	100.0	93.3	6.7	0.0	0.0	0.0
	不動産業	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	飲食店・宿泊業	100.0	61.5	15.4	7.7	0.0	15.4
	医療・福祉	100.0	61.4	6.8	27.3	0.0	4.5
	教育、学習支援業	100.0	46.2	38.5	0.0	15.4	0.0
	複合サービス業	100.0	71.4	0.0	14.3	0.0	14.3
	サービス業	100.0	30.0	45.0	0.0	20.0	5.0
規模	5人~29人	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	30~49人	100.0	39.3	35.7	7.1	14.3	3.6
	50~99人	100.0	50.0	14.7	23.5	11.8	0.0
	100人~299人	100.0	32.1	33.9	16.1	10.7	7.1
	300人~499人	100.0	63.2	15.8	10.5	5.3	5.3
	500人~999人	100.0	36.8	31.6	15.8	15.8	0.0
	1,000人以上	100.0	58.1	25.7	1.4	14.9	0.0

※問2-9、男女労働者の配置状況(企画・調査)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-5 男女労働者の配置状況(広報)

(単位:%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ~7割)	男性がほとん ど(8~9割)	女性がほとん ど(8~9割)		
計	100.0	53.9	15.1	17.4	9.6	4.1
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	57.1	14.3	0.0	28.6
	製造業	100.0	51.5	21.2	12.1	15.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	57.1	28.6	14.3	0.0
	情報通信業	100.0	60.0	20.0	20.0	0.0
	運輸業	100.0	53.8	7.7	7.7	30.8
	卸売・小売業	100.0	36.0	20.0	24.0	8.0
	金融・保険業	100.0	92.9	7.1	0.0	0.0
	不動産業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店・宿泊業	100.0	50.0	21.4	14.3	7.1
	医療・福祉	100.0	47.2	3.8	37.7	3.8
	教育・学習支援業	100.0	68.4	21.1	5.3	5.3
	複合サービス業	100.0	37.5	37.5	25.0	0.0
	サービス業	100.0	57.9	15.8	0.0	21.1
規模	5人~29人	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	30~49人	100.0	39.1	26.1	21.7	8.7
	50~99人	100.0	45.0	10.0	27.5	10.0
	100人~299人	100.0	51.0	8.2	18.4	18.4
	300人~499人	100.0	27.3	31.8	27.3	4.5
	500人~999人	100.0	43.8	18.8	18.8	12.5
	1,000人以上	100.0	76.1	13.4	6.0	4.5

※問2-9、男女労働者の配置状況(広報)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-6 男女労働者の配置状況(研究・開発)

(単位:%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ~7割)	男性がほとん ど(8~9割)	女性がほとん ど(8~9割)		
計	100.0	39.4	39.4	5.5	14.5	1.2
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	製造業	100.0	25.3	48.0	2.7	24.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	運輸業	100.0	0.0	40.0	0.0	60.0
	卸売・小売業	100.0	41.7	41.7	8.3	0.0
	金融・保険業	100.0	88.9	11.1	0.0	0.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店・宿泊業	100.0	75.0	12.5	12.5	0.0
	医療・福祉	100.0	63.2	15.8	21.1	0.0
	教育・学習支援業	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0
	複合サービス業	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	サービス業	100.0	33.3	40.0	6.7	13.3
規模	5人~29人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30~49人	100.0	21.7	43.5	0.0	30.4
	50~99人	100.0	46.4	17.9	7.1	25.0
	100人~299人	100.0	30.0	45.0	10.0	15.0
	300人~499人	100.0	30.8	53.8	7.7	7.7
	500人~999人	100.0	38.5	53.8	0.0	7.7
	1,000人以上	100.0	53.2	38.3	4.3	4.3

※問2-9、男女労働者の配置状況(研究・開発)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-7 男女労働者の配置状況(情報処理)

(単位:%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ~7割)	男性がほとん ど(8~9割)	女性がほとん ど(8~9割)		
計	100.0	46.1	22.5	12.0	14.0	5.4
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	62.5	25.0	0.0	12.5
	製造業	100.0	40.6	23.4	14.1	18.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	28.6	50.0	0.0	14.3
	運輸業	100.0	46.7	20.0	6.7	26.7
	卸売・小売業	100.0	29.8	27.7	23.4	10.6
	金融・保険業	100.0	86.7	6.7	0.0	6.7
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店・宿泊業	100.0	72.7	9.1	0.0	9.1
	医療・福祉	100.0	52.4	7.1	21.4	11.9
	教育、学習支援業	100.0	25.0	41.7	8.3	25.0
	複合サービス業	100.0	0.0	66.7	0.0	33.3
	サービス業	100.0	60.9	21.7	0.0	8.7
規模	5人~29人	100.0	0.0	50.0	50.0	0.0
	30~49人	100.0	42.4	27.3	15.2	3.0
	50~99人	100.0	44.4	15.6	20.0	13.3
	100人~299人	100.0	41.1	19.6	10.7	25.0
	300人~499人	100.0	50.0	16.7	0.0	33.3
	500人~999人	100.0	31.8	31.8	4.5	31.8
	1,000人以上	100.0	56.0	25.3	12.0	0.0

※問2-9、男女労働者の配置状況(情報処理)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-8 男女労働者の配置状況(営業)

(単位:%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ~7割)	男性がほとん ど(8~9割)	女性がほとん ど(8~9割)		
計	100.0	34.9	34.4	9.1	20.6	0.9
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	25.8	25.8	3.2	41.9
	製造業	100.0	21.4	42.7	1.9	34.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	33.3	50.0	0.0	16.7
	運輸業	100.0	36.0	34.0	0.0	30.0
	卸売・小売業	100.0	26.9	34.6	29.8	8.7
	金融・保険業	100.0	78.9	21.1	0.0	0.0
	不動産業	100.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	飲食店・宿泊業	100.0	52.9	41.2	0.0	5.9
	医療・福祉	100.0	47.4	21.1	21.1	10.5
	教育、学習支援業	100.0	63.6	18.2	9.1	9.1
	複合サービス業	100.0	63.6	27.3	0.0	0.0
	サービス業	100.0	41.9	30.2	0.0	23.3
規模	5人~29人	100.0	25.0	37.5	0.0	25.0
	30~49人	100.0	21.2	33.3	4.5	37.9
	50~99人	100.0	18.6	44.3	5.7	31.4
	100人~299人	100.0	33.7	38.0	5.4	21.7
	300人~499人	100.0	45.9	35.1	0.0	18.9
	500人~999人	100.0	33.3	50.0	0.0	16.7
	1,000人以上	100.0	49.2	24.2	20.3	6.3

※問2-9、男女労働者の配置状況(営業)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-9 男女労働者の配置状況(販売・サービス)

(単位:%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ~7割)	男性がほとん ど(8~9割)	女性がほとん ど(8~9割)		
計	100.0	41.6	18.1	32.0	6.4	1.9
産業	鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	22.2	66.7	0.0	11.1
	製造業	100.0	27.8	37.0	13.0	18.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	運輸業	100.0	41.3	28.3	2.2	26.1
	卸売・小売業	100.0	37.8	13.4	45.7	2.4
	金融・保険業	100.0	86.7	0.0	13.3	0.0
	不動産業	100.0	33.3	0.0	66.7	0.0
	飲食店・宿泊業	100.0	56.7	3.3	33.3	0.0
	医療・福祉	100.0	36.1	1.4	61.1	0.0
	教育、学習支援業	100.0	62.5	25.0	12.5	0.0
	複合サービス業	100.0	81.8	0.0	18.2	0.0
	サービス業	100.0	39.0	34.1	22.0	2.4
規模	5人~29人	100.0	10.0	30.0	30.0	20.0
	30~49人	100.0	24.1	25.9	29.6	9.3
	50~99人	100.0	39.7	21.9	31.5	5.5
	100人~299人	100.0	41.6	20.8	29.9	7.8
	300人~499人	100.0	34.8	26.1	34.8	4.3
	500人~999人	100.0	51.7	13.8	27.6	6.9
	1,000人以上	100.0	49.7	11.5	34.4	4.5

※問2-9、男女労働者の配置状況(販売・サービス)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-10 男女労働者の配置状況(生産)

(単位:%)

区分	計	男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
		男女概ね同じ (一方の性が3 ~7割)	男性がほとん ど(8~9割)	女性がほとん ど(8~9割)		
計	100.0	28.8	35.9	22.8	12.0	0.6
産業	鉱業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	10.0	40.0	0.0	50.0
	製造業	100.0	26.8	45.8	15.3	11.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	50.0	25.0	0.0	25.0
	運輸業	100.0	7.7	38.5	30.8	23.1
	卸売・小売業	100.0	33.8	6.8	55.4	4.1
	金融・保険業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不動産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店・宿泊業	100.0	73.3	13.3	13.3	0.0
	医療・福祉	100.0	42.9	14.3	42.9	0.0
	教育、学習支援業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	複合サービス業	100.0	25.0	50.0	25.0	0.0
	サービス業	100.0	23.5	52.9	0.0	17.6
規模	5人~29人	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
	30~49人	100.0	22.4	43.1	10.3	20.7
	50~99人	100.0	34.3	34.3	15.7	15.7
	100人~299人	100.0	26.9	43.6	20.5	9.0
	300人~499人	100.0	25.0	54.2	12.5	8.3
	500人~999人	100.0	22.2	55.6	7.4	14.8
	1,000人以上	100.0	32.6	16.9	46.1	4.5

※問2-9、男女労働者の配置状況(生産)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-11 管理職の状況

(単位:%)

区分	女性計	男性計	係長相当職		課長相当職		部長相当職		
			女性	男性	女性	男性	女性	男性	
計	17.5	82.5	22.0	78.0	15.8	84.2	10.6	89.4	
産業	鉱業	8.3	91.7	40.0	60.0	0.0	100.0	0.0	100.0
	建設業	5.0	95.0	10.1	89.9	1.9	98.1	3.9	96.1
	製造業	5.6	94.4	6.3	93.7	5.6	94.4	3.9	96.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	4.3	95.7	3.8	96.2	5.7	94.3	5.0	95.0
	情報通信業	12.9	87.1	17.6	82.4	12.5	87.5	7.6	92.4
	運輸業	5.5	94.5	7.7	92.3	3.6	96.4	2.1	97.9
	卸売・小売業	14.8	85.2	23.4	76.6	10.9	89.1	3.2	96.8
	金融・保険業	13.7	86.3	21.8	78.2	5.2	94.8	2.2	97.8
	不動産業	17.1	82.9	40.0	60.0	6.7	93.3	0.0	100.0
	飲食店・宿泊業	12.7	87.3	12.5	87.5	17.3	82.7	6.1	93.9
	医療・福祉	55.3	44.7	63.6	36.4	58.1	41.9	34.3	65.7
	教育、学習支援業	32.1	67.9	47.0	53.0	27.2	72.8	17.9	82.1
	複合サービス業	13.2	86.8	19.7	80.3	10.1	89.9	0.0	100.0
	サービス業	15.7	84.3	19.9	80.1	14.9	85.1	9.4	90.6
規模	5人～29人	15.7	84.3	22.2	77.8	17.4	82.6	5.0	95.0
	30～49人	21.1	78.9	26.6	73.4	18.8	81.2	17.1	82.9
	50～99人	22.9	77.1	32.8	67.2	18.6	81.4	14.1	85.9
	100人～299人	19.5	80.5	24.8	75.2	17.6	82.4	12.8	87.2
	300人～499人	24.2	75.8	33.0	67.0	22.3	77.7	11.2	88.8
	500人～999人	14.2	85.8	20.6	79.4	9.3	90.7	5.8	94.2
1,000人以上	12.9	87.1	15.0	85.0	12.7	87.3	5.8	94.2	

※問30、管理職の状況を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-12 セクシュアルハラスメントの防止対策(社内報や掲示板等による周知)

(単位:%)

区分	計	実施済	実施に向け 検討中	未実施	
計	100.0	69.0	6.9	24.2	
産業	鉱業	100.0	100.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	47.1	13.7	39.2
	製造業	100.0	65.8	7.5	26.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	82.4	5.9	11.8
	運輸業	100.0	76.6	5.2	18.2
	卸売・小売業	100.0	85.4	1.7	12.9
	金融・保険業	100.0	87.5	0.0	12.5
	不動産業	100.0	66.7	0.0	33.3
	飲食店・宿泊業	100.0	74.1	11.1	14.8
	医療・福祉	100.0	53.5	12.9	33.5
	教育、学習支援業	100.0	56.7	6.7	36.7
	複合サービス業	100.0	91.7	0.0	8.3
	サービス業	100.0	64.0	5.6	30.3
規模	5人～29人	100.0	31.8	9.1	59.1
	30～49人	100.0	41.0	10.9	48.1
	50～99人	100.0	50.8	10.4	38.8
	100人～299人	100.0	67.6	7.0	25.4
	300人～499人	100.0	82.3	6.5	11.3
	500人～999人	100.0	91.0	6.0	3.0
1,000人以上	100.0	96.9	1.3	1.8	

※問31、セクシュアルハラスメントの防止対策(社内報や掲示板等による周知)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-13 セクシュアルハラスメントの防止対策(従業員に対する研修・講習会)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	50.2	14.3	35.5
産業	鉱業	100.0	66.7	33.3	0.0
	建設業	100.0	47.1	9.8	43.1
	製造業	100.0	44.2	10.6	45.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0	0.0
	情報通信業	100.0	76.5	5.9	17.6
	運輸業	100.0	55.8	13.0	31.2
	卸売・小売業	100.0	48.6	20.9	30.5
	金融・保険業	100.0	83.3	8.3	8.3
	不動産業	100.0	33.3	33.3	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	59.3	7.4	33.3
	医療、福祉	100.0	47.4	14.3	38.3
	教育、学習支援業	100.0	43.3	23.3	33.3
	複合サービス業	100.0	100.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	42.7	19.1	38.2
規模	5人～29人	100.0	31.8	4.5	63.6
	30～49人	100.0	27.7	14.2	58.1
	50～99人	100.0	37.0	14.9	48.1
	100人～299人	100.0	44.9	15.1	40.0
	300人～499人	100.0	58.1	21.0	21.0
	500人～999人	100.0	79.1	7.5	13.4
1,000人以上	100.0	71.1	14.2	14.7	

※問3 1、セクシュアルハラスメントの防止対策(従業員に対する研修・講習会)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-14 セクシュアルハラスメントの防止対策(就業規則等へのセクシュアルハラスメントに関する方針の記載)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	78.0	5.9	16.0
産業	鉱業	100.0	66.7	0.0	33.3
	建設業	100.0	60.8	9.8	29.4
	製造業	100.0	72.2	5.7	22.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.9	9.1	0.0
	情報通信業	100.0	94.1	0.0	5.9
	運輸業	100.0	81.3	6.3	12.5
	卸売・小売業	100.0	85.4	3.9	10.7
	金融・保険業	100.0	91.7	4.2	4.2
	不動産業	100.0	33.3	33.3	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	86.2	3.4	10.3
	医療、福祉	100.0	75.6	7.7	16.7
	教育、学習支援業	100.0	73.3	6.7	20.0
	複合サービス業	100.0	100.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	78.9	6.7	14.4
規模	5人～29人	100.0	36.4	9.1	54.5
	30～49人	100.0	53.2	8.3	38.5
	50～99人	100.0	72.0	8.1	19.9
	100人～299人	100.0	79.6	8.1	12.4
	300人～499人	100.0	90.3	1.6	8.1
	500人～999人	100.0	91.3	4.3	4.3
1,000人以上	100.0	95.6	2.2	2.2	

※問3 1、セクシュアルハラスメントの防止対策(就業規則等へのセクシュアルハラスメントに関する方針の記載)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-15 セクシュアルハラスメントの防止対策(相談・苦情処理窓口・担当者の設置)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	78.5	5.7	15.8
産業	鉱業	100.0	66.7	0.0	33.3
	建設業	100.0	56.9	13.7	29.4
	製造業	100.0	75.5	4.4	20.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.9	9.1	0.0
	情報通信業	100.0	88.2	0.0	11.8
	運輸業	100.0	73.4	8.9	17.7
	卸売・小売業	100.0	84.9	3.9	11.2
	金融・保険業	100.0	100.0	0.0	0.0
	不動産業	100.0	66.7	0.0	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	88.9	7.4	3.7
	医療、福祉	100.0	80.9	6.4	12.7
	教育、学習支援業	100.0	73.3	10.0	16.7
	複合サービス業	100.0	100.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	72.7	5.7	21.6
規模	5人～29人	100.0	36.4	9.1	54.5
	30～49人	100.0	49.0	8.9	42.0
	50～99人	100.0	70.4	8.6	21.0
	100人～299人	100.0	83.2	6.5	10.3
	300人～499人	100.0	95.2	1.6	3.2
	500人～999人	100.0	91.2	7.4	1.5
1,000人以上	100.0	97.3	0.9	1.8	

※問3 1、セクシュアルハラスメントの防止対策(相談・苦情処理窓口・担当者の設置)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-16 セクシュアルハラスメントの防止対策(相談・苦情対応マニュアルの作成)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	49.2	17.5	33.3
産業	鉱業	100.0	33.3	33.3	33.3
	建設業	100.0	33.3	19.6	47.1
	製造業	100.0	36.4	16.0	47.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.7	18.2	9.1
	情報通信業	100.0	47.1	17.6	35.3
	運輸業	100.0	54.5	20.8	24.7
	卸売・小売業	100.0	55.4	22.3	22.3
	金融・保険業	100.0	91.3	4.3	4.3
	不動産業	100.0	33.3	33.3	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	65.4	15.4	19.2
	医療、福祉	100.0	52.6	16.2	31.2
	教育、学習支援業	100.0	36.7	20.0	43.3
	複合サービス業	100.0	91.7	0.0	8.3
	サービス業	100.0	48.9	14.8	36.4
規模	5人～29人	100.0	27.3	18.2	54.5
	30～49人	100.0	28.4	14.8	56.8
	50～99人	100.0	38.3	21.9	39.9
	100人～299人	100.0	41.2	20.3	38.5
	300人～499人	100.0	58.1	17.7	24.2
	500人～999人	100.0	59.1	13.6	27.3
1,000人以上	100.0	76.0	14.5	9.5	

※問3 1、セクシュアルハラスメントの防止対策(相談・苦情対応マニュアルの作成)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-17 セクシュアルハラスメントの防止対策(実態調査の実施)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	29.9	16.1	54.0
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	29.4	13.7	56.9
	製造業	100.0	25.8	16.9	57.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	63.6	27.3	9.1
	情報通信業	100.0	35.3	11.8	52.9
	運輸業	100.0	27.3	14.3	58.4
	卸売・小売業	100.0	47.5	10.6	41.9
	金融・保険業	100.0	54.2	4.2	41.7
	不動産業	100.0	33.3	33.3	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	42.3	15.4	42.3
	医療、福祉	100.0	14.9	21.4	63.6
	教育、学習支援業	100.0	16.7	16.7	66.7
	複合サービス業	100.0	25.0	16.7	58.3
	サービス業	100.0	23.9	20.5	55.7
規模	5人～29人	100.0	13.6	13.6	72.7
	30～49人	100.0	16.6	20.4	63.1
	50～99人	100.0	17.7	21.0	61.3
	100人～299人	100.0	22.4	19.1	58.5
	300人～499人	100.0	30.6	24.2	45.2
	500人～999人	100.0	50.0	13.6	36.4
1,000人以上	100.0	50.7	5.8	43.6	

※問3 1、セクシュアルハラスメントの防止対策(実態調査の実施)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-18 ポジティブ・アクションの促進状況(女性がいない又は少ない職務について、意欲と能力のある女性を積極的に採用)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	44.2	25.3	30.5
産業	鉱業	100.0	0.0	66.7	33.3
	建設業	100.0	40.4	25.0	34.6
	製造業	100.0	28.4	31.6	40.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	20.0	60.0	20.0
	情報通信業	100.0	21.4	35.7	42.9
	運輸業	100.0	48.7	23.1	28.2
	卸売・小売業	100.0	56.2	23.1	20.7
	金融・保険業	100.0	87.5	8.3	4.2
	不動産業	100.0	33.3	33.3	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	57.6	27.3	15.2
	医療、福祉	100.0	51.1	14.8	34.1
	教育、学習支援業	100.0	35.5	19.4	45.2
	複合サービス業	100.0	33.3	50.0	16.7
	サービス業	100.0	45.2	27.4	27.4
規模	5人～29人	100.0	30.0	20.0	50.0
	30～49人	100.0	37.2	23.0	39.9
	50～99人	100.0	33.5	28.5	38.0
	100人～299人	100.0	42.1	22.5	35.4
	300人～499人	100.0	35.0	45.0	20.0
	500人～999人	100.0	34.8	37.7	27.5
1,000人以上	100.0	66.0	18.1	15.8	

※問3 2、ポジティブ・アクションの促進状況(女性がいない又は少ない職務について、意欲と能力のある女性を積極的に採用)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-19 ポジティブ・アクションの促進状況(女性がいない又は少ない職務について、意欲と能力のある女性を積極的に登用)
(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	42.9	27.3	29.8
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	30.8	28.8	40.4
	製造業	100.0	24.6	37.5	37.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	20.0	60.0	20.0
	情報通信業	100.0	26.7	33.3	40.0
	運輸業	100.0	49.4	23.4	27.3
	卸売・小売業	100.0	56.5	22.0	21.4
	金融・保険業	100.0	87.0	13.0	0.0
	不動産業	100.0	33.3	33.3	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	54.5	27.3	18.2
	医療、福祉	100.0	53.3	14.8	31.9
	教育、学習支援業	100.0	38.7	16.1	45.2
	複合サービス業	100.0	8.3	75.0	16.7
	サービス業	100.0	47.0	28.9	24.1
規模	5人～29人	100.0	20.0	25.0	55.0
	30～49人	100.0	31.1	29.1	39.9
	50～99人	100.0	33.1	30.9	36.0
	100人～299人	100.0	40.6	22.3	37.1
	300人～499人	100.0	35.6	44.1	20.3
	500人～999人	100.0	33.3	40.6	26.1
1,000人以上	100.0	67.6	19.0	13.4	

※問32、ポジティブ・アクションの促進状況(女性がいない又は少ない職務について、意欲と能力のある女性を積極的に登用)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-20 ポジティブ・アクションの促進状況(女性がいない又は少ない職務・役職に女性が従事するため、教育訓練を積極的に実施)
(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	30.6	27.6	41.8
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	21.6	25.5	52.9
	製造業	100.0	15.0	31.9	53.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	20.0	70.0	10.0
	情報通信業	100.0	13.3	33.3	53.3
	運輸業	100.0	21.1	25.0	53.9
	卸売・小売業	100.0	46.2	27.8	26.0
	金融・保険業	100.0	79.2	8.3	12.5
	不動産業	100.0	33.3	33.3	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	41.9	29.0	29.0
	医療、福祉	100.0	40.4	19.9	39.7
	教育、学習支援業	100.0	26.7	6.7	66.7
	複合サービス業	100.0	0.0	66.7	33.3
	サービス業	100.0	32.5	32.5	34.9
規模	5人～29人	100.0	5.0	30.0	65.0
	30～49人	100.0	18.9	26.4	54.7
	50～99人	100.0	21.6	27.3	51.1
	100人～299人	100.0	29.5	26.1	44.3
	300人～499人	100.0	23.3	48.3	28.3
	500人～999人	100.0	27.5	37.7	34.8
1,000人以上	100.0	51.4	21.3	27.3	

※問32、ポジティブ・アクションの促進状況(女性がいない又は少ない職務・役職に女性が従事するため、教育訓練を積極的に実施)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-21 ポジティブ・アクションの促進状況(中間管理職男性や同僚男性に対し、女性の能力発揮の重要性について啓発を実施)
(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	28.9	25.1	45.9
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	32.7	19.2	48.1
	製造業	100.0	15.9	28.6	55.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	10.0	70.0	20.0
	情報通信業	100.0	20.0	13.3	66.7
	運輸業	100.0	22.1	22.1	55.8
	卸売・小売業	100.0	43.8	25.0	31.3
	金融・保険業	100.0	79.2	8.3	12.5
	不動産業	100.0	0.0	33.3	66.7
	飲食店、宿泊業	100.0	37.9	34.5	27.6
	医療、福祉	100.0	32.1	19.7	48.2
	教育、学習支援業	100.0	20.0	6.7	73.3
	複合サービス業	100.0	8.3	58.3	33.3
	サービス業	100.0	29.4	30.6	40.0
規模	5人～29人	100.0	20.0	15.0	65.0
	30～49人	100.0	20.9	23.6	55.4
	50～99人	100.0	22.2	25.6	52.3
	100人～299人	100.0	25.6	22.2	52.2
	300人～499人	100.0	16.7	38.3	45.0
	500人～999人	100.0	15.4	43.1	41.5
1,000人以上	100.0	51.2	19.9	28.9	

※問3 2、ポジティブ・アクションの促進状況(中間管理職男性や同僚男性に対し、女性の能力発揮の重要性について啓発を実施)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-22 ポジティブ・アクションの促進状況(性別により評価することがないように人事考課基準を明確に規定)
(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	52.5	17.8	29.7
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	42.3	17.3	40.4
	製造業	100.0	40.7	19.0	40.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	50.0	33.3	16.7
	情報通信業	100.0	66.7	6.7	26.7
	運輸業	100.0	56.4	20.5	23.1
	卸売・小売業	100.0	66.0	19.5	14.5
	金融・保険業	100.0	83.3	4.2	12.5
	不動産業	100.0	66.7	0.0	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	77.8	22.2	0.0
	医療、福祉	100.0	43.3	17.7	39.0
	教育、学習支援業	100.0	41.4	10.3	48.3
	複合サービス業	100.0	91.7	0.0	8.3
	サービス業	100.0	57.1	17.9	25.0
規模	5人～29人	100.0	30.0	25.0	45.0
	30～49人	100.0	33.1	15.9	51.0
	50～99人	100.0	46.6	19.1	34.3
	100人～299人	100.0	45.3	20.1	34.6
	300人～499人	100.0	50.0	23.3	26.7
	500人～999人	100.0	59.4	28.1	12.5
1,000人以上	100.0	78.9	10.8	10.3	

※問3 2、ポジティブ・アクションの促進状況(性別により評価することがないように人事考課基準を明確に規定)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-23 ポジティブ・アクションの促進状況(男女の役割分担意識に基づく慣行の見直し等職場環境・風土の改善)
(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	40.1	27.2	32.8
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	31.4	29.4	39.2
	製造業	100.0	21.7	35.0	43.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	80.0	20.0
	情報通信業	100.0	46.7	13.3	40.0
	運輸業	100.0	51.9	26.0	22.1
	卸売・小売業	100.0	58.6	22.9	18.5
	金融・保険業	100.0	70.8	20.8	8.3
	不動産業	100.0	33.3	0.0	66.7
	飲食店、宿泊業	100.0	71.4	17.9	10.7
	医療、福祉	100.0	38.1	19.4	42.4
	教育、学習支援業	100.0	37.9	13.8	48.3
	複合サービス業	100.0	41.7	41.7	16.7
	サービス業	100.0	39.3	31.0	29.8
規模	5人～29人	100.0	30.0	15.0	55.0
	30～49人	100.0	24.7	25.3	50.0
	50～99人	100.0	30.5	31.1	38.4
	100人～299人	100.0	30.6	30.6	38.9
	300人～499人	100.0	25.0	43.3	31.7
	500人～999人	100.0	42.6	36.1	21.3
1,000人以上	100.0	72.0	16.4	11.6	

※問3-2、ポジティブ・アクションの促進状況(男女の役割分担意識に基づく慣行の見直し等職場環境・風土の改善)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-24 ポジティブ・アクションの促進状況(企業内の推進体制の整備)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	25.3	24.9	49.8
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	23.1	26.9	50.0
	製造業	100.0	11.1	28.4	60.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	70.0	30.0
	情報通信業	100.0	13.3	13.3	73.3
	運輸業	100.0	24.4	20.5	55.1
	卸売・小売業	100.0	43.0	26.6	30.4
	金融・保険業	100.0	75.0	4.2	20.8
	不動産業	100.0	0.0	33.3	66.7
	飲食店、宿泊業	100.0	40.7	25.9	33.3
	医療、福祉	100.0	27.3	15.1	57.6
	教育、学習支援業	100.0	20.7	10.3	69.0
	複合サービス業	100.0	0.0	50.0	50.0
	サービス業	100.0	21.4	34.5	44.0
規模	5人～29人	100.0	10.0	25.0	65.0
	30～49人	100.0	16.6	18.5	64.9
	50～99人	100.0	19.9	25.0	55.1
	100人～299人	100.0	15.5	24.9	59.7
	300人～499人	100.0	15.0	31.7	53.3
	500人～999人	100.0	12.9	46.8	40.3
1,000人以上	100.0	52.4	21.4	26.2	

※問3-2、ポジティブ・アクションの促進状況(企業内の推進体制の整備)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表10-25 ポジティブ・アクションの促進状況(女性の能力発揮のための計画の策定)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	14.9	33.4	51.6
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	11.8	37.3	51.0
	製造業	100.0	7.1	30.8	62.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	70.0	30.0
	情報通信業	100.0	0.0	20.0	80.0
	運輸業	100.0	18.2	26.0	55.8
	卸売・小売業	100.0	20.9	46.2	32.9
	金融・保険業	100.0	39.1	13.0	47.8
	不動産業	100.0	0.0	33.3	66.7
	飲食店、宿泊業	100.0	22.2	40.7	37.0
	医療、福祉	100.0	17.6	25.4	57.0
	教育、学習支援業	100.0	13.8	13.8	72.4
	複合サービス業	100.0	0.0	66.7	33.3
	サービス業	100.0	17.9	38.1	44.0
規模	5人～29人	100.0	10.0	25.0	65.0
	30～49人	100.0	12.6	20.5	66.9
	50～99人	100.0	13.1	29.5	57.4
	100人～299人	100.0	8.8	30.2	61.0
	300人～499人	100.0	6.8	47.5	45.8
	500人～999人	100.0	11.7	48.3	40.0
1,000人以上	100.0	27.5	41.5	30.9	

※問3 2、ポジティブ・アクションの促進状況(女性の能力発揮のための計画の策定)を産業別・規模別に集計し、各計100%として算出。

表11-1 心の健康対策の取組状況(安全衛生委員会等での調査審議)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	47.6	24.7	27.8
産業	鉱業	100.0	0.0	66.7	33.3
	建設業	100.0	31.4	31.4	37.3
	製造業	100.0	43.1	30.2	26.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.7	9.1	18.2
	情報通信業	100.0	56.3	12.5	31.3
	運輸業	100.0	51.9	25.3	22.8
	卸売・小売業	100.0	66.3	11.2	22.5
	金融・保険業	100.0	72.0	24.0	4.0
	不動産業	100.0	0.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	29.6	29.6	40.7
	医療、福祉	100.0	41.9	27.7	30.3
	教育、学習支援業	100.0	30.0	26.7	43.3
	複合サービス業	100.0	66.7	25.0	8.3
	サービス業	100.0	36.5	27.1	36.5
規模	5人～29人	100.0	10.0	15.0	75.0
	30～49人	100.0	20.8	23.4	55.8
	50～99人	100.0	30.2	36.3	33.5
	100人～299人	100.0	35.3	39.0	25.7
	300人～499人	100.0	58.7	25.4	15.9
	500人～999人	100.0	64.7	20.6	14.7
1,000人以上	100.0	85.1	6.3	8.6	

※問3 3、心の健康対策の取組状況(安全衛生委員会等での調査審議)を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出。

表11-2 心の健康対策の取組状況(メンタルヘルスクエアを行う担当者の選任)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	43.2	27.9	28.9
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	34.6	25.0	40.4
	製造業	100.0	44.5	25.1	30.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	81.8	9.1	9.1
	情報通信業	100.0	75.0	6.3	18.8
	運輸業	100.0	28.6	46.8	24.7
	卸売・小売業	100.0	47.5	23.7	28.8
	金融・保険業	100.0	64.0	28.0	8.0
	不動産業	100.0	0.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	22.2	33.3	44.4
	医療、福祉	100.0	47.1	29.0	23.9
	教育、学習支援業	100.0	33.3	30.0	36.7
	複合サービス業	100.0	58.3	33.3	8.3
	サービス業	100.0	36.5	28.2	35.3
規模	5人～29人	100.0	20.0	10.0	70.0
	30～49人	100.0	21.2	21.2	57.7
	50～99人	100.0	31.3	36.3	32.4
	100人～299人	100.0	42.2	35.3	22.5
	300人～499人	100.0	47.6	39.7	12.7
	500人～999人	100.0	55.9	27.9	16.2
	1,000人以上	100.0	65.9	18.2	15.9

※問3-3、心の健康対策の取組状況(メンタルヘルスクエアを行う担当者の選任)を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出。

表11-3 心の健康対策の取組状況(従業員への教育・研修)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	42.7	31.1	26.1
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	43.1	21.6	35.3
	製造業	100.0	35.0	34.5	30.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.9	0.0	9.1
	情報通信業	100.0	58.8	23.5	17.6
	運輸業	100.0	35.1	41.6	23.4
	卸売・小売業	100.0	50.9	20.8	28.3
	金融・保険業	100.0	44.0	52.0	4.0
	不動産業	100.0	0.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	43.3	33.3	23.3
	医療、福祉	100.0	48.1	32.3	19.6
	教育、学習支援業	100.0	26.7	36.7	36.7
	複合サービス業	100.0	25.0	75.0	0.0
	サービス業	100.0	44.8	26.4	28.7
規模	5人～29人	100.0	20.0	5.0	75.0
	30～49人	100.0	28.0	28.0	43.9
	50～99人	100.0	33.0	38.4	28.6
	100人～299人	100.0	33.5	41.0	25.5
	300人～499人	100.0	54.0	33.3	12.7
	500人～999人	100.0	52.9	27.9	19.1
	1,000人以上	100.0	65.1	21.6	13.3

※問3-3、心の健康対策の取組状況(従業員への教育・研修)を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出。

表11-4 心の健康対策の取組状況(管理職への教育・研修)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	48.2	26.7	25.1
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	42.3	21.2	36.5
	製造業	100.0	39.4	32.3	28.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.9	0.0	9.1
	情報通信業	100.0	64.7	17.6	17.6
	運輸業	100.0	57.1	20.8	22.1
	卸売・小売業	100.0	52.3	20.5	27.3
	金融・保険業	100.0	76.0	20.0	4.0
	不動産業	100.0	0.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	44.8	34.5	20.7
	医療、福祉	100.0	48.1	32.3	19.6
	教育、学習支援業	100.0	30.0	33.3	36.7
	複合サービス業	100.0	50.0	50.0	0.0
	サービス業	100.0	52.3	20.9	26.7
規模	5人～29人	100.0	20.0	5.0	75.0
	30～49人	100.0	28.8	27.6	43.6
	50～99人	100.0	32.6	37.5	29.9
	100人～299人	100.0	37.4	38.4	24.2
	300人～499人	100.0	57.1	31.7	11.1
	500人～999人	100.0	66.2	17.6	16.2
	1,000人以上	100.0	78.2	10.9	10.9

※問3-3、心の健康対策の取組状況(管理職への教育・研修)を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出。

表11-5 心の健康対策の取組状況(メンタルヘルスの相談窓口の設置)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	48.8	25.4	25.8
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	38.5	26.9	34.6
	製造業	100.0	44.5	25.6	30.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	81.8	9.1	9.1
	情報通信業	100.0	68.8	12.5	18.8
	運輸業	100.0	36.4	35.1	28.6
	卸売・小売業	100.0	65.9	18.5	15.6
	金融・保険業	100.0	80.0	20.0	0.0
	不動産業	100.0	0.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	40.7	33.3	25.9
	医療、福祉	100.0	43.8	28.8	27.5
	教育、学習支援業	100.0	36.7	26.7	36.7
	複合サービス業	100.0	75.0	25.0	0.0
	サービス業	100.0	41.9	24.4	33.7
規模	5人～29人	100.0	25.0	0.0	75.0
	30～49人	100.0	22.4	21.2	56.4
	50～99人	100.0	33.0	37.3	29.7
	100人～299人	100.0	43.9	33.3	22.8
	300人～499人	100.0	50.8	34.9	14.3
	500人～999人	100.0	69.1	19.1	11.8
	1,000人以上	100.0	80.2	13.4	6.5

※問3-3、心の健康対策の取組状況(メンタルヘルスの相談窓口の設置)を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出。

表11-6 心の健康対策の取組状況(休職者の職場復帰に向けた支援)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	42.6	21.2	36.1
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	29.4	23.5	47.1
	製造業	100.0	37.0	22.9	40.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	54.5	18.2	27.3
	情報通信業	100.0	62.5	12.5	25.0
	運輸業	100.0	50.6	18.2	31.2
	卸売・小売業	100.0	51.2	15.5	33.3
	金融・保険業	100.0	56.0	4.0	40.0
	不動産業	100.0	33.3	66.7	0.0
	飲食店、宿泊業	100.0	22.2	33.3	44.4
	医療、福祉	100.0	48.4	21.3	30.3
	教育、学習支援業	100.0	33.3	26.7	40.0
	複合サービス業	100.0	50.0	41.7	8.3
	サービス業	100.0	32.6	25.6	41.9
規模	5人～29人	100.0	10.0	5.0	85.0
	30～49人	100.0	25.5	20.9	53.6
	50～99人	100.0	24.5	25.5	50.0
	100人～299人	100.0	37.4	28.3	34.2
	300人～499人	100.0	42.9	34.9	22.2
	500人～999人	100.0	63.2	23.5	13.2
	1,000人以上	100.0	71.7	8.5	19.8

※問3-3、心の健康対策の取組状況(休職者の職場復帰に向けた支援)を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出。

表11-7 心の健康対策の取組状況(医療機関を活用した対策の実施)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	39.0	25.4	35.6
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	30.8	30.8	38.5
	製造業	100.0	35.0	31.4	33.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.7	18.2	9.1
	情報通信業	100.0	70.6	11.8	17.6
	運輸業	100.0	20.8	24.7	54.5
	卸売・小売業	100.0	58.8	17.5	23.7
	金融・保険業	100.0	40.0	12.0	48.0
	不動産業	100.0	0.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	29.6	29.6	40.7
	医療、福祉	100.0	37.8	25.6	36.5
	教育、学習支援業	100.0	26.7	36.7	36.7
	複合サービス業	100.0	41.7	25.0	33.3
	サービス業	100.0	30.6	23.5	45.9
規模	5人～29人	100.0	15.0	5.0	80.0
	30～49人	100.0	24.8	23.6	51.6
	50～99人	100.0	27.7	35.9	36.4
	100人～299人	100.0	28.3	40.6	31.0
	300人～499人	100.0	46.8	22.6	30.6
	500人～999人	100.0	50.0	22.1	27.9
	1,000人以上	100.0	63.9	9.1	26.9

※問3-3、心の健康対策の取組状況(医療機関を活用した対策の実施)を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出。

表11-8 心の健康対策の取組状況(他の外部機関を活用した対策の実施)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	31.6	26.3	42.2
産業	鉱業	100.0	0.0	33.3	66.7
	建設業	100.0	25.5	31.4	43.1
	製造業	100.0	26.7	26.7	46.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.7	18.2	9.1
	情報通信業	100.0	47.1	11.8	41.2
	運輸業	100.0	29.9	27.3	42.9
	卸売・小売業	100.0	49.7	17.5	32.8
	金融・保険業	100.0	40.0	12.0	48.0
	不動産業	100.0	0.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	22.2	37.0	40.7
	医療、福祉	100.0	23.7	30.8	45.5
	教育、学習支援業	100.0	26.7	30.0	43.3
	複合サービス業	100.0	58.3	16.7	25.0
	サービス業	100.0	18.8	34.1	47.1
規模	5人～29人	100.0	15.0	10.0	75.0
	30～49人	100.0	13.5	21.8	64.7
	50～99人	100.0	20.2	37.2	42.6
	100人～299人	100.0	22.0	36.6	41.4
	300人～499人	100.0	23.8	38.1	38.1
	500人～999人	100.0	29.9	31.3	38.8
	1,000人以上	100.0	65.9	8.6	25.5

※問3-3、心の健康対策の取組状況(他の外部機関を活用した対策の実施)を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出。

表11-9 心の健康対策の取組状況(パンフレット等を活用した情報提供)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	41.3	20.4	38.3
産業	鉱業	100.0	33.3	33.3	33.3
	建設業	100.0	42.3	15.4	42.3
	製造業	100.0	38.7	19.6	41.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	72.7	9.1	18.2
	情報通信業	100.0	68.8	6.3	25.0
	運輸業	100.0	45.5	22.1	32.5
	卸売・小売業	100.0	49.7	14.1	36.2
	金融・保険業	100.0	44.0	12.0	44.0
	不動産業	100.0	0.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	22.2	29.6	48.1
	医療、福祉	100.0	35.5	25.2	39.4
	教育、学習支援業	100.0	26.7	30.0	43.3
	複合サービス業	100.0	66.7	33.3	0.0
	サービス業	100.0	36.5	24.7	38.8
規模	5人～29人	100.0	20.0	5.0	75.0
	30～49人	100.0	23.4	16.9	59.7
	50～99人	100.0	31.0	26.6	42.4
	100人～299人	100.0	32.3	32.3	35.5
	300人～499人	100.0	52.4	22.2	25.4
	500人～999人	100.0	55.2	22.4	22.4
	1,000人以上	100.0	64.5	8.2	27.3

※問3-3、心の健康対策の取組状況(パンフレット等を活用した情報提供)を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出。

表11-10 心の健康対策の取組状況(ストレスチェックの実施)

(単位:%)

区分		計	実施済	実施に向け 検討中	未実施
計		100.0	20.1	53.0	26.9
産 業	鉱業	100.0	0.0	66.7	33.3
	建設業	100.0	19.2	46.2	34.6
	製造業	100.0	12.9	58.2	28.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	9.1	63.6	27.3
	情報通信業	100.0	18.8	56.3	25.0
	運輸業	100.0	20.3	63.3	16.5
	卸売・小売業	100.0	34.9	38.0	27.1
	金融・保険業	100.0	28.0	72.0	0.0
	不動産業	100.0	0.0	66.7	33.3
	飲食店、宿泊業	100.0	22.2	37.0	40.7
	医療、福祉	100.0	14.7	60.3	25.0
	教育、学習支援業	100.0	20.0	53.3	26.7
	複合サービス業	100.0	8.3	91.7	0.0
	サービス業	100.0	22.1	40.7	37.2
規 模	5人～29人	100.0	5.0	0.0	95.0
	30～49人	100.0	9.2	26.8	64.1
	50～99人	100.0	12.8	64.7	22.5
	100人～299人	100.0	13.4	63.6	23.0
	300人～499人	100.0	30.2	63.5	6.3
	500人～999人	100.0	17.5	77.8	4.8
1,000人以上	100.0	39.1	47.0	14.0	

※問33、心の健康対策の取組状況(ストレスチェックの実施)を産業別・規模別に集計し、各計を100%として算出。

(参考) 平成 27 年度仕事と家庭の両立支援に関する調査票

秘

仕事と家庭の両立支援に関する調査票

この調査は、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのまま記入してください。

— お願い —
 この調査は、特にことわりのない限り、平成27年10月1日現在の状況について記入してください。
 回答は特にことわりのない限り、該当する番号を○で囲んでください。
 また、人数など、空欄に具体的な内容を記入してください。
提出期限は、平成28年2月8日（月）です。同封の返信用封筒により郵送してください。
 <調査票の内容や記入方法についてのお問い合わせ先>
【受託企業】株式会社 東京商工リサーチ 岡山支店
 〒700-0907 岡山市北区下石井2-1-18 ORIX岡山下石井ビル
 電話：086-224-3311（月曜～金曜9:00～17:00） 担当者 近藤、森本

I 事業所に関する事項

（同一企業であっても、本社・支社・工場等はそれぞれ別個の事業所となります。）

事業所名	記入者	所属
所在地（〒 - ）	所属	電話（ ） - 内線
	氏名	氏名
主な事業内容		

問1 産業の分類

鉱業	1	金融・保険業	8
建設業	2	不動産業	9
製造業	3	飲食店、宿泊業	10
電気・ガス・熱供給・水道業	4	医療、福祉	11
情報通信業	5	教育、学習支援業	12
運輸業	6	複合サービス事業（注1）	13
卸売・小売業	7	サービス業	14

（注1）「複合サービス事業」に該当する事業所は、複数の各種サービスを提供し、いずれが主たる事業であるか判別できない農林水産業協同組合及び事業協同組合の事業所

問2 貴企業全体の規模（本社支社等を含む全常用労働者（注2）をいう）

5人～29人	1	300人～499人	5
30人～49人	2	500人～999人	6
50人～99人	3	1,000人以上	7
100人～299人	4		

（注2）「常用労働者」とは次のうち何れかに該当する労働者をいいます。
 イ、期間を決めずに、または1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者
 ロ、日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者で、調査前2ヶ月の各月においてそれぞれ18日以上雇われた者
 ハ、取締役、理事などの役員のうち常時勤務して毎月給与の支払を受けている者及び事業主の家族でその事業所に働いている者のうち常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

問3 労働組合の有無

あり	1	なし	2
----	---	----	---

問4 貴事業所の従業員について

全常用労働者数及びうちパートタイム労働者数（注3）、有期雇用者数（注4）
（該当数値がない場合は各々の最後の桁にのみ0を記入してください。）

	全常用労働者数			パートタイム労働者数			有期雇用者数		
	人	人	人	人	人	人	人	人	
女性									
男性									
計									

（注3）「パートタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者に比べて短い労働者をいいます。

（注4）「有期雇用者」とは、期間の定めのある労働契約によって雇用されている労働者をいいます。

II 仕事と家庭の両立に関する事項

問5 仕事と家庭の両立支援の取組状況

（それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。）

項 目	行っている	行っていない
1 所定外労働時間の削減	1	2
2 年次有給休暇の取得促進	1	2
3 多様な正社員制度（例：勤務地限定、短時間正社員等）の導入・拡充	1	2
4 柔軟な働き方（例：フレックスタイム、在宅勤務等）の導入・拡充	1	2
5 育児・介護と仕事の両立支援制度の導入・充実	1	2

問6 『ゆう活』の実施状況（昨年の夏、『ゆう活』を実施しましたか。）

実施した	1
実施しなかった	2

（注5）『ゆう活』とは、働き方改革の一環として、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動の通称です。

→ 実施した場合は、その内容を記入してください。

問6(1)

〈記入例〉

7月と8月に、通常の始業時刻（8時30分）を1時間早め、7時30分（終業時刻も1時間早め16時15分）からとした。

Ⅲ 育児休業制度等に関する事項

育児休業制度は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定する休業制度をいい、労働基準法に規定する産前産後休業、育児時間とは別の制度です。

問7 育児休業制度の規定の有無

就業規則等に制度の規定あり	1
就業規則等に制度の規定なし	2

問8 育児休業制度の対象者（それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。）

項 目	対象として いる	対象として いない
1 期間を定めて雇用される労働者 (※法律に定める要件を満たしている者を除く。)	1	2
2 所定労働日数が週2日以下の労働者	1	2
3 勤続1年未満の労働者	1	2
4 配偶者が常態として子を養育することができる労働者	1	2
5 1年以内に退職することが明らかな労働者	1	2

※法律に定める要件…①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。
②子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引き続き雇用される
ことが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日
までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を
除く。）

問9 休業期間（子が何歳になるまで育児休業をすることができますか。）

子が満1歳未満	1
子が満1歳6か月未満（※法律に定める要件による期間延長を除く。）	2
子が満2歳未満	3
子が満3歳未満	4
子が満3歳以上	5

※法律に定める要件・・・①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
②子の養育を行っている配偶者（もう1人の親）であって、1歳以降子
を養育する予定であったものが死亡、負傷、疾病等により子を養育す
ることが
困難になった場合

〔法律に定める要件によるものに限って、1歳6ヶ月までの期間延長を認めている場合は、
1を選んでください。就業規則等により要件を定めず、申し出により期間延長を認めている
場合は2を選んでください。〕

問10 育児休業制度の利用者の状況

(1) 出産者数（又は配偶者が出産した者の数）、育児休業者数及び代替要員数

項 目	女性	男性
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの出産者数 (男性の場合は、配偶者が出産した者の数)	人	人
うち平成27年9月30日までの間に育児休業を開始した者 の数（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）	人	人
上記育児休業を開始した者について、代替要員が採用された 育児休業者数	人	人

- (2) 育児休業終了後の復職状況（平成26年4月1日から平成27年3月31日までに復職予定だった者について、復職した者又は退職した者の数を記入してください。）

項目	女性	男性
復職した者	人	人
復職予定であったが退職した者	人	人

- (3) 育児休業制度の利用期間（平成26年4月1日から平成27年3月31日までに育児休業を終了し、復職した者について記入してください。）

性別	1か月未満		1か月～3か月未満		3か月～6か月未満		6か月～12か月未満		12か月～24か月未満		24か月～36か月未満		36か月以上	
		人		人		人		人		人		人		人
女性														
男性														

- 問11 育児のための勤務時間短縮等の制度の有無、内容
（それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。）

制度等	制度の有無		制度の最長利用期間		
	無	有	子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上
1 短時間勤務制度	1	2	1	2	3
2 フレックスタイム	1	2	1	2	3
3 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	1	2	3
4 所定外労働の制限	1	2	1	2	3
5 事業所内保育施設	1	2	1	2	3
6 育児に要する経費の援助措置（注6）	1	2	1	2	3

制度がある場合にお答えください。

（注6）育児に要する経費の援助措置とは、労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度をいいます。

現在、短時間勤務制度がある場合にお答えください。

制度等	平日1日に短縮する時間の長さ			
	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上4時間未満	4時間以上
1 短時間勤務制度	1	2	3	4

※週単位、月単位での制度を実施している場合は1日あたりに換算してお答えください。

IV 子の看護休暇に関する事項

子の看護休暇制度は、負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行う労働者に与えられる休暇であり、年次有給休暇とは別のもので与えられる休暇です。

問 1 2 子の看護休暇制度

(1) 子の看護休暇制度の規定の有無

就業規則等に制度の規定あり	1	→	有 給	一部有給	無 給
就業規則等に制度の規定なし	2		1	2	3

(2) 子の看護休暇制度の対象者

(それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。)

項 目	対象としている	対象としていない
1 所定労働日数が週2日以下の労働者	1	2
2 勤続6ヶ月未満の労働者	1	2
3 勤続1年未満の労働者	1	2

問 1 3 子の看護休暇制度の内容

(1) 子が何歳になるまで子の看護休暇をとることができますか。

子が小学校就学の始期に達するまで	1
子が小学校入学～小学校低学年（3年生又は9歳）まで	2
子が小学校4年生から小学校卒業（又は12歳）まで	3
子が小学校卒業以降も対象	4

(2) 休暇日数等について該当する番号を○で囲んでください。

(1～3を○で囲んだ場合は1年間に取得できる日数についてお答えください。)

制限あり	同一の労働者につき	1	→	5日	6日 ～ 9日	10日	11日 ～ 20日	21日 以上
	同一の子につき	2		1	2	3	4	5
	上記以外	3						
制限なし		4						

問 1 4 子の看護休暇制度の利用者の状況

(1) 平成26年4月1日時点で小学校就学前までの子を持つ労働者数

項目	女性	男性
就学前の子を持つ労働者数	人	人
うち平成26年4月1日から27年3月31日までに子の看護休暇を取得した者の数	人	人

(2) 子の看護休暇制度の利用日数

性別 \ 期間	3日以下	4日～6日	7日～9日	10日以上
女 性	人	人	人	人
男 性	人	人	人	人

V 介護休業制度等に関する事項

介護休業制度は家族等の介護のために一定期間休業する制度をいい、配偶者の出産に伴う休暇及び家族の介護のために年次有給休暇を取得することは除きます。

問 1 5 介護休業制度の規定の有無

就業規則等に制度の規定あり	1
就業規則等に制度の規定なし	2

問 1 6 介護休業制度の内容

(1) 介護休業の付与期間

93日	93日を超え1年未満	1年	1年を超える期間
1	2	3	4

(2) 介護休業の取得回数

制限の内容		回数		
		1回	2回	3回以上
制限あり	対象家族1人につき	1	2	3
	対象家族1人につき常時介護を必要とする状態ごとに	4	5	6
	その他()	7	8	9
制限なし		10		

(3) 介護休業を取得できる労働者の範囲

(それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。)

項目	取得できる	取得できない
1 期間を定めて雇用される労働者 (法律に定める要件を満たしている者を除く。)	1	2
2 所定労働日数が週2日以下の労働者	1	2
3 勤続1年未満の労働者	1	2
4 93日以内に退職が明らかな労働者	1	2

※法律に定める要件…①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。
②介護休業開始予定日から93日を経過する日(93日経過日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く。)

問 1 7 介護休業制度の利用者の状況

(1) 取得者の有無及び人数(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に介護休業を開始した者について記入してください。)

		介護休業取得者		代替要員の採用状況	
		女性	男性	女性	男性
休業取得者あり	1	人	人	人	人
休業取得者なし	2				

(2) 休業終了後の復職状況(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に復職予定だった者で、復職した者及び退職した者について記入してください。)

	女性	男性
復職した者	人	人
復職予定であったが退職した者	人	人

(3) 介護休業利用期間

(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に介護休業を終了し、復職した者について記入してください。)

	1週間未満	1週間 ～2週間未満	2週間 ～1か月未満	1か月 ～3か月未満	3か月 ～1年未満	1年以上
女性						
男性						

問18 介護のための勤務時間短縮等の制度の有無、内容
(それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。)

制度等	制度の有無		制度の最長利用期間				
	無	有	93日 未 満	93日	93日 を超え 1年 未 満	1年	1年を 超える 期 間
1 短時間勤務制度	1	2	1	2	3	4	5
2 フレックスタイム	1	2	1	2	3	4	5
3 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	1	2	3	4	5
4 所定外労働の制限	1	2	1	2	3	4	5
5 介護に要する経費の援助措置 (注7)	1	2	1	2	3	4	5

制度がある
場合には答
えください。

(注7) 介護に要する経費の援助措置とは、労働者がホームヘルパー等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主が介護に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度をいいます。

現在、短時間勤務制度がある場合にお答えください。

	平日1日に短縮する時間の長さ			
	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上
1 短時間勤務制度	1	2	3	4

※週単位、月単位での制度を実施している場合は1日あたりに換算してお答えください。

VI 介護休暇に関する事項

介護休暇は、労働者が申し出ることにより、要介護状態（*1）の対象家族（*2）を介護するために取得できる休暇です。（*3）

- *1 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態
- *2 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子、配偶者の父母、同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫
- *3 雇用期間が6ヵ月未満の労働者等一定の労働者のうち労使協定で休暇を取得できないものとされた労働者は適用外

問19 介護休暇制度

介護休暇制度の規定の有無

就業規則等に制度の規定あり	1	→	有給	一部有給	無給
就業規則等に制度の規定なし	2		1	2	3

現在、制度の規定がない場合にお答えください。

制度の導入予定あり	1
制度の導入予定なし	2

問20 休暇制度の内容

(1) 制度の対象者について該当する番号を○で囲んでください。

項目	対象としている	対象としていない
1 所定労働日数が週2日以下の労働者	1	2
2 勤続6ヶ月未満の労働者	1	2
3 勤続1年未満の労働者	1	2

(2) 休暇日数等について該当する番号を○で囲んでください。

(1～3を○で囲んだ場合は1年間に取得できる日数についてもお答えください。)

制限あり	同一の労働者につき	1	} 5日 6日 7日 8日 9日 10日 11日 12日 13日 14日 15日 16日 17日 18日 19日 20日 21日 以上
	同一の要介護状態の対象家族につき	2	
	上記以外	3	
制限なし		4	

(3) 介護休暇制度の利用日数

性別 \ 期間	3日以下	4日～6日	7日～9日	10日以上
女性	人	人	人	人
男性	人	人	人	人

Ⅶ 育児休業・介護休業終了後の職場復帰に関する事項

問 2 1 育児休業・介護休業終了後の職場復帰

- (1) 職場復帰プログラムの有無
 職場復帰プログラムとは、育児休業・介護休業を取得した労働者の円滑な職場復帰のために、
 情報提供や講習を行う措置です。

職場復帰プログラムを講じている	
企業や仕事に関する情報提供	1
職場復帰のための講習	2
その他()	3
職場復帰プログラムを講じていない	4

- (2) 復職後の職場・職種

原則として現職復帰	1
本人の希望を考慮して会社が決定	2
会社の人事管理等の都合により決定	3

Ⅷ 再雇用制度に関する事項

再雇用制度とは、育児、介護等により退職した者を再び自社に雇い入れる制度をいい（パートタイム労働者として再雇用された場合を含みます）、企業グループで実施しているものを含みます。

問 2 2 再雇用制度の有無、根拠

(該当する番号を○で囲み、「制度あり」の場合はそれぞれ人数を記入してください。)

制度あり	就業規則等で明文化	1	→	項目	女性	男性	
	慣行で認めている	2		平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に再雇用制度の適用となり、退職した者の数			人
	その他	3		平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に再雇用制度により再雇用された者の数			人
制度なし	一年以内に導入予定	4					
	検討中	5					
	導入予定なし	6					

IX パートタイム労働者の雇用管理に関する事項

問 2 3 パートタイム労働者の1日あたり労働時間、週あたり労働日数

1日あたりの平均的な労働時間	時間
週あたりの平均的な労働日数	日

問 2 4 パートタイム労働者の平均的な勤続年数

平均的な勤続年数	年
----------	---

問 2 5 パートタイム労働者の人数と職務内容
(それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。)

項 目	5割以上	5割未満	いない
1 職務内容が正社員とほとんど同じ	1	2	3
2 管理業務や専門業務に従事	1	2	3
3 正社員とほぼ同じ勤務時間で、残業や事業所内の配置転換もある	1	2	3
4 勤続年数が相当程度長期化(10年以上)	1	2	3
5 賃金の決定方法が正社員と同じ	1	2	3

問 2 6 パートタイム労働者の処遇(賃金、昇給等)を決めるにあたって、正社員との均衡(バランス)を考慮していますか。

現在考慮している。	1
現在は考慮していないが、今後は考慮する必要がある。	2
現在は考慮していないし、今後も考慮する必要はないと思う。	3

問 2 7 パートタイム労働者の正社員への転換制度の有無

あり	1	なし	2
----	---	----	---

問 2 8 パートタイム労働者の福利厚生状況
(それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。)

就業規則の形態	1 パート労働者専用の適用規定を作成	2 通常の就業規則にパート労働者適用規定を追加	3 通常の就業規則を適用
退職金の支給	1 あり	2 なし	
教育訓練の機会	1 あり	2 なし	
福利厚生施設の利用	1 できる	2 できない	

X 女性の活躍の推進状況に関する事項

問29 男女労働者の配置状況

(それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。)

業 務	業務の有無		業務がある場合にお答えください →	現在の配置状況				
	無	有		男女ともに配置			男性のみ配置	女性のみ配置
				男女概ね同じ(一方の性が3~7割)	男性がほとんど(8~9割)	女性がほとんど(8~9割)		
1 人事・教育訓練	1	2		1	2	3	4	5
2 総務・経理	1	2		1	2	3	4	5
3 企画・調査	1	2		1	2	3	4	5
4 広報	1	2		1	2	3	4	5
5 研究・開発	1	2		1	2	3	4	5
6 情報処理	1	2		1	2	3	4	5
7 営業	1	2		1	2	3	4	5
8 販売・サービス	1	2		1	2	3	4	5
9 生産	1	2		1	2	3	4	5

問30 管理職の状況

役 職	係長相当職		課長相当職		部長相当職	
	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性
人 数						

(注8) 管理職には、企業の組織系列の各部署において配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
部長・課長等の役職名を採用していない場合や次長職等役職欄にない職については、貴企業の実態により、どの役職に該当するか適宜判断してください。

問31 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策

(それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。)

項 目	実施済	実施に向け検討中	未実施
1 社内報や掲示板等による周知	1	2	3
2 従業員に対する研修・講習会	1	2	3
3 就業規則等へのセクシュアルハラスメントに関する方針の記載	1	2	3
4 相談・苦情処理窓口・担当者の設置	1	2	3
5 相談・苦情対応マニュアルの作成	1	2	3
6 実態調査の実施	1	2	3

問3 2 ポジティブ・アクション（女性の活躍推進）について

ポジティブ・アクションとは、男女の間に事実上生じている差を解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

（それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。）

項 目	実施済	実施に向け検討中	未実施
1 女性がいない又は少ない職務について、意欲と能力のある女性を積極的に採用	1	2	3
2 女性がいない又は少ない職務について、意欲と能力のある女性を積極的に登用	1	2	3
3 女性がいない又は少ない職務・役職に女性が従事するため、教育訓練を積極的に実施	1	2	3
4 中間管理職男性や同僚男性に対し、女性の能力発揮の重要性について啓発を実施	1	2	3
5 性別により評価することがないように人事考課基準を明確に規定	1	2	3
6 男女の役割分担意識に基づく慣行の見直し等職場環境・風土の改善	1	2	3
7 企業内の推進体制の整備（女性の能力発揮に関する担当部局を定める、担当者・責任者を選任する等）	1	2	3
8 女性の能力発揮のための計画の策定	1	2	3

XI 職場における心の健康対策（メンタルヘルスクエア）に関する事項

問3 3 心の健康対策（メンタルヘルスクエア）

（それぞれの項目について、該当する番号を○で囲んでください。）

項 目	実施済	実施に向け検討中	未実施
1 安全衛生委員会等での調査審議	1	2	3
2 メンタルヘルスクエアを行う担当者の選任	1	2	3
3 従業員への教育・研修	1	2	3
4 管理職への教育・研修	1	2	3
5 メンタルヘルスの相談窓口の設置	1	2	3
6 退職者の職場復帰に向けた支援	1	2	3
7 医療機関を活用した対策の実施	1	2	3
8 他の外部機関を活用した対策の実施	1	2	3
9パンフレット等を活用した情報提供	1	2	3
10 ストレスチェックの実施（注9）	1	2	3

（注9）ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいい、平成27年12月から従業員数50人以上の事業場に義務づけられました。

—— お忙しいところ、調査に御協力いただきましてありがとうございました。 ——